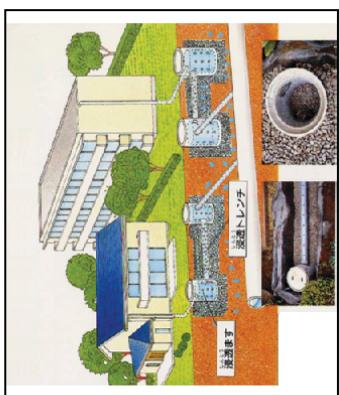
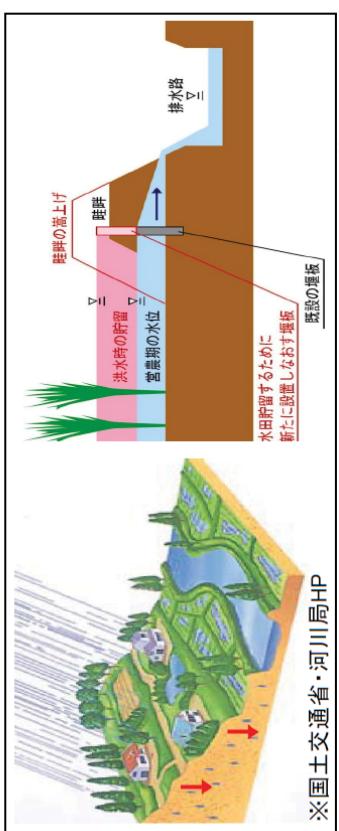


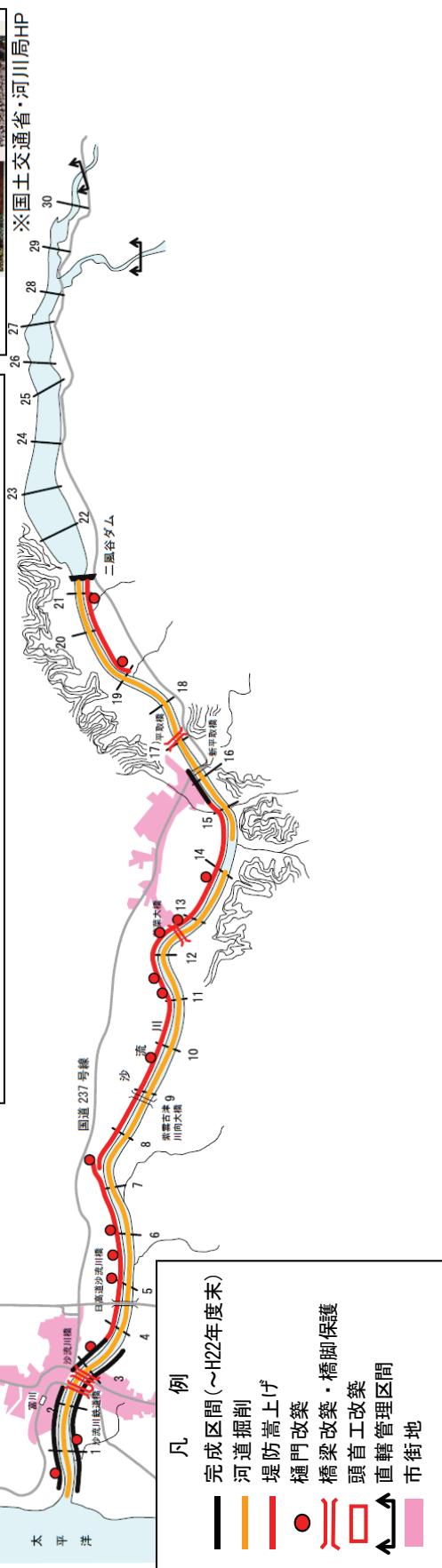
雨水浸透施設イメージ



水田の保全(機能向上)イメージ



※国土交通省・河川局HP



完成区間(～H22年度末)

河道掘削
堤防嵩上げ

樋門改築
橋梁改築・橋脚保護

頭首工改築
直轄管理区間

市街地

雨水貯留施設イメージ



※国土交通省・河川局HP

図 4.2-48 治水対策案-15における検討箇所図

4.2.4 パブリックコメントを踏まえた治水対策案の追加

パブリックコメント(平成23年6月10日～7月11日)において、3件の具体的な治水対策案のご提案があり、検討の結果、以下の2つの治水対策案（パブリックコメントでご提案のあった治水対策案①、②）を追加で立案することとした。なお、パブリックコメントでご提案のあった治水対策案③については、既に平取ダムを含まない治水対策案にご意見の趣旨の方策が含まれているため、治水対策案の追加は行わないこととした。

1) パブリックコメントでご提案のあった治水対策案①

<ご意見①>

二風谷ダム、岩知志ダム、奥沙流ダムの有効活用を検討するべき。

<パブリックコメントを踏まえ追加する治水対策案①>

ダムの有効活用（二風谷ダム掘削+岩知志ダム（掘削+容量買い上げ）+奥沙流ダム（掘削+容量買い上げ）+堤防のかさ上げ+河道の掘削

- ・対策案の概要

二風谷ダム、岩知志ダム及び奥沙流ダムに堆積した土砂を掘削するとともに、水力発電のためのダムである岩知志ダム及び奥沙流ダムにおいて洪水調節を行うためにゲートを改築する。また、流下断面が不足する箇所について、「堤防のかさ上げ+河道の掘削」を組み合わせる。

2) パブリックコメントでご提案のあった治水対策案②

<ご意見②>

二風谷ダムに排砂ゲートを設置し、堆砂量を減らし、洪水調節容量を確保するべき。

<パブリックコメントを踏まえ追加する治水対策案②>

ダムの有効活用（二風谷ダム掘削+操作ルール見直し）+堤防のかさ上げ+河道の掘削

- ・対策案の概要

二風谷ダムに堆積した土砂を掘削するとともに、水道用水の供給及び流水の正常な機能の維持に影響のない比較的流量の多い時期に既設のオリフィスゲートを開門して排砂し、できるだけ堆砂量を減らすことにより洪水調節容量を確保する。また、流下断面が不足する箇所について、「堤防のかさ上げ+河道の掘削」を組み合わせる。

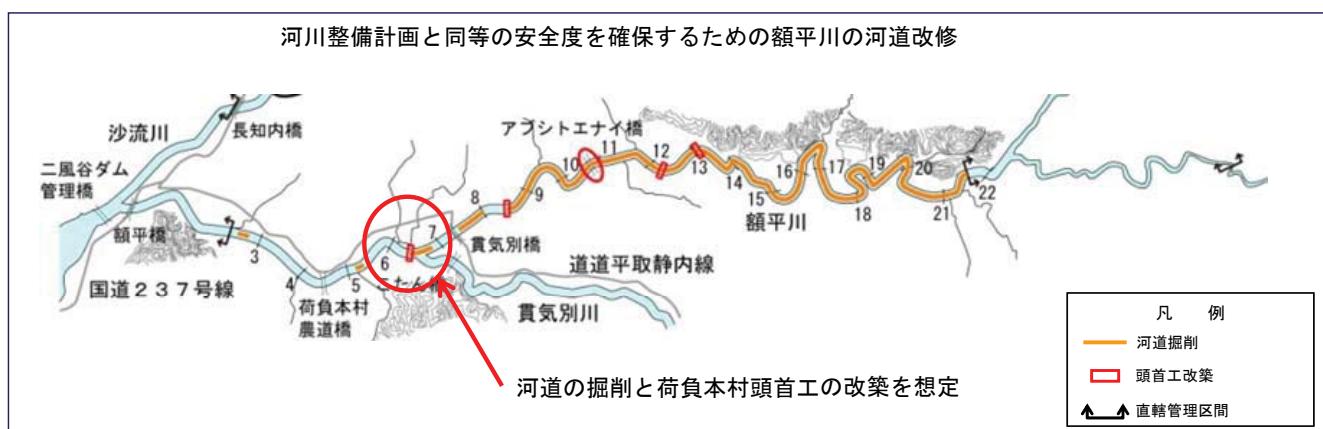
3) パブリックコメントでご提案のあった治水対策案③

<ご意見>

額平川にある荷負本村頭首工を 300 メートル下流へ移設することにより水位を下げる。流木発生を防止するため、額平川の支川等の立木の伐採、倒木の整理等を営林製作にする。

<検討主体の考え方>

- ・平取ダムを含まない治水対策案においては、額平川の流下断面を広げて水位を下げるため、河道の掘削を行うとともに荷負本村頭首工等の改築を行うこととしており、ご意見の趣旨の方策が含まれている。
- ・また、流木発生の抑制については、平取ダムの有無に関わらず、関係機関と調整を図りながら取り組んでいくこととしているため、治水対策案の追加は行わない。

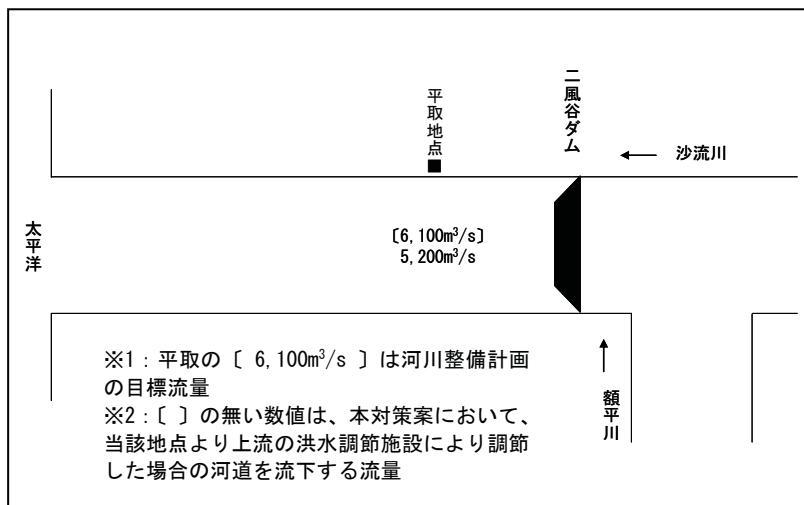


(1) 【パブリックコメントを踏まえ追加する治水対策案①】

ダムの有効活用(二風谷ダム掘削+岩知志ダム(掘削+容量買い上げ)+奥沙流ダム(掘削+容量買い上げ))+堤防のかさ上げ+河道の掘削

【対策案の概要】

- ・二風谷ダム、岩知志ダム、奥沙流ダムに堆積した土砂を掘削とともに、水力発電のためのダムである岩知志ダム及び奥沙流ダムの容量を買い上げ、ゲート改築を行う。
- ・河川の流下断面積が不足する箇所において、堤防のかさ上げ、河道の掘削、河道内の樹木の伐採を行う。
- ・河川の流量を低減させるため、二風谷ダム、岩知志ダム、奥沙流ダムに堆積した土砂を掘削するとともに、岩知志ダム及び奥沙流ダムの他用途の容量を買い上げる。
- ・岩知志ダム及び奥沙流ダムについて洪水調節を行うためのゲート改築を行う。
- ・堤防のかさ上げ、河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。



【パブコメ案-①】

■二風谷ダム掘削	約 1,100 万 m^3
掘削等	約 440 万 m^3
容量買い上げ	約 500 万 m^3
■岩知志ダム掘削	
掘削等	約 8 万 m^3
容量買い上げ	約 50 万 m^3
■奥沙流ダム掘削	
掘削等	約 50 万 m^3
護岸	約 1.3 km
河道掘削等	約 330 万 m^3
樋門・樋管	14 箇所
橋梁改築等	5 橋
用地補償	約 3 ha

- ※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。
- ※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。
- ※ 額平川（北海道管理区間）においては、以下の河道改修を行う。
護岸 約 1.5km, 河道掘削 約 250 万 m^3 , 橋梁改築等 1 橋, 墁 4 基
- ※ 対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

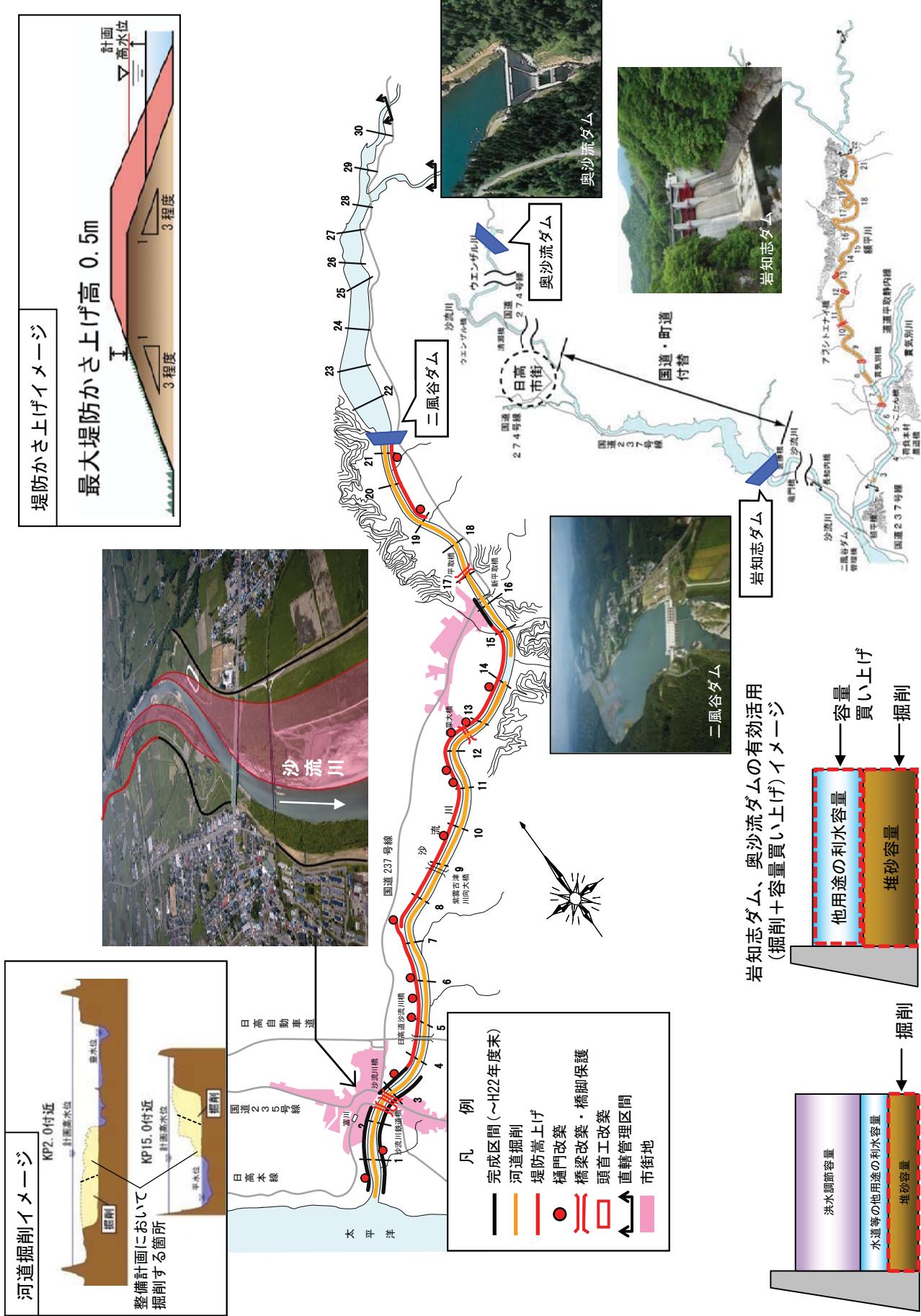


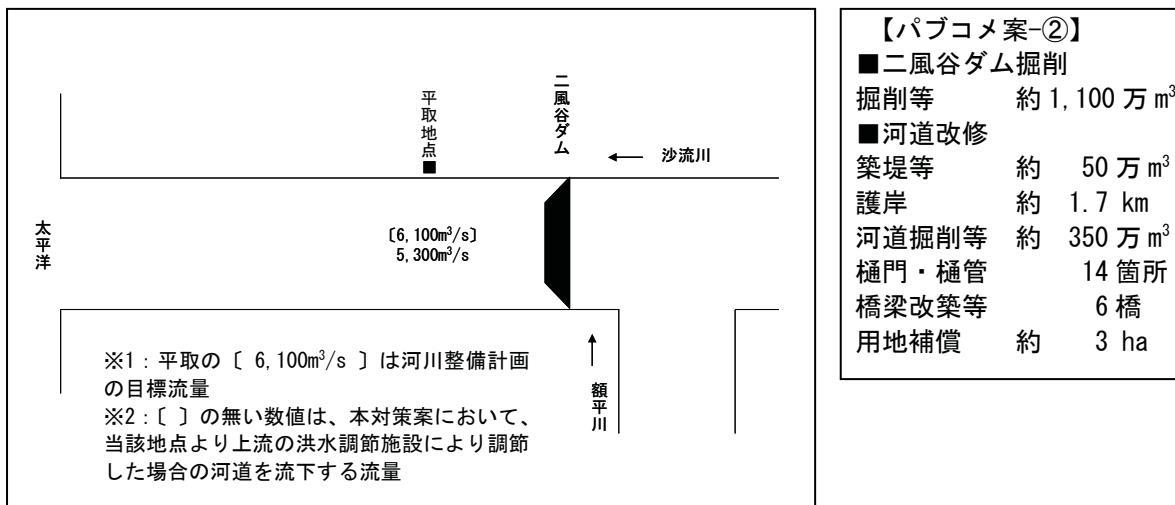
図 4.2-49 パブリックコメントを踏まえ追加する治水対策案①における検討箇所図

(2) 【パブリックコメントを踏まえ追加する治水対策案②】

ダムの有効活用(二風谷ダム掘削+操作ルール見直し)+堤防のかさ上げ+河道の掘削

【対策案の概要】

- ・二風谷ダムにおいて、堆積した土砂を掘削するとともに、水道用水の供給及び流水の正常な機能の維持に影響のない比較的流量の多い時期に既設のオリフィスゲートを開閉し、できるだけ堆砂量を減らすことにより洪水調節容量を確保する。
- ・河川の流下断面積が不足する箇所において、堤防のかさ上げ、河道の掘削、河道内の樹木の伐採を行う。
- ・堤防のかさ上げ、河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。



- ※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。
- ※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。
- ※ 額平川（北海道管理区間）においては、以下の河道改修を行う。
護岸 約 1.5km, 河道掘削 約 250 万 m^3 , 橋梁改築等 1 橋, 堤 4 基
- ※ 対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

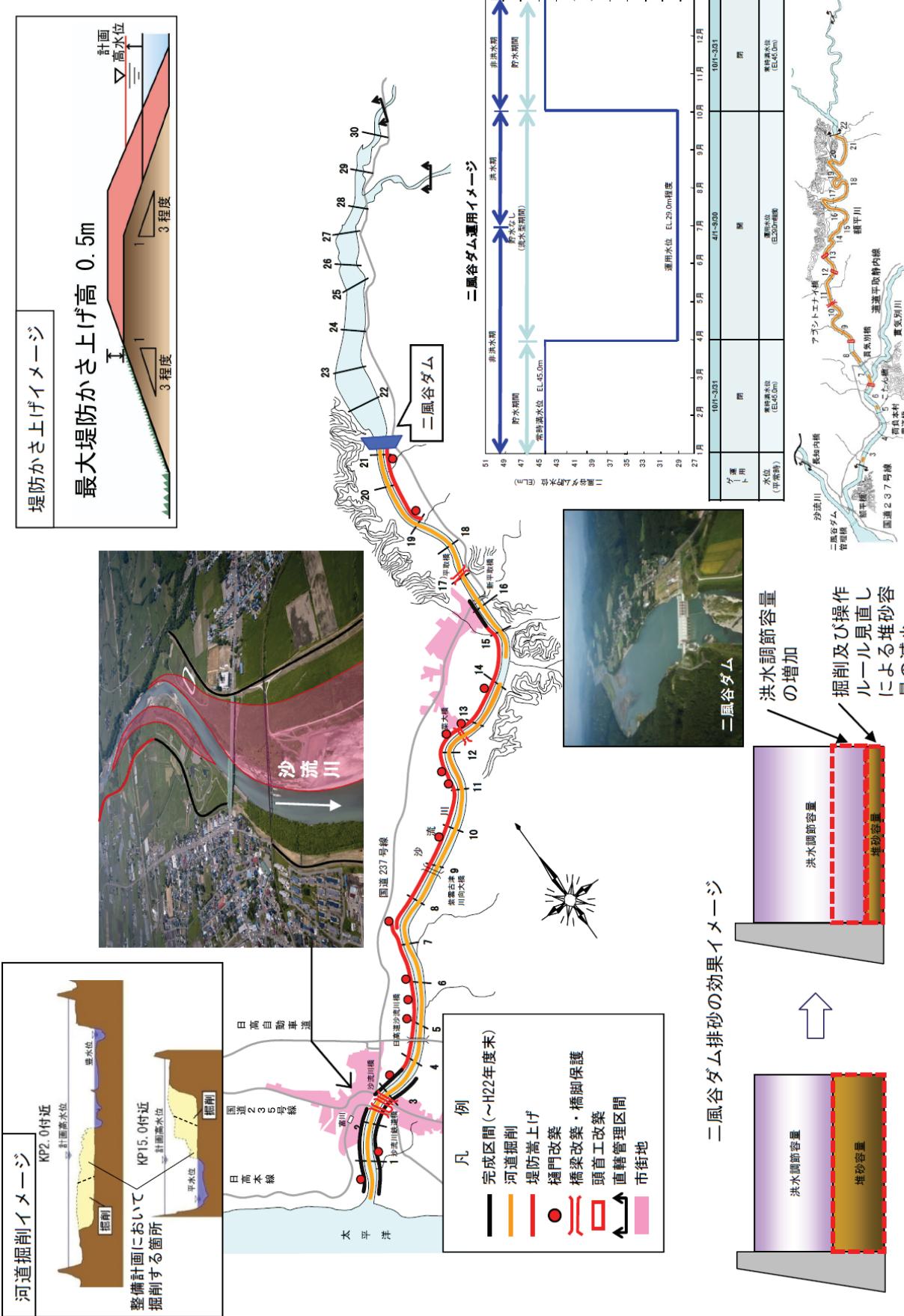


図 4.2-50 パブリックコメントを踏まえ追加する治水対策案-②における検討箇所図

4.2.5 概略評価

4.2.3 で立案した複数の治水対策案について、検討主体で概略評価（案）を作成し、この概略評価（案）に対して関係河川使用者、平取ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の構成員から意見を聴くとともにパブリックコメントにより意見を募集した。また、4.2.4 でパブリックコメントを踏まえて立案した治水対策案についても関係河川使用者の意見を聴いた。そして、関係者等の意見を踏まえ概略評価を再整理した。

4.2.5.1 概略評価（案）の作成

4.2.3 で立案した複数の治水対策案をグループに分類し、各グループからコスト等の観点から有利な案を1～2案抽出する概略評価（案）を作成した。

表 4.2-6 治水対策案の概略評価（案）（1/3）

分類	No	治水対策案	完成までに要する費用	実施にあたっての留意事項	抽出（案）	棄却理由
【①河川整備 計画】	0	平取ダム	約 400 億円	・民有地の買収及び家屋移転は完了している。	○	
	1	河道の掘削	約 600 億円	・河道内の対策が中心であり、新たに大きく用地買収を行う必要はない。	○	
	2	引堤	約 700 億円	・引堤にかかる地域の合意形成や新たな補償等が必要となる。		治水対策案 1、4 に比べてコストが高く、新たに用地が必要となるなど地域への影響が大きい。
	3	堤防のかさ上げ	約 600 億円	・堤防のかさ上げにより計画高水位が上昇するため、万一破堤した際、被害が大きくなるおそれがあるため、地域との合意形成が必要となる。		治水対策案 1、4 に比べて、万一破堤した際、全川にわたって被害が大きくなるおそれがある。
	4	堤防のかさ上げ+河道の掘削	約 500 億円	・堤防かさ上げにより計画高水位が上昇するため、万一破堤した際、被害が大きくなるおそれがあるため、地域との合意形成が必要である。	○	
【②河道改修 を中心とした 対策】	5	放水路+堤防のかさ上げ +河道の掘削	約 1,200 億円	・放水路整備にかかる地域との合意形成や新たな補償が必要となる。 ・堤防のかさ上げにより計画高水位が上昇するため、万一破堤した際、被害が大きくなるおそれがあるため、地域との合意形成が必要となる。		河川整備計画に出べ、コストが極めて高い。

注1) 「樹林帯等」、「水田等の保全(現況)」、「森林の保全」、「洪水の予測・情報の提供等」、「水害保険等」については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、それぞれ大切な方策であり継続していくべきと考えられるため、全ての治水対策案に組み合わせることとする。

注2) 「部分的に低い堤防の存置」、「霞堤の存置」、「樹林帯等」については、現整備計画での方策であり、全ての治水対策案に組み合わせることとする。

注3) 完成までに要する費用については、平成 22 年度以降の残事業費である。

表 4.2-7 治水対策案の概略評価(案)(2/3)

分類	No	治水対策案	完成までに要する費用	実施にあたっての留意事項	抽出(案)	棄却理由
【③洪水調節施設により洪水流量を低減させる対策】	6	遊水地+堤防のかさ上げ +河道の掘削	約 900 億円	・遊水地整備にかかる地域との合意形成や新たな補償等が必要となる。 ・堤防のかさ上げにより計画高水位が上昇するため、万一破堤した際、被害が大きくなるおそれがあるため、地域との合意形成が必要となる。	○	
	7	ダムの有効活用(二風谷ダム掘削)+堤防のかさ上げ +河道の掘削	約 1,000 億円	・堤防のかさ上げにより計画高水位が上昇するため、万一破堤した際、被害が大きくなるおそれがあるため、地域との合意形成が必要となる。		河川整備計画に比べ、コストが極めて高い。
	8	ダムの有効活用(二風谷ダムかさ上げ)+堤防のかさ上げ +河道の掘削	約 1,300 億円	・二風谷ダムのかさ上げについて地域との合意形成や新たな補償等が必要となる。 ・堤防のかさ上げにより計画高水位が上昇するため、万一破堤した際、被害が大きくなるおそれがあるため、地域との合意形成が必要となる。		河川整備計画に比べ、コストが極めて高い。
	9	ダムの有効活用(岩知志ダム掘削+容量買い上げ) +堤防のかさ上げ+河道の掘削	不確定	・容量買い上げによる費用は施設管理者との合意が必要となる。 ・堤防のかさ上げにより計画高水位が上昇するため、万一破堤した際、被害が大きくなるおそれがあるため、地域との合意形成が必要となる。	○	
	10	ダムの有効活用(岩知志ダムかさ上げ)+堤防のかさ上げ+河道の掘削	約 1,200 億円	・岩知志ダムのかさ上げについて地域との合意形成や新たな補償等が必要となる。 ・堤防のかさ上げにより計画高水位が上昇するため、万一破堤した際、被害が大きくなるおそれがあるため、地域との合意形成が必要である。		河川整備計画に比べ、コストが極めて高い。

る。する。する。する。する。する。する。する。

注2) 「部分的に低い損失の存置」「電場の存置」「樹木標等」については現整備計画での方策であり、全ての治水対策室に組み合わせることとする。

注2) 完成までの費用についでは、平成22年度の残事業費などを

表 4.2-8 治水対策案の概略評価（案）（3/3）

分類	No	治水対策案	完成までに要する費用	実施にあたっての留意事項	抽出（案）	棄却理由
	11	ダムの有効活用(ニ鳳谷ダムかさ上げ)＋遊水地	約 1,600 億円	・遊水地及びニ鳳谷ダムのかさ上げにかかる地域との合意形成や新たな補償等が必要となる。		河川整備計画に比べ、コストが極めて高い。
	12	ダムの有効活用(岩知志ダムかさ上げ)＋遊水地	約 1,500 億円	・遊水地及び岩知志ダムのかさ上げにかかる地域との合意形成や新たな補償等が必要となる。		河川整備計画に比べ、コストが極めて高い。
【③洪水調節施設により洪水流量を低減させる対策】	13	輪中堤＋土地利用規制 +堤防のかさ上げ＋河道の掘削	約 500 億円	・輪中堤や土地利用規制について、地域との合意形成が必要となる。 ・堤防のかさ上げにより計画高水位が上昇するため、万一破堤した際、被害が大きくなるおそれがある。		当該地区は家屋等が点在しており、治水対策案 14 の方が効率的である。
	14	宅地かさ上げ・ピロティ建築等 +土地利用規制 + 堤防のかさ上げ＋河道の掘削	約 500 億円	・宅地かさ上げや土地利用規制について、地域との合意形成が必要となる。 ・堤防のかさ上げにより計画高水位が上昇するため、万一破堤した際、被害が大きくなるおそれがある。	○	
	15	雨水貯留施設＋雨水浸透施設 +水田等の保全(機能向上) + 堤防のかさ上げ＋河道の掘削	約 500 億円	・雨水貯留施設、雨水浸透施設、水田等の保全(機能向上)の整備にかかる施設管理者との合意形成が必要となる。 ・堤防のかさ上げにより計画高水位が上昇するため、万一破堤した際、被害が大きくなるおそれがある。	○	ため、地域との合意形成が必要である。

注1)「樹林帯等」、「水田等の保全(現況)」、「森林の保全」、「森林の保全(現況)」、「水害保険等」については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、それぞれ大切な方策であり継続していくべきと考えられるため、全ての治水対策案に組み合わせることとする。

注2)「部分的に低い堤防の存置」、「霞堤の存置」、「樹林帯等」については、現整備計画での方策であり、全ての治水対策案に組み合わせることとする。

注3) 完成までに要する費用については、平成 22 年度以降の残事業費である。

4.2.5.2 関係者等の意見

(1) 関係河川使用者の意見

4.2.3 及び4.2.4 で立案した治水対策案について、関係河川使用者に対して意見聴取を行った。

治水対策案の意見聴取先

【関係河川使用者】

- ・ 北海道電力株式会社
 - ～ ダムの有効活用（岩知志ダム掘削+容量買い上げ）
 - ～ ダムの有効活用（奥沙流ダム掘削+容量買い上げ）
- ・ ほくでんエコエナジー株式会社
 - ～ ダムの有効活用（二風谷ダム掘削+操作ルール見直し）

意見聴取結果を以下に示す。

1) 北海道電力株式会社

●意見照会事項＜平成 23 年 7 月 1 日照会＞

- ・岩知志ダムの再開発（掘削）を行い、平取ダムに代わる治水対策案とすることに関する見解。
- ・岩知志ダムの利水容量買い上げを行い、平取ダムに代わる治水対策案とすることに関する見解。

●意見照会事項＜平成 23 年 7 月 1 日＞に関する回答

- ・対策案の比較検討にあたっては、以下の理由から水力発電事業に影響を与えることのないよう強く要望いたします。
- ・水力発電は、純国産の再生可能エネルギーとして、また、発電時に温室効果ガスである CO₂ を排出しないクリーンエネルギーとして我が国のエネルギー政策上、重要な位置づけであります。
- ・ダムを伴った貯水池式や調節池式の発電所においては、その発電容量により電力需要が逼迫する時期の供給力確保、急激な需要変動に対する追従性、電力系統の安定運用に重要な役割を担うものであります。
- ・今後、太陽光・風力等の出力変動の大きい再生可能エネルギーの導入が拡大されることが予想され、このような発電容量を持ち系統調整力を発揮できる水力発電の重要性は更に高まることが予想されます。
- ・岩知志ダムの土砂掘削量は膨大であり、必要容量を維持するために継続的に流入土砂分を掘削しなければならず、長期間に及ぶ継続的な掘削工事となることが予想されます。掘削工事期間中は岩知志発電所の運用へ大きな制約を与えるものであり、岩知志発電所長期停止による発電量の損失により貴重な水力エネルギーを失うものであることから、本対策案に対しては同意できません。
- ・岩知志ダムの利水容量買い上げを行うことは、貴重な水力エネルギーを利用することが出来なくなり、電力の安定供給に大きな影響を与える可能性がある本対策案に対しては同意できません。

●意見照会事項＜平成 23 年 8 月 19 日照会＞

- ・奥沙流ダムの再開発（掘削）を行い、平取ダムに代わる治水対策案とすることに関する見解
- ・奥沙流ダムの利水容量買い上げを行い、平取ダムに代わる治水対策案とすることに関する見解

●意見照会事項＜平成 23 年 8 月 19 日照会＞に関する回答

- ・奥沙流ダムにおいて必要容量を維持するために継続的に流入土砂分を掘削しなければならず、長期間に及ぶ継続的な掘削工事となることが予想されます。掘削工事期間中は奥沙流発電所の運用へ大きな制約を与えるものであり、奥沙流発電所長期停止によ

る発電量の損失により貴重な水力エネルギーを失うものであることから、本対策案に對しては同意できません。

- ・奥沙流ダムの利水容量買い上げを行うことは、貴重な水力エネルギーを利用することが出来なくなり、電力の安定供給に大きな影響を与える可能性がある本対策案に對しては同意できません。

2) ほくでんエコエナジー株式会社

●意見照会事項<平成 23 年 8 月 19 日照会>

- ・二風谷ダムにおいて融雪期及び洪水期にオリフィスゲートを常時開放するとともに洪水終了後に一定期間オリフィスゲートを全開することにより堆砂容量を減少させて洪水調節容量を増し、平取ダムの治水代替案とすることに関する見解。
- ・二風谷ダムの再開発（掘削）を行い、平取ダムに代わる治水対策案とすることに関する見解。

●意見照会事項<平成 23 年 8 月 19 日照会>に関する回答

- ・オリフィスゲート放流期間中は、ダム水位の低水位運用となるため二風谷発電所の取水が不可能となるものであり、容認できるものではありません。
- ・二風谷ダムの再開発（掘削）は、掘削工事期間中の二風谷発電所の運転制約による減電が生じ、これら対策案は当社の水力発電事業に大きな支障をきたすものであり、容認できるものではありません。

(2) 構成員の意見

第1回から第3回検討の場において、構成員から4.2.5.1の概略評価で棄却した治水対策案を支持する意見はなかった。

(3) パブリックコメント

4.2.5.1で概略評価した治水対策案について、パブリックコメント（平成23年6月10日～7月11日）を行ったところ、4.2.5.1の概略評価で棄却した治水対策案を支持する意見はなかった。また、4.2.4のとおりご提案ををいただいた。

4.2.5.3 関係者等の意見を踏まえた概略評価

4.2.5.2の関係者等の意見を踏まえつつ、概略評価について再整理した結果を表4.2-9～表4.2-11に示す。

<意見を踏まえた概略評価の内容>

- ・治水対策案No.9（ダムの有効活用（岩知志ダム掘削）+堤防のかさ上げ+河道の掘削）については、施設管理者である北海道電力株式会社に確認したところ、同意できないとの回答があり、他案と比較して実現性が低いことが明らかになったことから、概略評価において棄却する。
- ・パブリックコメントを踏まえて追加する治水対策案①（ダムの有効活用（二風谷ダム掘削）+岩知志ダム（掘削+容量買い上げ）+奥沙流ダム（掘削+容量買い上げ）+堤防のかさ上げ+河道の掘削）については、岩知志ダム及び奥沙流ダムの施設管理者である北海道電力株式会社に確認したところ、同意できないとの回答があり、他案と比較して実現性が低いことが明らかになったことから、概略評価において棄却する。
- ・パブリックコメントを踏まえて追加する治水対策案②（ダムの有効活用（二風谷ダム掘削+操作ルール見直し）+堤防のかさ上げ+河道の掘削）については、概略評価による抽出（案）で示した治水対策案1、4、6、14、15よりもコストが高いため、概略評価において棄却する。

意見聴取結果を踏まえ、4.2.3で立案した治水対策案及び4.2.4でご提案のあった治水対策案について、「検証要領細目」に従って概略評価を行い、4.2.2で示した①～④の分類別に治水対策案を抽出した。

表 4.2-9 関係者等の意見を踏まえた概略評価による治水対策案の抽出の整理（1/3）

分類	No.	治水対策案（実施内容※）	概略評価による抽出		
			完成までに要する費用 (実)	抽出 (実)	抽出 不適当と考えられる評価軸とその理由
【①河川整備計画】	0	平取ダム	約400億円		
	1	河道の掘削	約600億円	○ ○	
	2	引堤	約700億円		・治水対策案1または4よりもコストが高い。 ・新たに用地が必要（約240ha）となるなど地域への影響が大きいため、関係者の理解や地域の合意形成を得るのに相当の時間を要する。
【②河道改修を中心とした対策】	3	堤防のかさ上げ	約600億円		・治水対策案1または4と比べて、万一破堤した際、全川にわたりて被害が大きくなるおそれがある。
	4	堤防のかさ上げ+河道の掘削	約500億円	○ ○	
	5	放水路+堤防のかさ上げ+河道の掘削	約1,200億円		・コスト ・治水対策案1または4よりもコストが高い。

※ 現行の河川整備計画で実施する河道改修及び「水田等の保全（現況）」、「森林の保全」、「洪水の予測・情報の提供等」、「水害保険等」は、全ての案に組み合われている。

※ 完成までに要する費用については、平成22年度以降の残事業費である。

表 4.2-10 関係者等の意見を踏まえた概略評価による治水対策案の抽出の整理 (2/3)

分類	No.	治水対策案 (実施内容*)	概略評価による抽出			
			完成までに要する費用 (億)	抽出 (業)	抽出	不適当と考えられる評価軸とその理由
	6	遊水地+堤防のかさ上げ+河道の掘削	約900億円	○	○	
	7	ダムの有効活用（二風谷ダム掘削） +堤防のかさ上げ+河道の掘削	約1,000億円		・コスト	・治水対策案6よりもコストが高い。
	8	ダムの有効活用（二風谷ダムかさ上げ） +堤防のかさ上げ+河道の掘削	約1,300億円		・コスト	・治水対策案6よりもコストが高い。
【③洪水調節施設により洪水流量を低減させる対策】		ダムの有効活用（岩知志ダム掘削+容量買い上げ）+堤防のかさ上げ+河道の掘削	不確定	○	・実現性	・岩知志ダムの掘削及び容量買い上げに関する意見を聞いたところ、同意できないとの回答があった。
	9	ダムの有効活用（岩知志ダムかさ上げ） +堤防のかさ上げ+河道の掘削	約1,200億円		・コスト	・治水対策案6よりもコストが高い。
	10	ダムの有効活用（二風谷ダムかさ上げ） +遊水地	約1,600億円		・コスト	・治水対策案6よりもコストが高い。
	11	ダムの有効活用（岩知志ダムかさ上げ）+遊水地	約1,500億円		・コスト	・治水対策案6よりもコストが高い。
	12	ダムの有効活用（岩知志ダムかさ上げ）+遊水地				※ 現行の河川整備計画で実施する河道改修及び「水田等の保全（現況）」、「森林の保全」、「洪水の予測・情報の提供等」、「水害保険等」は、全ての案に組み合せている。 ※ 完成までに要する費用については、平成22年度以降の残事業費である。

表 4.2-11 関係者等の意見を踏まえた概略評価による治水対策案の抽出の整理（3/3）

分類	No.	治水対策案（実施内容※）	概略評価による抽出				
			完成までに要する費用 (案)	抽出	抽出	不適当と考えられる評価軸とその理由	
【④流域を中心とした方策により河道の洪流水量を低減させる対策】	13	輪中堤+土地利用規制+堤防のかさ上げ+河道の掘削	約500億円			・実現性	・当該地区は家屋等が点在しております、治水対策案14の方が効率的である。
	14	宅地かさ上げ・ビロティ建築等+土地利用規制+堤防のかさ上げ+河道の掘削	約500億円	○	○		
	15	雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全（機能向上）+堤防のかさ上げ+河道の掘削	約500億円	○	○		
	①	ダムの有効活用（二風谷ダム掘削+岩知志ダム（掘削+容量買い上げ）+奥沙流ダム（掘削+容量買い上げ））+堤防のかさ上げ+河道の掘削	不確定			・実現性	・岩知志ダム及び奥沙流ダムの掘削及び容量買い上げに関し、施設管理者の意見を聞いたところ、同意できないとの回答があつた。
パブリックコメントを踏まえ追加する治水対策案	②	ダムの有効活用（二風谷ダム掘削+操作ルール見直し）+堤防のかさ上げ+河道の掘削	約1,000億円			・コスト	・治水対策案1、4、6、14、15よりもコストが高い。

※ 現行の河川整備計画で実施する河道改修及び「水田等の保全（現況）」、「森林の保全」、「洪水の予測・情報の提供等」、「水害保険等」は、全ての案に組み合わせている。

※ 完成までに要する費用については、平成22年度以降の残事業費である。

4.2.5.4 概略評価による治水対策案の抽出結果

概略評価で抽出する治水対策案は下記の6案とする。

表 4.2-12 治水対策案抽出6案

分類	No	概略評価で抽出する治水対策案	
【①河川整備計画】	0	現計画案	平取ダム
【②河道改修を中心とした対策】	1	河道掘削案	河道の掘削
	4	堤防かさ上げ・河道掘削案	堤防のかさ上げ+河道の掘削
【③洪水調節施設により洪水流量を低減させる対策】	6	遊水地案	遊水地+堤防のかさ上げ+河道の掘削
【④流域を中心とした方策により河道の洪水流量を低減させる対策】	14	宅地かさ上げ案	宅地かさ上げ・ピロティ建築等+土地利用規制+堤防のかさ上げ+河道の掘削
	15	雨水貯留等案	雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全(機能向上)+堤防のかさ上げ+河道の掘削

※実施内容は、上記のほか、現在の河川整備計画で実施する河道の掘削、河道内樹木の伐採、堤防の整備等を含む。

概略評価により抽出された治水対策案6案については、以下□と表現することとした。

【①河川整備計画】

平取ダム→現計画案

【②河道改修を中心とした対策】より抽出した案

1. 河道の掘削→河道掘削案
4. 堤防のかさ上げ+河道の掘削→堤防かさ上げ・河道掘削案

【③洪水調節施設による洪水流量を低減させる対策】より抽出した案

6. 遊水地+堤防のかさ上げ+河道の掘削→遊水地案

【④流域を中心とした方策により河道の洪水流量を低減させる対策】より抽出した案

14. 宅地かさ上げ・ピロティ建築等+土地利用規制+堤防のかさ上げ+河道の掘削
→宅地かさ上げ案
15. 雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全(機能向上)+堤防のかさ上げ+河道の掘削
→雨水貯留等案

4.2.6 評価軸ごとの評価

概略評価により抽出された治水対策案について「検証要領細目」に示されている 7 つの評価軸について評価を行った。

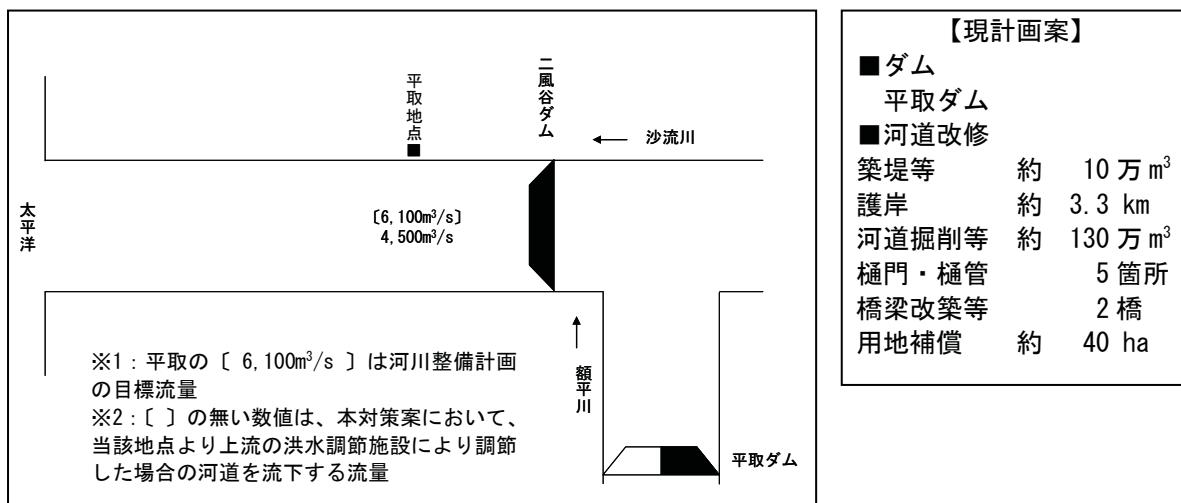
以下に評価軸ごとの評価を行った治水対策案の概要を示す。なお、これらの治水対策案の完成までに要する費用等については、評価軸ごとの評価を行うにあたり、詳細検討を行った結果を示している。

その結果を表 4.2-13～表 4.2-22に示す。

(1) 【①河川整備計画】現計画案

【対策案の概要】

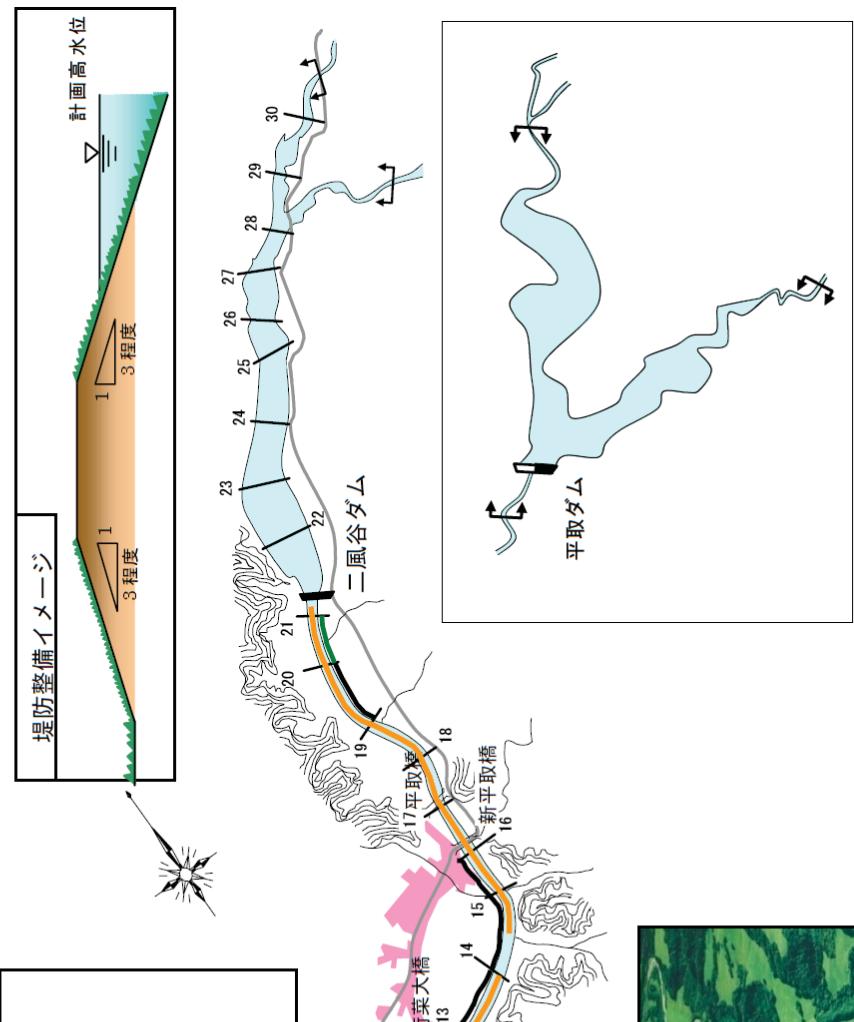
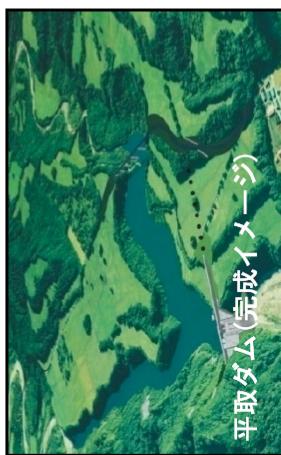
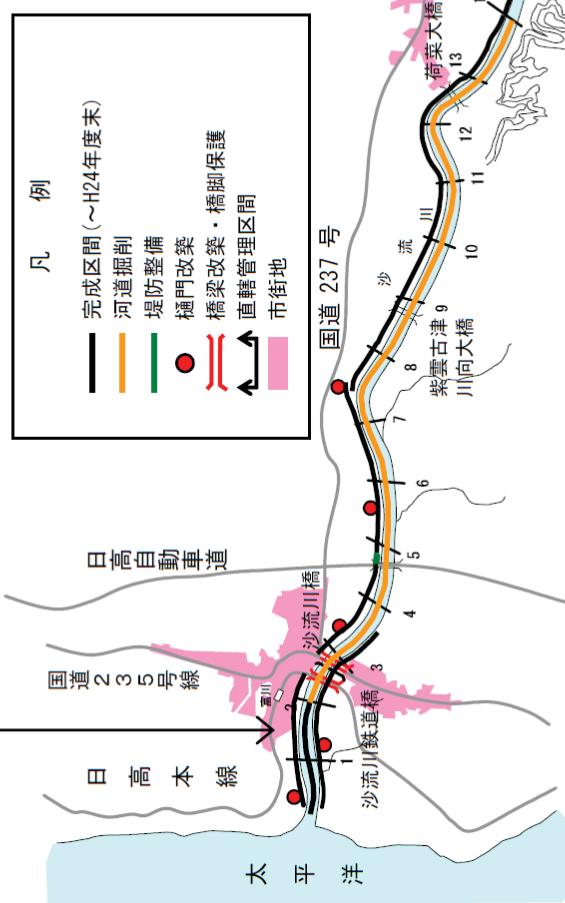
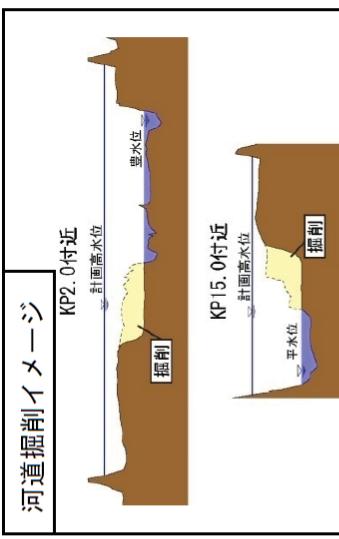
- ・河道改修を実施するとともに、平取ダムの建設により河川整備計画の治水安全度を確保する。
- ・河川の流下断面積が不足する箇所において、河道の掘削、河道内の樹木の伐採、現況堤防の拡築を行う。
- ・河川のピーク流量を低減させるため、額平川に平取ダムの建設を行う。
- ・河道の掘削により影響がある橋梁について橋脚保護を行う。
- ・平取ダム本体及び付替道路等の工事を行う。



※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※ 対策箇所や数量については平成 24 年度末時点のものである。

河道掘削範囲の例



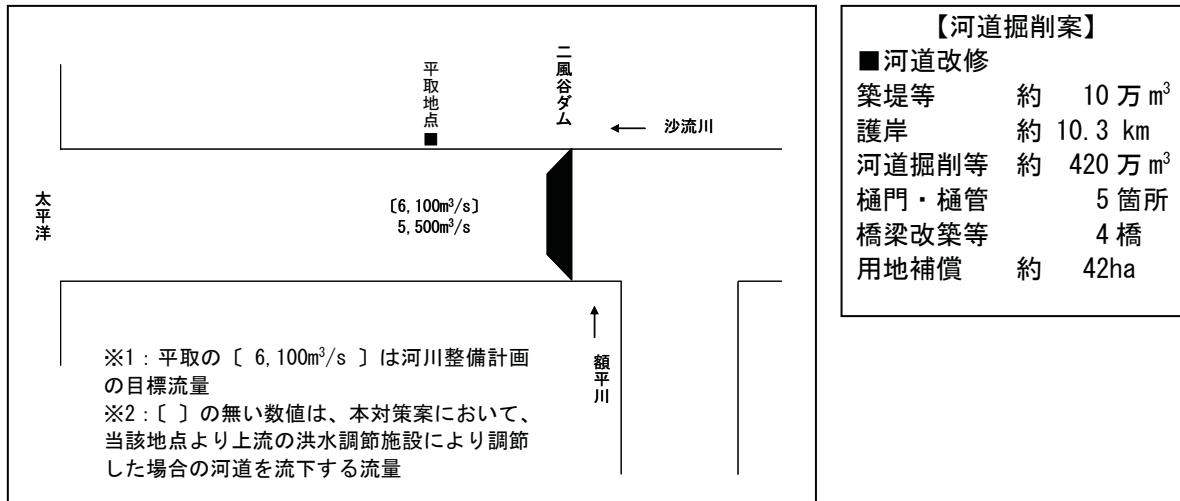
平取ダム地区

図 4.2-51 現計画案における検討箇所図

(2) 【②河道改修を中心とした対策】河道掘削案

【対策案の概要】

- ・河川の流下断面積が不足する箇所においては、さらに河道の掘削及び河道内の樹木の伐採により河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。



- ※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。
- ※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。
- ※ 額平川（北海道管理区間）においては、以下の河道改修を行う。
護岸 約 1.5km、河道掘削 約 250 万 m^3 、橋梁改築等 1 橋、堰 4 基
- ※ 対策箇所や数量については平成 24 年度末時点のものである。

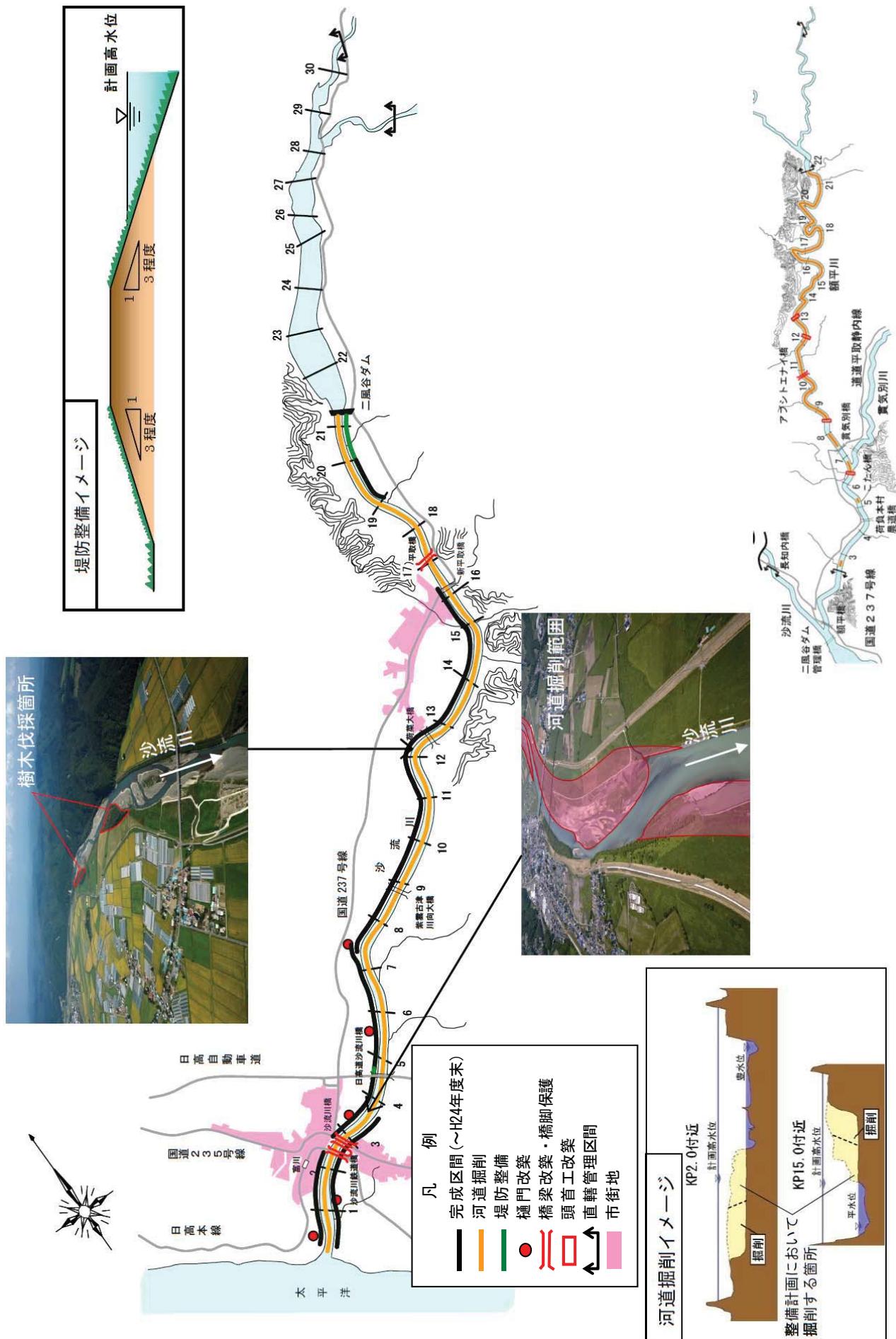
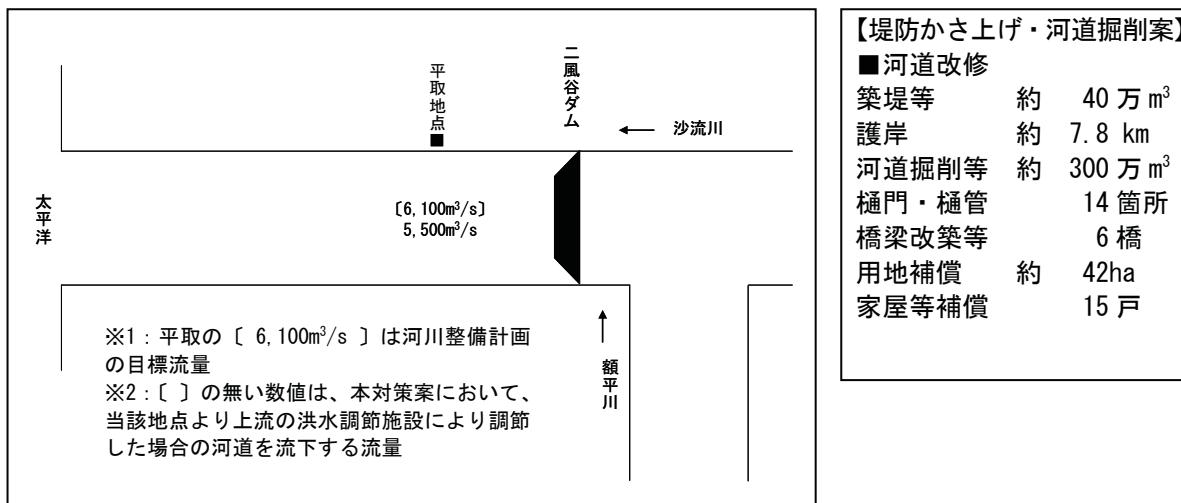


図 4.2-52 河道掘削案における検討箇所図

(3) 【②河道改修を中心とした対策】堤防かさ上げ・河道掘削案

【対策案の概要】

- ・堤防のかさ上げ、河道の掘削、河道内の樹木の伐採により河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・堤防は堤外側にかさ上げすることを基本とし、用地買収が発生しないようを行う。
- ・堤防のかさ上げ、河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。
- ・堤防の浸透・漏水・すべりに係る必要な対策を行う。



- ※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。
- ※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。
- ※ 額平川（北海道管理区間）においては、以下の河道改修を行う。
護岸 約 1.5km、河道掘削 約 250 万 m^3 、橋梁改築等 1 橋、堰 4 基
- ※ 対策箇所や数量については平成 24 年度末時点のものである。

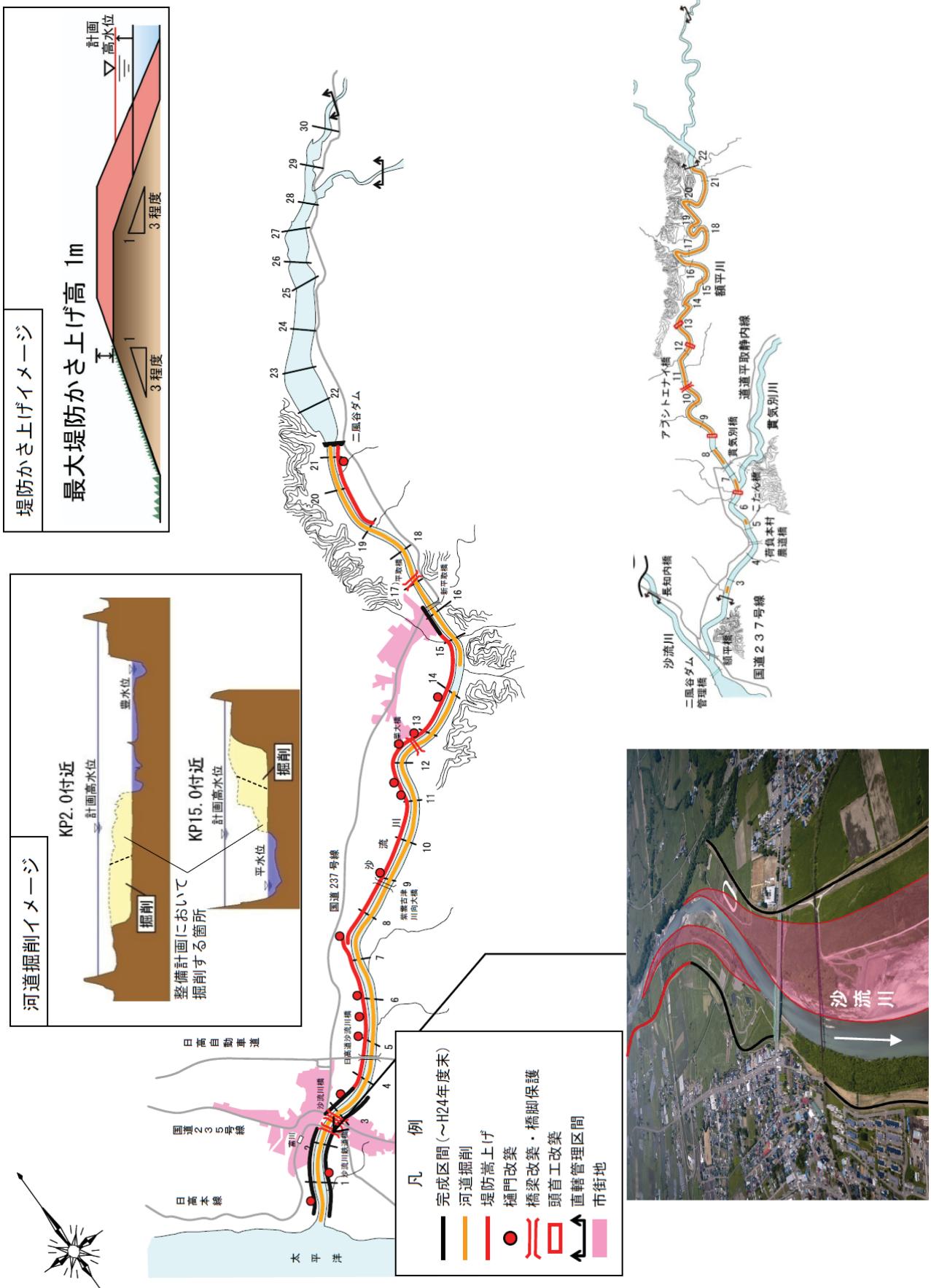
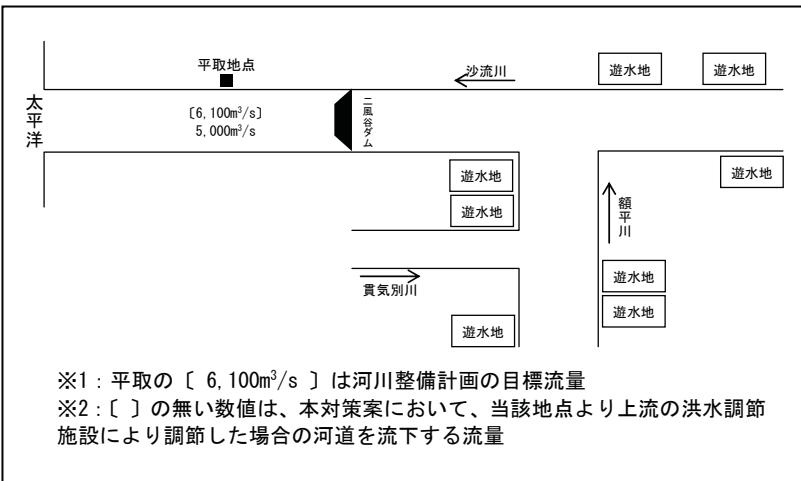


図 4.2-53 堤防かさ上げ・河道掘削案における検討箇所

(4) 【③洪水調節施設により洪水流量を低減させる対策】遊水地案

【対策案の概要】

- ・沙流川及び額平川沿いに遊水地（掘込方式）を設置する。河川の流下断面積が不足する箇所においては、さらに、堤防のかさ上げ、河道の掘削、河道内の樹木の伐採により河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・遊水地は越流堤、囲繞堤、間仕切堤や水門、排水門等の施設整備を行う。
- ・遊水地群設置に伴い、家屋等の移転及び農地等の用地補償を行う。
- ・堤防のかさ上げ、河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。
- ・堤防の浸透・漏水・すべりに係る必要な対策を行う。



【遊水地案】

■遊水地 8 箇所	280ha
築堤等	約 100 万 m ³
掘削等	約 220 万 m ³
用地補償	約 280 ha
家屋等補償	70 戸
■河道改修	
築堤等	約 20 万 m ³
護岸	約 6.0 km
河道掘削等	約 230 万 m ³
樋門・樋管	14 箇所
橋梁改築等	5 橋
用地補償	約 41ha
家屋等補償	12 戸

- ※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。
- ※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。
- ※ 額平川（北海道管理区間）においては、以下の河道改修を行う。
護岸 約 1.5km, 河道掘削 約 250 万 m³, 橋梁改築等 1 橋, 堤 4 基
- ※ 対策箇所や数量については平成 24 年度末時点のものである。

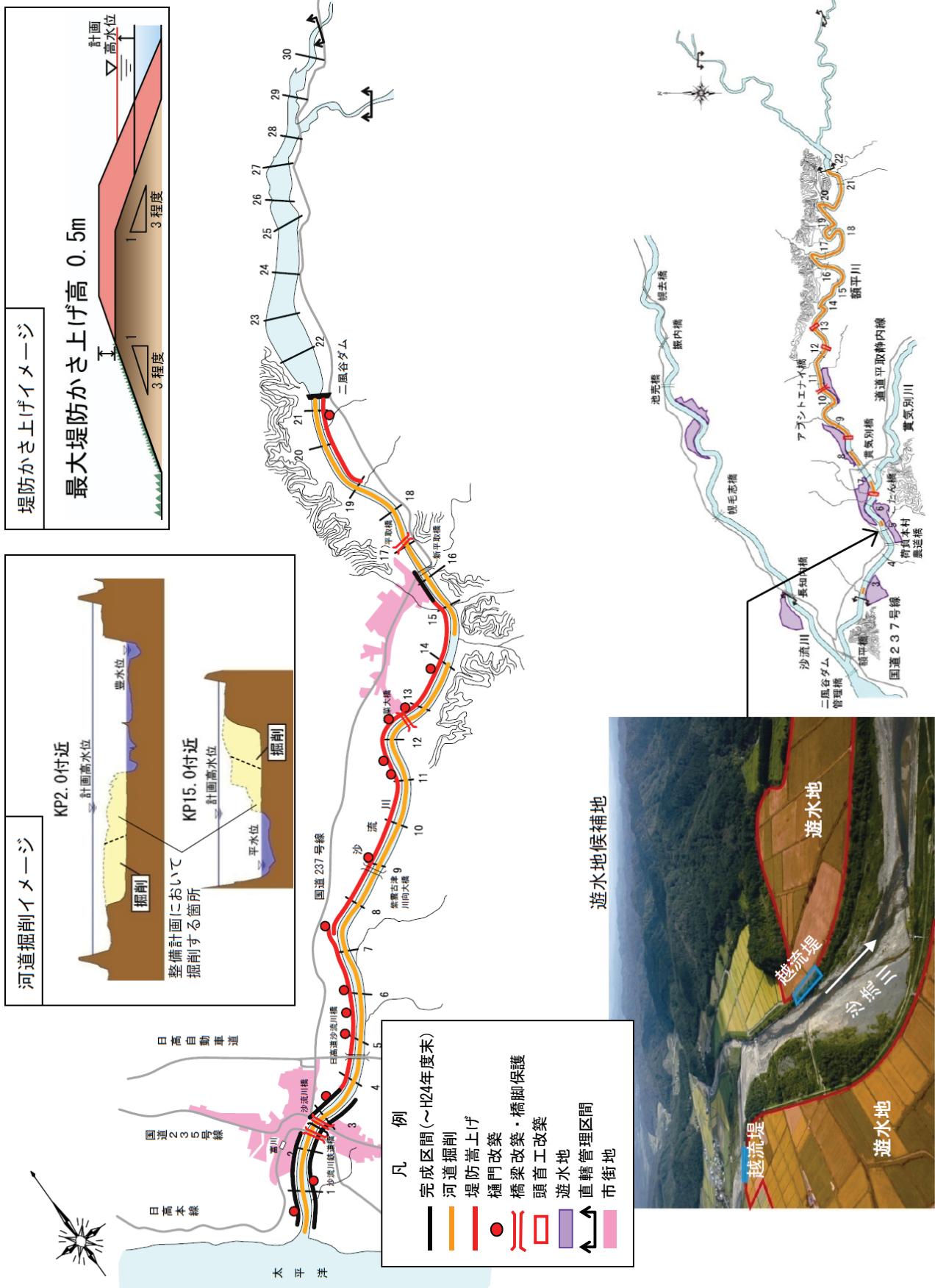
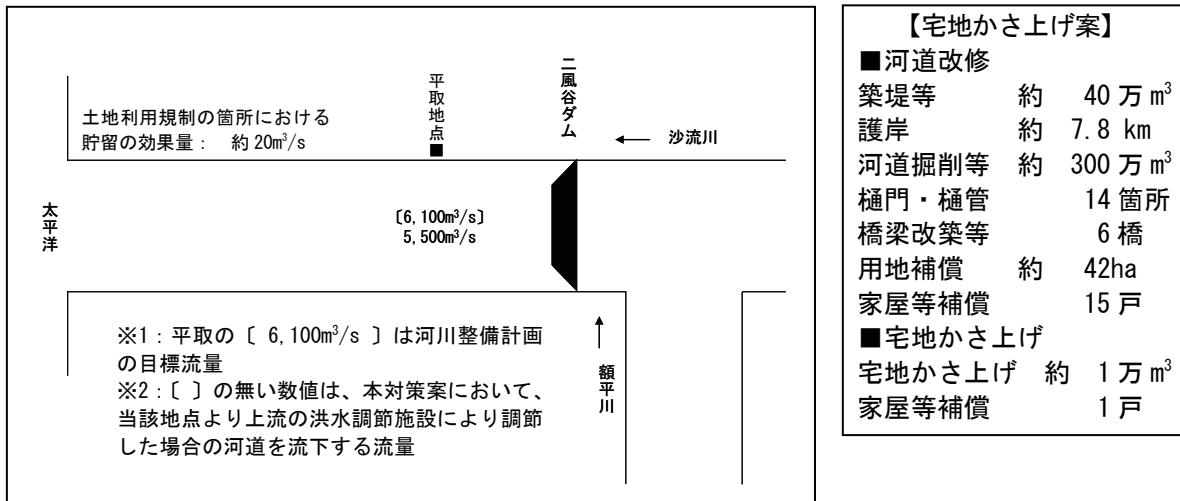


図 4.2-54 遊水地案における検討箇所図

(5) 【④流域を中心とした方策により河道の洪水流量を低減させる対策】宅地かさ上げ案

【対策案の概要】

- ・洪水はん濫から家屋を守るために宅地のかさ上げを行う。
- ・河川の流下断面積が不足する箇所においては、堤防のかさ上げ、河道の掘削、河道内の樹木の伐採により河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・堤防のかさ上げ、河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。
- ・堤防の浸透・漏水・すべりに係る必要な対策を行う。



- ※ 治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。
- ※ 河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するため治水対策案を実施する。
- ※ 額平川（北海道管理区間）においては、以下の河道改修を行う。
護岸 約 1.5km, 河道掘削 約 250 万 m³, 橋梁改築等 1 橋, 堤 4 基
- ※ 対策箇所や数量については平成 24 年度末時点のものである。

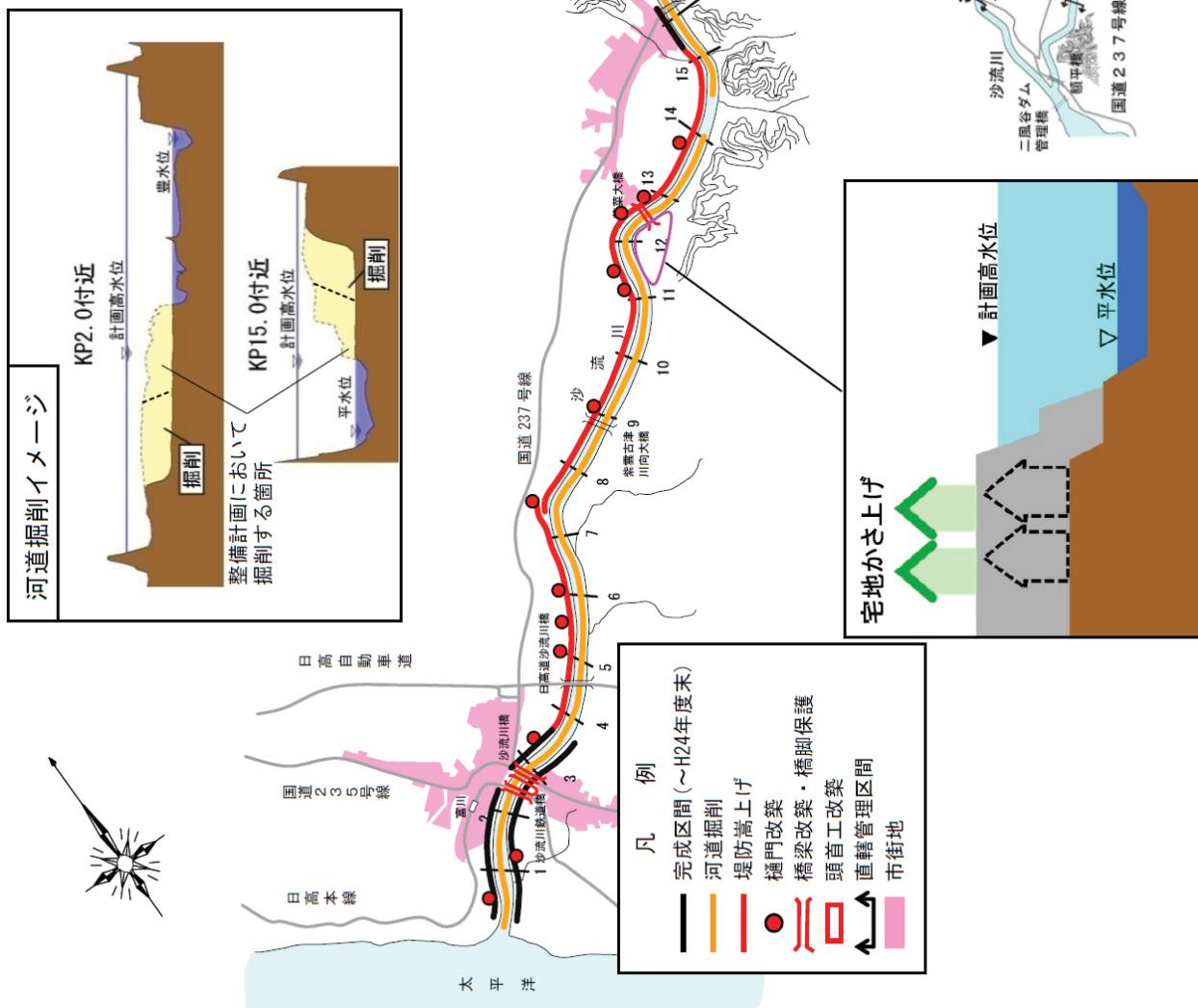
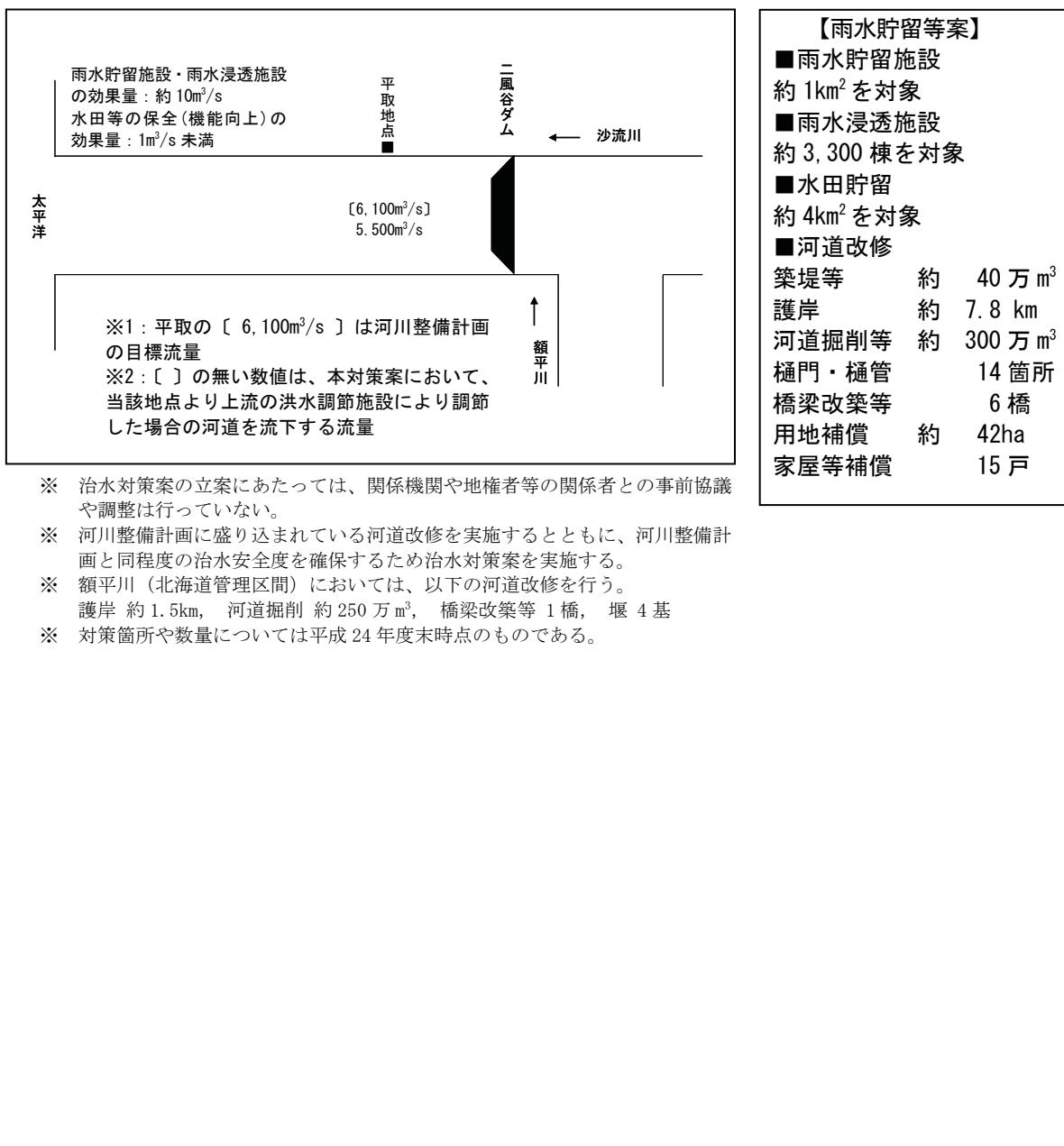


図 4.2-55 宅地かさ上げ案における検討箇所図

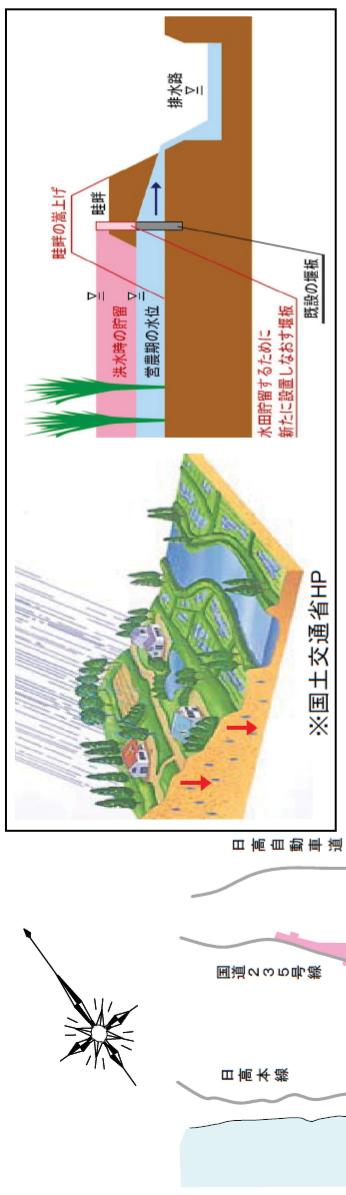
(6) 【④流域を中心とした方策により河道の洪水流量を低減させる対策】雨水貯留等案

【対策案の概要】

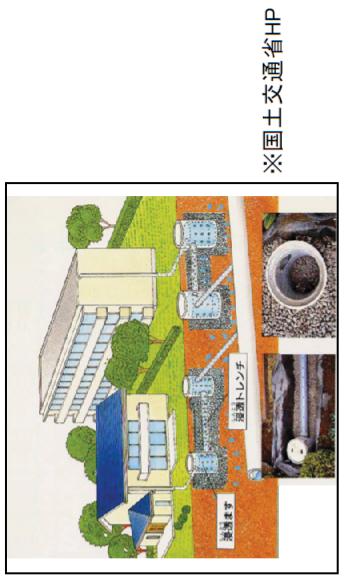
- ・雨水貯留・浸透施設の設置、流域内の水田等の保全(機能向上)を行う。河川の流下断面積が不足する箇所においては、さらに、堤防のかさ上げ、河道の掘削、河道内の樹木の伐採により河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・公園や学校等(31 施設)を対象として雨水貯留施設の設置を行う。
- ・市街地(約 3300 箇所)を対象として雨水浸透施設の設置を行う。
- ・水田約 4km² を対象とし、畦畔のかさ上げ等を行い、機能向上を図る。
- ・堤防のかさ上げ、河道の掘削により影響がある橋梁等の構造物は改築等を行う。
- ・堤防の浸透・漏水・すべりに係る必要な対策を行う。



水田の保全(機能向上)イメージ



雨水浸透施設イメージ

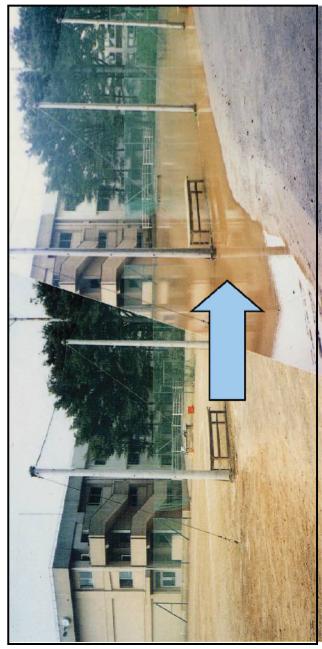


例

完成区間(～H24年度末)

- 河道掘削
- 堤防嵩上げ
- 樋門改築・橋脚保護
- 橋梁改築
- 頭首工改築
- 直轄管理区間
- ↑ 市街地

雨水貯留施設イメージ



※国土交通省HP

図 4.2-56 雨水貯留等案における検討箇所図

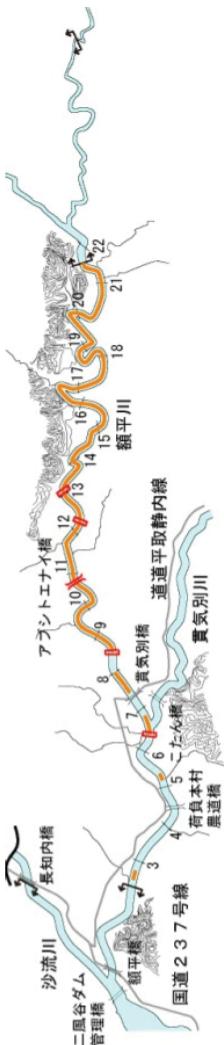
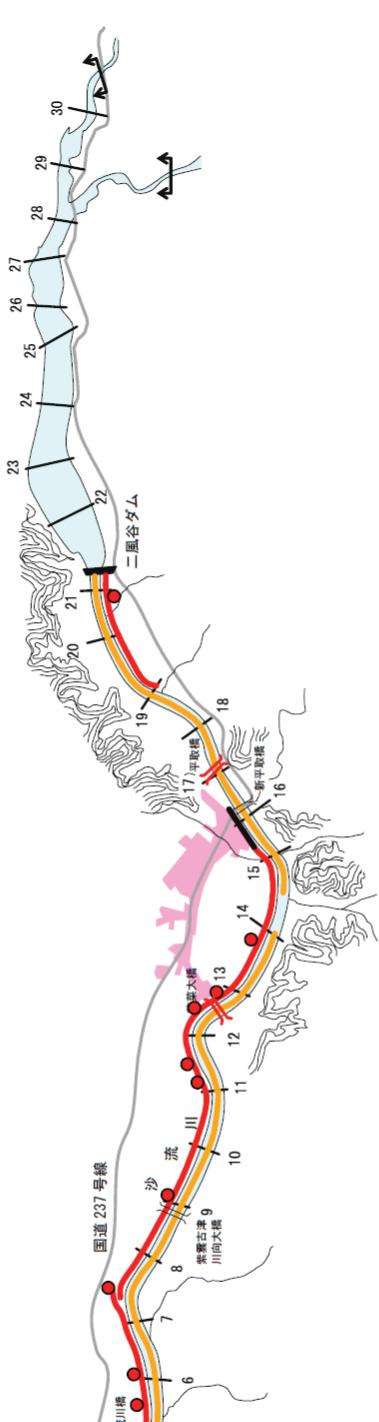


表 4.2-13 平取ダム検証に係る検討 総括整理表 (洪水調節)

治水対策案と実施内容の概要		現計画案	河道掘削案	堤防かさ上げ・河道掘削案	逆水地案	宅地かさ上げ案	雨水貯留等案
評価軸と評価の考え方 ●河川整備計画レベルの目標に対する安全度を確保できるか	平取ダム	河道の掘削		堤防かさ上げ・河道掘削	逆水地 +堤防のかさ上げ +河道の掘削	宅地かさ上げ案 +堤防のかさ上げ +河道の掘削	雨水貯留等案 +雨水貯留施設十雨水浸透施設 +水田の保全(機能維持) +堤防のかさ上げ
	河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備		河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備
安全度 (被災軽減効果)	・河川整備計画相当の目標達成を確保することができる。	・河川計画高水位以下で流すことができる。	・現計画案と同程度の安全を確保することができる。	・沙流川で堤防をかさ上げし た区間ににおいて、現計画案よりも水位は高くなり、河道掘削案及び河道に決壊した場合、被害が現計画案より大きくなる恐れがある。(なお、水位は、堤防かさ上げ及び河道掘削案とほぼ同じ。)	・沙流川で堤防をかさ上げし た区間ににおいて、現計画案よりも水位は高くなり、河道掘削案及び河道に決壊した場合、被害が現計画案より大きくなる恐れがある。(なお、水位は、堤防かさ上げ及び河道掘削案とほぼ同じ。)	・沙流川で堤防をかさ上げし た区間ににおいて、現計画案よりも水位は高くなり、河道掘削案及び河道に決壊した場合、被害が現計画案より大きくなる恐れがある。(なお、水位は、堤防かさ上げ及び河道掘削案とほぼ同じ。)	・沙流川で堤防をかさ上げし た区間ににおいて、現計画案よりも水位は高くなり、河道掘削案及び河道に決壊した場合、被害が現計画案より大きくなる恐れがある。(なお、水位は、堤防かさ上げ及び河道掘削案とほぼ同じ。)
●目標を上回る洪水等が発生した場合などのような状況となるか	【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・平取ダム及び二風谷ダムの基本方針レベルの計画高水位を超過する。	【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・二風谷ダムは、ダム流入量よりもも流量を増加させ基本方針レベルの洪水が発生した場合、ダムによる洪水調節効果が完全には発揮されない。	【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・二風谷ダムは、ダム流入量よりもも流量を増加させ基本方針レベルの洪水が発生した場合、ダムによる洪水調節効果が完全には発揮されない。	【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・二風谷ダムは、ダム流入量よりもも流量を増加させ基本方針レベルの洪水が発生した場合、ダムによる洪水調節効果が完全には発揮されない。	・堤防をかさ上げした区間ににおいて、現計画案及び河道掘削案よりも水位は高くなり、河道掘削案及び河道に決壊した場合、被害が現計画案より大きくなる恐れがある。(なお、水位は、堤防かさ上げ及び河道掘削案とほぼ同じ。)	・堤防をかさ上げした区間ににおいて、現計画案及び河道掘削案よりも水位は高くなり、河道掘削案及び河道に決壊した場合、被害が現計画案より大きくなる恐れがある。(なお、水位は、堤防かさ上げ及び河道掘削案とほぼ同じ。)	・堤防をかさ上げした区間ににおいて、現計画案及び河道掘削案よりも水位は高くなり、河道掘削案及び河道に決壊した場合、被害が現計画案より大きくなる恐れがある。(なお、水位は、堤防かさ上げ及び河道掘削案とほぼ同じ。)

表 4.2-14 平取ダム検証に係る検討総括整理表 (洪水調節)

表 4.2-15 平取ダム検証に係る検討 総括整理表 (洪水調節)

治水対策案と実施内容の概要		現計画案	河道掘削案	堤防かさ上げ・河道掘削案	遊水地案	宅地かさ上げ案	雨水貯留等案
平取ダム	河道の掘削	堤防のかさ上げ+河道の掘削	遊水地 +堤防のかさ上げ	宅地かさ上げ+土地利用規制 +堤防のかさ上げ	雨水貯留施設+雨水浸透施設 +水田等の保全 +堤防のかさ上げ	雨水貯留施設+雨水浸透施設 +堤防の整備	雨水貯留等案
●段階的にどのよう に安全度が確保され ていくのか(例えは 5、10年後)	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	雨水貯留等案
安全度(被害軽減効 果)	【10年後】 ・平取ダムは完成し、下流の 沙流川及び額平川に洪水調節 される。	【10年後】 ・河道の掘削等の河道改修に ついては、改修を行つた区間に から順次効果が発現していくと 想定される。	【10年後】 ・河道の掘削等の河道改修に ついては、改修を行つた区間に から順次効果が発現していくと 想定される。	【10年後】 ・河道の掘削等の河道改修に ついては、改修を行つた区間に から順次効果が発現していくと 想定される。	【10年後】 ・河道の掘削等の河道改修に ついては、改修を行つた区間に から順次効果が発現していくと 想定される。	【10年後】 ・河道の掘削等の河道改修に ついては、改修を行つた区間に から順次効果が発現していくと 想定される。	【10年後】 ・河道の掘削や堤防のかさ上 げ等の河道改修については、 改修等を行つた区間に順次効 果が発現していくと想定され る。
●どの範囲で、どの ような効果が確保さ れていくのか (5、10年後)	※予算の状況等により変動す る場合がある。	※予算の状況等により変動す る場合がある。	※予算の状況等により変動す る場合がある。	※予算の状況等により変動す る場合がある。	※予算の状況等により変動す る場合がある。	※予算の状況等により変動す る場合がある。	※予算の状況等により変動す る場合がある。

表 4.2-16 平取ダム検証に係る検討 総括整理表 (洪水調節)

4. 平取ダム検証に係る検討の内容

表 4.2-17 平取ダム検証に係る検討 総括整理表 (洪水調節)

治水対策案と実施内容の概要		現計画案	河道掘削案	堤防かさ上げ・河道掘削案	遊水地案	宅地かさ上げ案	雨水貯留等案	
評価軸と評価の考え方 ●土地所有者等の協力の見通しはどうか	平取ダム	河道の掘削	河道の掘削	堤防のかさ上げ+河道の掘削	遊水地 +堤防のかさ上げ	宅地かさ上げ+土地利用規制 +堤防のかさ上げ	雨水貯留施設+雨水浸透施設 +水田等の保全(機能向上) +堤防のかさ上げ +河道の掘削	
	+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	+堤防のかさ上げ	+堤防のかさ上げ	+堤防のかさ上げ	+堤防のかさ上げ +河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	
実現性	【ダム】 ●土地所有者等の協力の見通しはどうか 平取ダム建設に必要な民有地(約340ha)の取得及び移転(17戸)は完了している。	【河道の掘削】 ●今後の事業に伴い発生する残地の搬出先の土地位所がある。現時点では、本対策案等を行っていない。	【河道の掘削】 ●今後の事業に伴い発生する残地の搬出先の土地位所がある。現時点では、本対策案等を行っていない。	【河道の掘削】 ●今後の事業に伴い発生する残地の搬出先の土地位所がある。現時点では、本対策案等を行っていない。	【河道の掘削】 ●今後の事業に伴い発生する残地の搬出先の土地位所がある。現時点では、本対策案等を行っていない。	【河道の掘削】 ●今後の事業に伴い発生する残地の搬出先の土地位所がある。現時点では、本対策案等を行っていない。	【河道の掘削】 ●今後の事業に伴い発生する残地の搬出先の土地位所がある。現時点では、本対策案等を行っていない。	
●他の関係者はどうか ●法制度上の観点から見通しはどうか		・一部の公共用地の補償が残っているが、了解を得られている。 【河道の掘削】 ●今後の事業に伴い発生する残地の搬出先の土地位所がある。現時点では、本対策案等を行っていない。	・河道の掘削に伴い改築が必要となる橋梁等の施設管理者が協力を得る必要がある。 ●その他の調整見通しはどうか ●法制度上の見通しはどうか	・河道の掘削に伴い改築が必要となる橋梁等の施設管理者が協力を得る必要がある。 ・河道の掘削に伴い改築が必要となる橋梁等の施設管理者が協力を得る必要がある。 ・河道の掘削に伴い改築が必要となる橋梁等の施設管理者が協力を得る必要がある。	・河道の掘削に伴い改築が必要となる橋梁等の施設管理者が協力を得る必要がある。 ・河道の掘削に伴い改築が必要となる橋梁等の施設管理者が協力を得る必要がある。	・河道の掘削に伴い改築が必要となる橋梁等の施設管理者が協力を得る必要がある。 ・河道の掘削に伴い改築が必要となる橋梁等の施設管理者が協力を得る必要がある。	・河道の掘削に伴い改築が必要となる橋梁等の施設管理者が協力を得る必要がある。 ・河道の掘削に伴い改築が必要となる橋梁等の施設管理者が協力を得る必要がある。	・河道の掘削に伴い改築が必要となる橋梁等の施設管理者が協力を得る必要がある。 ・河道の掘削に伴い改築が必要となる橋梁等の施設管理者が協力を得る必要がある。

表 4.2-18 平取ダム検証に係る検討 総括整理表 (洪水調節)

治水対策案と実施内容の概要		現計画案	河道掘削案	堤防かさ上げ・河道掘削案	遊水地案	宅地かさ上げ案	雨水貯留等案
評価軸と評価の考え方 実現性	●技術上の観点から実現の見通しはどうか	平取ダム	河道の掘削	堤防のかさ上げ+河道の掘削	+提防のかさ上げ	宅地かさ上げ+土地利用規制 +提防のかさ上げ +河道の掘削	雨水貯留施設+雨水浸透施設 +水田等の保全 (機能向上) +堤防のかさ上げ +河道の掘削
持続性	●将来にわたつて持続可能といえるか	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +堤防のかさ上げ
柔軟性	●地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の不確実性に対する柔軟性はどうか	【ダム】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理により持続可能である。	【河道の掘削】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視や観測が必要となるが、管理により持続可能である。	【河道の掘削】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視や観測が必要となるが、管理により持続可能である。	【河道の掘削】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視や観測が必要となるが、管理により持続可能である。	【河道の掘削】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視や観測が必要となるが、管理により持続可能である。	【河道の掘削】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視や観測が必要となるが、管理により持続可能である。
		【ダム】 ・平取ダムによは、河川量を増加させることには困難であるが、容積配分の変更については技術的には可能である。	【河道の掘削】 ・河道の掘削は、河川量の調整により柔軟に対応するが、掘削量には限界がある。	【河道の掘削】 ・河道の掘削は、河川量の調整により柔軟に対応するが、掘削量には限界がある。	【河道の掘削】 ・河道の掘削は、河川量の調整により柔軟に対応するが、掘削量には限界がある。	【堤防のかさ上げ】 ・堤防のかさ上げは技術的には可能であるが、計画高水位が上昇するため、構造等の改築が必要となる可能性がある。	【堤防のかさ上げ】 ・堤防のかさ上げは技術的には可能であるが、計画高水位が上昇するため、構造等の改築が必要となる可能性がある。

表 4.2-19 平取ダム検証に係る検討 総括整理表 (洪水調節)

治水対策案と実施内容の概要		現計画案	河道掘削案	堤防かさ上げ・河道掘削案	遊水地案	宅地かさ上げ案	雨水貯留等案
平取ダム	河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ・河道の掘削 + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	遊水地 + 堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	雨水貯留等案 + 水田等の保全 (機能向上) + 堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備			
●事業地及びその周辺への影響	ダム ・平取ダム建設に伴う湛水の影響等による地すべりの可能性が予想される箇所については、地すべり対策が必要となる。 ・平取ダム建設予定地周辺について、信仰の場や植物等の資源確保の場などアイヌの文化的所産を行っている。	堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ + 水田等の保全 (機能向上) + 堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備
●地域社会への影響	度か ・平取ダム建設に伴う湛水の影響等による地すべりの可能性が予想される箇所については、地すべり対策が必要となる。 ・平取ダム建設予定地周辺について、信仰の場や植物等の資源確保の場などアイヌの文化的所産を行っている。	堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ + 水田等の保全 (機能向上) + 堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備
	●地域振興に対する効果があるか ・平取ダム建設に伴う貯水池の創出や道路の機能向上による一方で、フォローアップが必要である。	堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ + 水田等の保全 (機能向上) + 堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備

表 4.2-20 平取ダム検証に係る検討 総括整理表 (洪水調節)

治水対策案と実施内容の概要		現計画案	河道掘削案	堤防かさ上げ・河道掘削案	遊水地案	宅地かさ上げ案	雨水貯留等案
評価軸と評価の考え方 ●地域社会への影響	平取ダム	河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採	河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	堤防のかさ上げ+河道の掘削 + 堤防のかさ上げ	遊水地 + 堤防のかさ上げ	宅地かさ上げ+土地利用規制 + 堤防のかさ上げ	雨水貯留施設+雨水浸透施設 + 田舎の保全 (機能向上) + 堤防の掘削
【ダム】 平への配慮がなされているか	【ダム】 平への配慮がなされている。	【遊水地】 建設地付近で用地買収や家屋移転補償を行って、受益を享受する一般的である。	【河道の掘削】 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	【河道の掘削】 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	【河道の掘削】 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	【河道の掘削】 河道内の樹木の伐採 + 堤防の整備	【河道の掘削】 雨水貯留施設、雨水浸透施設及び雨水浸透施設、保全 (機能向上) の受益を享受した地域及びその下流である。
【河道改修】 ・平取ダムの場合は、現段階で補償措置等により、基本的には水源地と受益地である下流域との間で、地域間の調整が必要になる。	【河道改修】 ・平取ダムの場合は、現段階で補償措置等により、基本的には水源地と受益地である下流域との間で、地域間の調整が必要である。	【河道改修】 ・このように地域間で利害が異なることを踏まえ、基づき美施設する事業、沙川ダム地元振興基金の活用が講じられている。	【河道改修】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一一致するため、下流から順次河川整備を進めると、地域間の利害の不均衡は生じない。	【河道改修】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一一致するため、下流から順次河川整備を進めると、地域間の利害の不均衡は生じない。	【河道改修】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一一致するため、下流から順次河川整備を進めると、地域間の利害の不均衡は生じない。	【河道改修】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一一致するため、下流から順次河川整備を進めると、地域間の利害の不均衡は生じない。	【河道改修】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一一致するため、下流から順次河川整備を進めると、地域間の利害の不均衡は生じない。
環境への影響 ●水環境に対する影響	【ダム】 のようない影響がある。	【河道の掘削】 ・平取ダム完成後のダム下流にによる影響について、水質予測測定において、洪水時に流入した融雪期に水の濁りが予測された濁りを、洪雪期用放流等の水流を、融雪やかくはせを下流へへ譲りを、下流に流入する必要がある。	【河道の掘削】 ・水質予測によると、ダム下流の水温上昇は小さく、富栄養化が予測される。可能性は低いと予測される。	【河道の掘削】 ・沙流川下流のシシャモの産卵床区間ににおいては豊水位以上、沙流川の他の区間ににおいては平水位以上の掘削による影響は想定されない。	【河道の掘削】 ・沙流川下流のシシャモの産卵床区間ににおいては豊水位以上、沙流川の他の区間ににおいては平水位以上の掘削による影響は想定されない。	【河道の掘削】 ・沙流川下流のシシャモの産卵床区間ににおいては豊水位以上、沙流川の他の区間ににおいては平水位以上の掘削による影響は想定されない。	【河道の掘削】 ・沙流川下流のシシャモの産卵床区間ににおいては豊水位以上、沙流川の他の区間ににおいては平水位以上の掘削による影響は想定されない。

表 4.2-21 平取ダム検証に係る検討 総括整理表 (洪水調節)

治水対策案と実施内容の概要		現計画案	河道掘削案	堤防かさ上げ・河道掘削案	遊水地案	宅地かさ上げ案	雨水貯留等案
平取ダム		河道の掘削		堤防のかさ上げ+河道の掘削	+遊水地 +堤防のかさ上げ +河道の掘削	宅地かさ上げ+土地利用規制 +堤防のかさ上げ +河道の掘削	雨水貯留施設+雨水浸透施設 +水田等の保全(機能性向上) +堤防のかさ上げ +河道の掘削
評価軸と評価の考え方	●生物の多様性の確保及び流域全体会などのような環境への影響があるか	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削 +河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	【雨水貯留等】 ・雨水貯留施設、雨水浸透施設、水田等の保全(機能性向上)においては、特に影響は想定されない。
環境への影響	●生物の多様性の確保及び流域全体会などのような環境への影響があるか	【ダム】約3.1km ² (湛水面) ・平取ダム建設により動植物の重要な種について、生息・生育地の消失や生じると予想される種への影響があるため、生息環境の整備や移植等の環境保全措置を講ずる必要がある。	【遊水地】約2.8km ² (約220万m ³) ・現況の農地を掘削して遊水地とするため、水田等に生息・生育する動植物の生息・生育環境に影響が生じる可能性がある。	【河道の掘削】約3.0km ² (約560万m ³) ・河道の掘削により動植物の生息・生育環境に影響がある。必要に応じて水際の樹木の保全措置を講ずる。なお、河道掘削量が現計画案に応じた環境保全措置が必要となる。	【河道の掘削】約3.0km ² (約560万m ³) ・河道の掘削により動植物の生息・生育環境に影響がある。必要に応じて水際の樹木の保全措置を講ずる。なお、河道掘削量が現計画案に応じた環境保全措置が必要となる。	【河道の掘削】約3.0km ² (約480万m ³) ・河道の掘削により動植物の生息・生育環境に影響がある。必要に応じて水際の樹木の保全措置を講ずる。なお、河道掘削量が現計画案に応じた環境保全措置が必要となる。	【河道の掘削】約3.0km ² (約480万m ³) ・河道の掘削により動植物の生息・生育環境に影響がある。必要に応じて水際の樹木の保全措置を講ずる。なお、河道掘削量が現計画案に応じた環境保全措置が必要となる。
		【河道の掘削】約3.3km ² (約670万m ³) ・河道の掘削により動植物の生息・生育環境に影響がある。必要に応じて水際の樹木の保全措置を講ずる必要がある。	【河道の掘削】約3.3km ² (約670万m ³) ・河道の掘削により動植物の生息・生育環境に影響がある。必要に応じて水際の樹木の保全措置を講ずる必要がある。	【額平川の河道改修】 ・額平川の河川環境により、陸域、水域の河川環境がある。必要に応じて環境保全措置を講ずる必要がある。	【額平川の河道改修】 ・額平川の河川環境により、陸域、水域の河川環境がある。必要に応じて環境保全措置を講ずる必要がある。	【額平川の河道改修】 ・額平川の河川環境により、陸域、水域の河川環境がある。必要に応じて環境保全措置を講ずる必要がある。	【額平川の河道改修】 ・額平川の河川環境により、陸域、水域の河川環境がある。必要に応じて環境保全措置を講ずる必要がある。
		【河道の掘削】約0.7km ² (約130万m ³) ・河道の掘削により動植物の生息・生育環境に影響がある。必要に応じて水際の樹木の保全措置を講ずる必要がある。	【河道の掘削】約0.7km ² (約130万m ³) ・河道の掘削により動植物の生息・生育環境に影響がある。必要に応じて水際の樹木の保全措置を講ずる必要がある。	【額平川の河道改修】 ・額平川の河川環境により、陸域、水域の河川環境がある。必要に応じて環境保全措置を講ずる必要がある。	【額平川の河道改修】 ・額平川の河川環境により、陸域、水域の河川環境がある。必要に応じて環境保全措置を講ずる必要がある。	【額平川の河道改修】 ・額平川の河川環境により、陸域、水域の河川環境がある。必要に応じて環境保全措置を講ずる必要がある。	【額平川の河道改修】 ・額平川の河川環境により、陸域、水域の河川環境がある。必要に応じて環境保全措置を講ずる必要がある。

表 4.2-22 平取ダム検証に係る検討 総括整理表 (洪水調節)

治水対策案と実施内容の概要		現計画案	河道掘削案	堤防かさ上げ・河道掘削案	遊水地案	宅地かさ上げ案	雨水貯留等案
評価軸と評価の考え方	●土砂流動がどう変化し、下流域にどの岸に岸するか	平取ダム 河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 提防の整備	河道の掘削 + 河道内の樹木の伐採 + 提防の整備	堤防のかさ上げ + 河道の掘削 + 堤防のかさ上げ + 河道の掘削	遊水地 + 堤防のかさ上げ + 河道の掘削	宅地かさ上げ + 土地利用規制 + 堤防のかさ上げ + 河道の掘削	雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 水田等の保全 (機上げ) + 堤防のかさ上げ + 河道の掘削
環境への影響		【ダム】 ・シミュレーションによる と、平取河床高や下の区間にお いて、河床間への流出土砂量 が、下流区間にないと予測さ れる。	【河道の掘削】 ・河道の掘削を実施した区間す るにおいて、再び土砂が必要と なる場合は掘削が必要である。 （河道掘削量（約670万m ³ ）は現計画案 よりも多い。）	【河道の掘削】 ・河道の掘削を実施した区間す るにおいて、再び土砂が必要と なる場合は掘削が必要である。 （なお、河道掘削量（約560万m ³ ）は現計画案 よりも多い。）	【河道の掘削】 ・河道の掘削を実施した区間す るにおいて、再び土砂が必要と なる場合は掘削が必要である。 （なお、河道掘削量（約480万m ³ ）は現計画案 よりも多い。）	【河道の掘削】 ・河道の掘削を実施した区間す るにおいて、再び土砂が必要と なる場合は掘削が必要である。 （なお、河道掘削量（約560万m ³ ）は現計画案 よりも多い。）	【河道の掘削】 ・河道の掘削を実施した区間す るにおいて、再び土砂が必要と なる場合は掘削が必要である。 （なお、河道掘削量（約560万m ³ ）は現計画案 よりも多い。）
		●景観、人と自然との豊かな暮らしにどのような影響があるか	【ダム】3.1km ² (湛水面積) ・平取ダム建設に伴う新たな湖面創出により景観等の変化 が想定される。	【河道の掘削】 ・平取ダム建設予定地周辺につい て、信仰の場や植物などの文 化的な資源確保のアイヌの文 化的所産に配慮し、調査を行 っている。	【河道の掘削】 ・河道の掘削の対象は主に高 水敷であるが、景観等への影 響は限定的と考えられる。	【河道の掘削】 ・河道の掘削の対象は主に高 水敷であるが、景観等への影 響は限定的と考えられる。	【河道の掘削】 ・河道の掘削の対象は主に高 水敷であるが、景観等への影 響は限定的と考えられる。
		●その他					【土地利用規制】 ・土地利用規制で浸水を想定 している区域においては、洪 水発生後、等の処理が必要とな る。

4.3 新規利水の観点からの検討

4.3.1 ダム事業参画継続の意思・必要な開発量の確認

平取ダムに参画している利水参画者に対して、平成22年12月20日付けでダム事業参画継続の意思確認及び水需給計画の確認について文書を発送し、平成23年3月7日までに全ての利水参画者から継続の意思があり、必要な開発量は変更ないと回答を得た。

表 4.3-1 沙流川総合開発事業平取ダムへの利水参画継続の意思確認結果

区分	事業主体名	現開発量	参加継続の意思確認等の状況	
			参加継続の意思	必要な開発量
水道用水	日高町	1,400m ³ /日 (0.016m ³ /s)	有	1,400m ³ /日 (0.016m ³ /s)
	平取町	1,200m ³ /日 (0.014m ³ /s)	有	1,200m ³ /日 (0.014m ³ /s)

4.3.2 水需要の点検・確認

(1) 利水参画者の水需要の確認方法

平取ダムに参画している利水参画者に対して、平成22年12月20日付けで利水参画者において水需要の点検・確認を行うよう要請し、平成23年3月7日までに回答を得た結果について、以下の事項を確認した。

①開発量の算定

開発量が町の長期計画等に沿ったものであるか確認するとともに、水需要予測量の推定に使用する基本的事項（人口、原単位、有効率等）の算定方法について、水道施設設計指針等の考え方へ沿って適切に算出されたものであるかどうか。

②水道事業認可の届け出

水道法にもとづき、水道事業として厚生労働省の認可を受けているかどうか。

③事業再評価の状況

公共事業の効果的・効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から「行政機関が行う政策評価に関する法律」により事業の再評価を実施しているか。

(2) 各利水参画者の水需要状況

以下に、各利水参画者の水需要状況の点検確認結果を示す。

1) 日高町

日高町の水道事業は昭和 39 年に創設し、その後、第 6 期にわたる拡張事業を計画的に推進し、水道水の安定供給体制の整備に取り組んできた。

平成 18 年 3 月に日高町と合併した旧門別町の上水道事業は、伏流水を水源としているが、水源の安定性や水質への不安、維持管理費の低減のために平成 10 年に厚賀地区簡易水道を門別町上水道に統合することとした。また、未普及地区の農村部は、畜産地帯であるが、近年井戸の枯渇等が発生しており、安定した供給が可能である上水道整備が必要となっている。

これらへ対応するためには、必要な給水量の増加に対し既得水源水量では対応できない状況にあるため、沙流川総合開発事業に参画し、安定した水源を確保する計画となっている。

平成 23 年 6 月 6 日付け回答により必要開発量の根拠として提供された資料は、平成 17 年 1 月の事業再評価における水需要計画が、現時点においても同等であるものとの認識により、提供されたものである。したがって、検討主体による確認は平成 17 年 1 月の事業再評価の水需要計画を対象に行った。

その結果、以下のとおり、日高町における新規開発量については、必要量は水道施設設計指針に沿って適切に算出されていること、事業認可等の法的な手続きを経ていること、事業再評価においても「継続」との評価を受けていることを確認した。

よって、利水参加者に対して確認した必要開発量を確保することを基本として利水代替案を立案することとする。

①開発量の算定

- ・給水人口：過去の実績値を用いた時系列傾向分析により推定した値を採用しており、水道施設設計指針に沿って、公的なデータから推計していることを確認した。
- ・原単位：過去の実績値を用いた時系列傾向分析により推定した値を採用しており、水道施設設計指針に沿って、公的なデータから推計していることを確認した。
- ・有収率：過去の実績値を踏まえ設定されていることを確認した。
- ・負荷率：過去の実績値を踏まえ設定されていることを確認した。
- ・損失水量：指針における標準値を踏まえ設定されていることを確認した。
- ・確保水源の状況：現時点で確保されている水源について確認した。

②水道事業認可の届け出

水道事業者である日高町は、水道法第 10 条に基づき、平成 15 年 4 月に「日高町水道事業」の変更認可を受けている。

4. 平取ダム検証に係る検討の内容

③事業再評価の状況

平成 16 年度に事業再評価を実施しており、事業は継続との評価を受けている。また、これにより厚生労働省においても国庫補助事業の継続が認められている。

表 4.3-2 必要な開発量の算定に用いられた推計手法等(日高町水道事業)

基本事項	許可目標年次	平成26年度		
	供給区域の確認	必要な開発量の供給区域は、日高町（旧門別町）		
	基本式	$\text{一日最大取水量} = (\text{給水区域内人口} \times \text{水道普及率} \times \text{一人一日平均有収水量} + \text{業務・営業用水有収水量}) \\ \div \text{有収率} \div \text{負荷率} \times (1 + ロス率)$ <p>○基本式各項目の推計手法：過去10ヶ年（平成6年～平成15年）のデータを用いて推計を実施</p>		
点検項目	基礎データの確認・推計手法の確認			推計値
給水区域の区分	日高町（旧門別町）			
行政区域内人口	過去10ヶ年の実績を用いて時系列傾向分析により推計。			11,780人
給水区域内人口	過去10ヶ年の実績を用いて時系列傾向分析により推計。			11,660人
給水普及率	計画目標年度（平成26年度）の普及率を100%と設定			100%
給水人口	給水区域内人口 × 給水普及率			11,660人
生活用水	家事用水量：過去10ヶ年の実績を用いて時系列傾向分析により推計。			163.8L/人・日
業務・営業用水量	家事用外水量：過去10ヶ年の実績を用いて時系列傾向分析により推計 當農用水量：過去10ヶ年の実績を用いて時系列傾向分析により推計			2367.2m ³ /日
有収率	現状の有効率を勘案し、平成26年度の目標有効率を90%と設定。有効無収水量率を近年10ヵ年の平均値とし有収率を設定。			87.5%
負荷率	過去10ヶ年の平均値より86%と設定			86%
需要想定量	生活用水有収水量	生活用水有収水量=家事用有収水量原単位×給水人口		
	業務・営業用水有収水量	業務・営業用水有収水量=家事用外有収水量+當農用有収水量		
	一日平均有収水量	一日平均有収水量=生活用水有収水量+業務・営業用水有収水量		
	一日平均給水量	一日平均給水量=一日平均有収水量÷有収率		
	一日最大給水量	一日最大給水量=一日平均給水量÷負荷率		
	需要想定量 (一日最大取水量)	一日最大取水量=一日最大給水量×(1+ロス率)		
確保水源の状況	現在の水源は、沙流川水系沙流川の伏流水である。将来の水需要の増加に対し、水源の安定供給や水質への不安があるため、新たに必要となる水源を沙流川総合開発事業に参画することにより確保することとしている。			4,400m ³ /日（既存水源） 1,400m ³ /日（沙流川総合開発事業）
事業再評価 実施状況	実施年度	事業名	工期	B／C
	平成16年度	門別町第6期 拡張事業	平成15年度～ 平成26年度	8.74
評価結果				
継続				

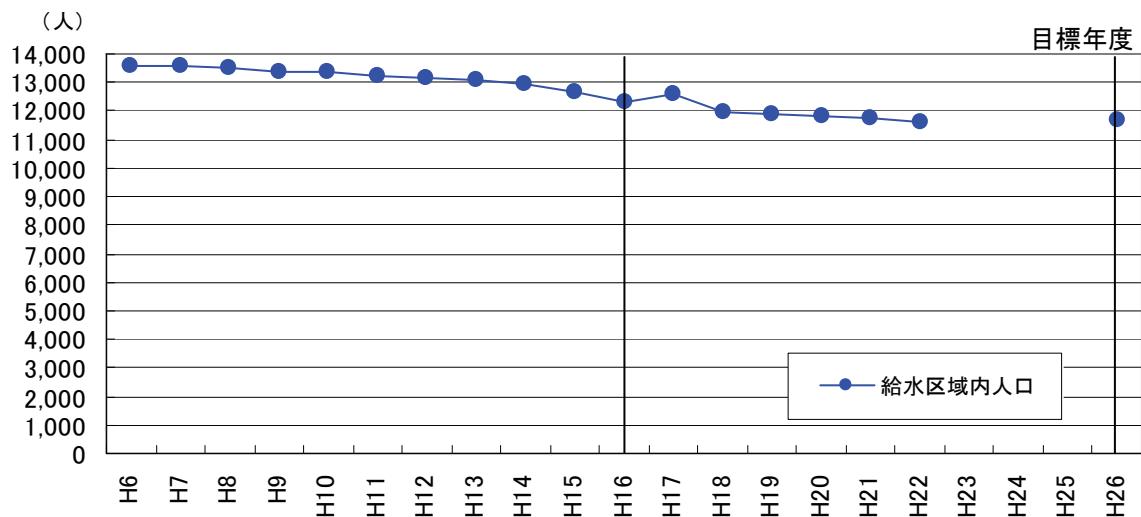


図 4.3-1 日高町給水区域内人口の推移(実績及び計画)

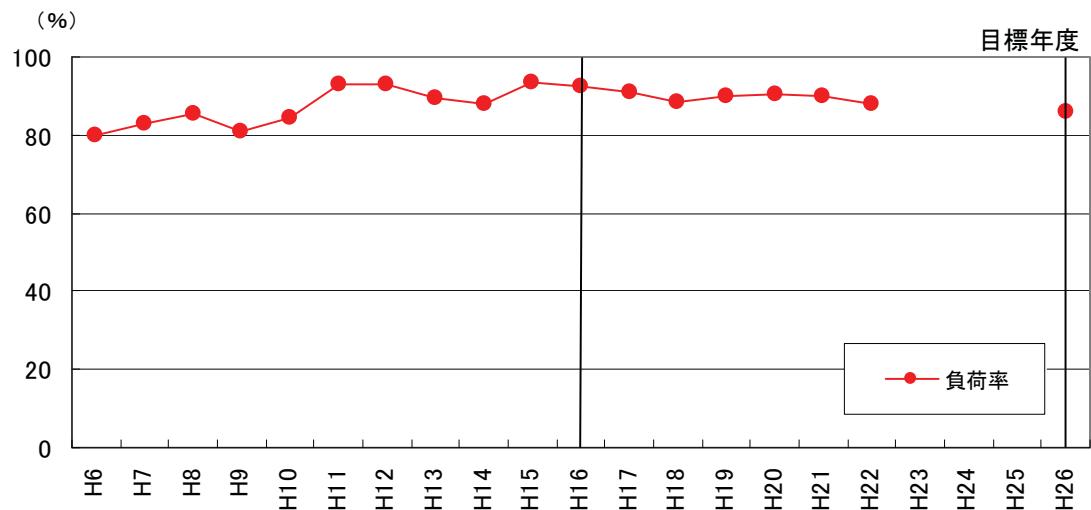


図 4.3-2 日高町負荷率の推移(実績及び計画)

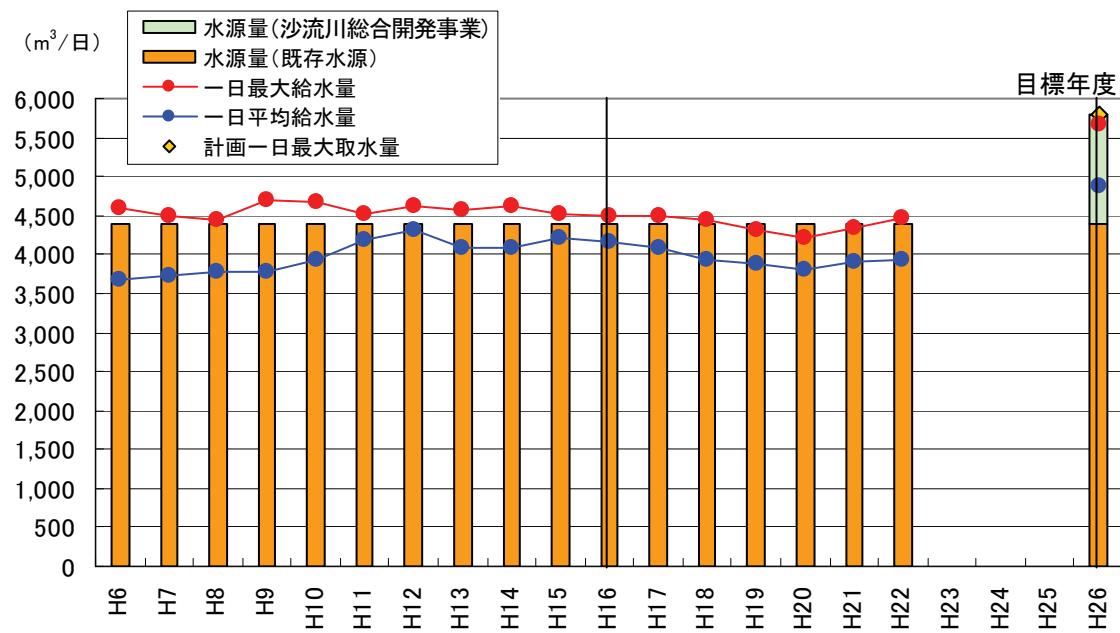


図 4.3-3 日高町の水需給状況(実績及び計画)

2) 平取町

平取町の簡易水道事業は、昭和 30 年に本町地区簡易水道事業を始めとし、以後、中部振内地区簡易水道事業、貫気別地区簡易水道事業と増補改良を計画的に推進し、安全で安定した水道水の供給体制の整備に取り組んできた。

現在、平取町水道事業基本計画に従い、町単独で水道施設等の整備に取り組んでおり、生活水準の向上、水使用形態の多様化による水需要量の増加に伴い、新たに必要となる水源を沙流川総合開発事業に参画し、安定した水源を確保する計画となっている。

これらへ対応するためには、必要な給水量の増加に対し既得水源水量では対応できない状況にあるため、沙流川総合開発事業に参画し、安定した水源を確保する計画となっている。

平成 23 年 5 月 24 日付け回答により必要開発量の根拠として提供された資料は、平成 18 年度に平取町が作成した水需給計画書が、現時点においても同等であるものとの認識により、提供されたものである。したがって、検討主体による確認は平成 18 年度の水需給計画を対象に行った。

その結果、以下のとおり、平取町における新規開発量については、必要量は水道施設設計指針などに沿って適切に算出された開発量であること、町の単独事業として実施しており再評価は実施していないことを確認した。

よって、利水参加者に対して確認した必要開発量を確保することを基本として利水代替案を立案することとする。

①開発量の算定

- ・給水人口：過去の実績値を用いた時系列傾向分析により推定した値を採用しており、水道施設設計指針に沿って、公的なデータから推計していることを確認した。
- ・原単位：過去の実績値を用いた時系列傾向分析により推定した値を採用しており、水道施設設計指針に沿って、公的なデータから推計していることを確認した。
- ・有収率：過去の実績値を踏まえ設定されていることを確認した。
- ・負荷率：過去の実績値を踏まえ設定されていることを確認した。
- ・損失水量：指針における標準値を踏まえ設定されていることを確認した。
- ・確保水源の状況：現時点で確保されている水源について確認した。

②水道事業認可の届け出

水道事業者である平取町は、水道法第 10 条にもとづき、平成 20 年 6 月に「平取町中部振内簡易水道事業」の変更認可、平成 23 年 2 月には「平取町本町簡易水道事業」の変更認可を受けている。

③事業再評価の状況

町の単独事業として実施しており、再評価は行っていない。

表 4.3-3 必要な開発量の算定に用いられた推計手法等(平取町水道事業)(1)

基本事項	許可目標年次	平成29年度
	供給区域の確認	必要な開発量の供給区域は、平取町本町地区及び中部振内地区
	基本式	一日最大取水量 = (給水区域内人口 × 水道普及率 × 一人一日平均有収水量 + 業務・営業用水有収水量) ÷ 有収率 ÷ 負荷率 × (1 + 口ス率) ○基本式各項目の推計手法：過去10ヶ年（平成7年～平成15年）のデータを用いて推計を実施
点検項目	基礎データの確認・推計手法の確認	推計値
給水区域の区分	平取町本町地区、中部振内地区	
行政区域内人口	一	一
給水区域内人口	本町 (H29) : 2,875人 過去10ヶ年の実績を用いて時系列傾向分析により推計 中部振内 (H29) : 1,618人 過去10ヶ年の実績を用いて時系列傾向分析により推計	4,493人
給水普及率	計画目標年度（平成29年度）の普及率を100%と設定	100%
給水人口	給水区域内人口 × 給水普及率	4,493人
生活用水	本町 (H29) : 177.2L/人・日 家事用水量：過去10ヶ年の実績を用いて時系列傾向分析により推計 中部振内 (H29) : 178.7L/人・日 家事用水量：過去10ヶ年の実績を用いて時系列傾向分析により推計	本町 : 177.2L/人・日 中部振内 : 178.7L/人・日
業務・営業用水量	【本町】 団体用水量 (H29) : 132m ³ /日 実績は横ばいであることから、過去10ヶ年平均を推計値として採用。 営業用水量 (H29) : 87m ³ /日 実績は横ばいであることから、安定して推移している直近3ヶ年の平均値を推計値として採用。 農業用水量 (H29) : 7m ³ /日 実績は横ばいであることから、過去10ヶ年平均を推計値として採用。 臨時用水量 (H29) : 3m ³ /日 実績は横ばいであることから、過去10ヶ年平均を推計値として採用。 【中部振内】 団体用水量 (H29) : 87m ³ /日 実績は横ばいであることから、過去10ヶ年平均を推計値として採用。 営業用水量 (H29) : 54m ³ /日 実績は横ばいであることから、過去10ヶ年平均を推計値として採用。 農業用水量 (H29) : 70m ³ /日 実績は横ばいであることから、安定して推移している直近4ヶ年の平均値を推計値として採用。 臨時用水量 (H29) : 2m ³ /日 実績は横ばいであることから、過去10ヶ年平均を推計値として採用。	442m ³ /日
有収率	本町 (H29) : 73% 過去10ヶ年の最高値である73%と設定。 中部振内 (H29) : 55% 過去10ヶ年の平均値である55%と設定。	本町 : 73% 中部振内 : 55%
負荷率	本町 (H29) : 79.2% 過去10ヶ年の最低値より79.2%と設定 中部振内 (H29) : 68.2% 過去10ヶ年の最低値より68.2%と設定	本町 : 79.2% 中部振内 : 68.2%

表 4.3-4 必要な開発量の算定に用いられた推計手法等(平取町水道事業) (2)

点検項目	基礎データの確認・推計手法の確認			推計値	
需要想定量	生活用水有収水量	本町： 生活用水有収水量＝一般用有収水量原単位×給水人口＝ $509\text{m}^3/\text{日}$ 中部振内： 生活用水有収水量＝一般用有収水量原単位×給水人口＝ $289\text{m}^3/\text{日}$			
	業務・営業用水有収水量	本町： 業務・営業用水有収水量＝団体用外有収水量＋営業用有収水量＋農業用有収水量＋臨時用有収水量＝ $229\text{m}^3/\text{日}$ 中部振内： 業務・営業用水有収水量＝団体用外有収水量＋営業用有収水量＋農業用有収水量＋臨時用有収水量＝ $213\text{m}^3/\text{日}$			
	一日平均有収水量	本町： 一日平均有収水量＝生活用水有収水量＋業務・営業用水有収水量＝ $738\text{m}^3/\text{日}$ 中部振内： 一日平均有収水量＝生活用水有収水量＋業務・営業用水有収水量＝ $502\text{m}^3/\text{日}$			
	一日平均給水量	本町：一日平均給水量＝一日平均有収水量÷有収率＝ $1,011\text{m}^3/\text{日}$ 中部振内：一日平均給水量＝一日平均有収水量÷有収率＝ $913\text{m}^3/\text{日}$			
	一日最大給水量	本町：一日最大給水量＝一日平均給水量÷負荷率＝ $1,277\text{m}^3/\text{日}$ 中部振内：一日最大給水量＝一日平均給水量÷負荷率＝ $1,339\text{m}^3/\text{日}$			
確保水源の状況	需要想定量 (一日最大取水量)	本町：一日最大取水量＝一日最大給水量×(1+ロス率)＝ $1,277.0\text{m}^3/\text{日}$ 中部振内：一日最大取水量＝一日最大給水量×(1+ロス率)＝ $1,472.9\text{m}^3/\text{日}$			
	現在の水源は、本町地区は沙流川水系沙流川の伏流水、中部振内地区は沙流川水系仁世宇川の伏流水及び沙流川水系仁世宇川支流ボウズの沢川の湧水である。生活水準の向上、水使用形態の多様化による水需要量の増加に伴い、新たに必要となる水源を沙流川総合開発事業に参画することにより確保することとしている。			1559.2m ³ /日（既存水源） 1,200m ³ /日（沙流川総合開発事業）	
事業再評価 実施状況	実施年度	事業名	工期	B／C	評価結果
	—	—	—	—	—

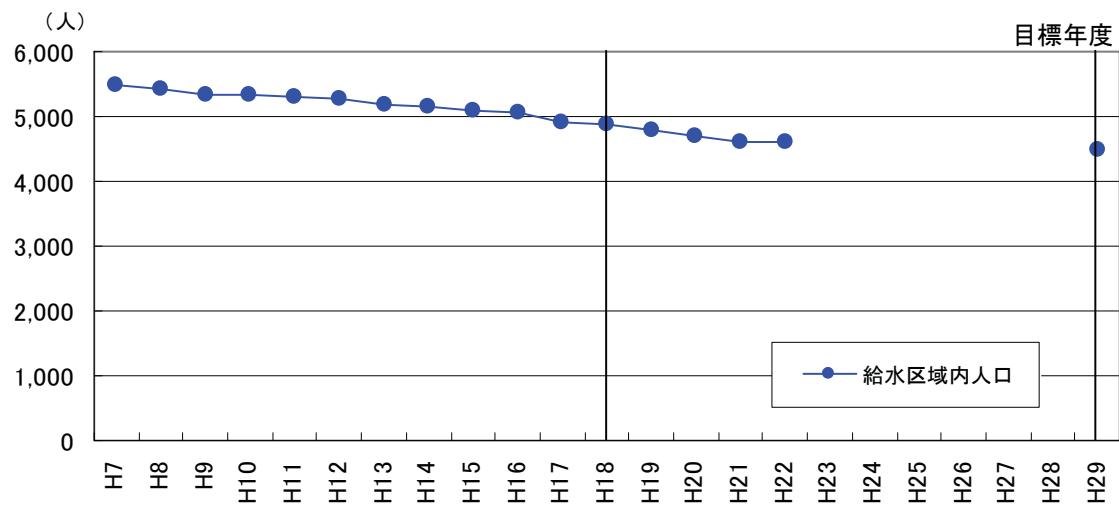


図 4.3-4 平取町給水区域内人口の推移(実績及び計画)

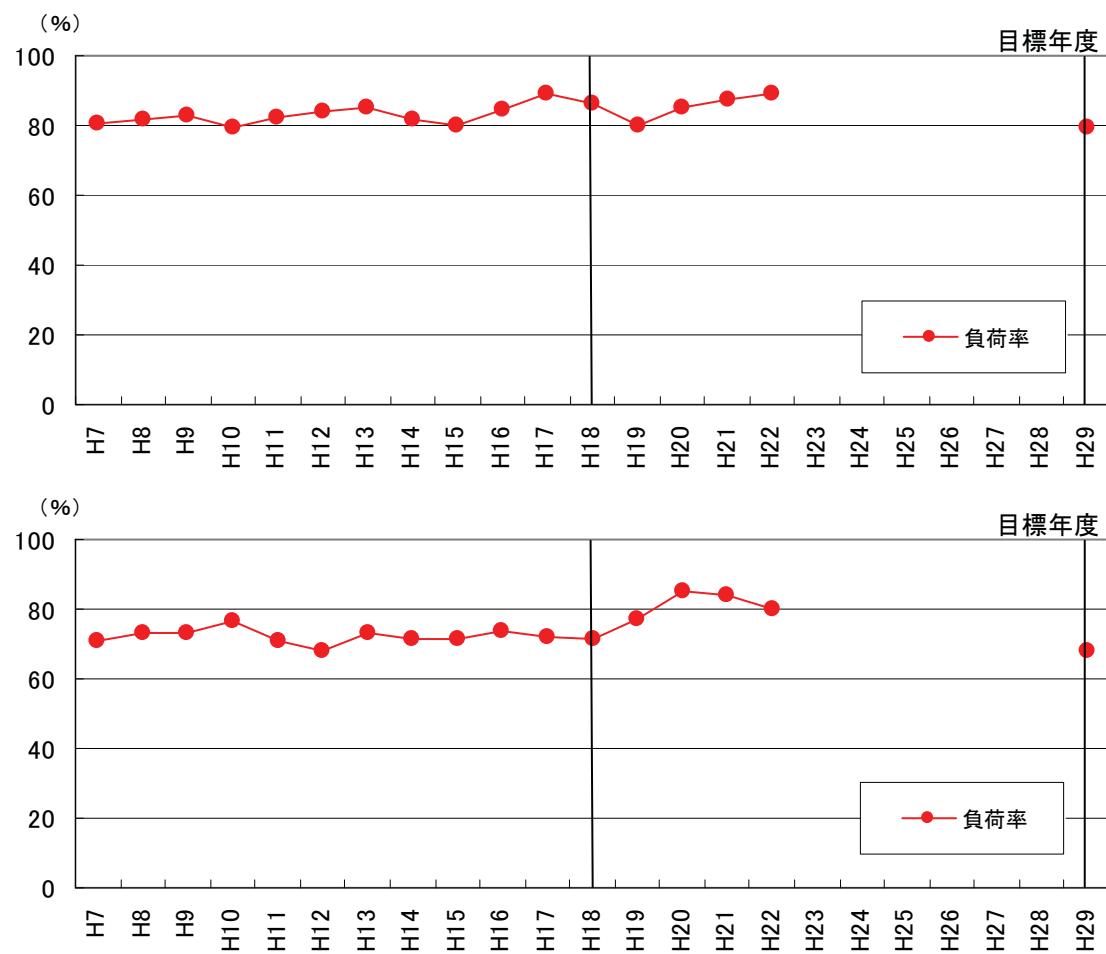


図 4.3-5 平取町負荷率の推移（上段：本町地区、下段：中部振内地区）（実績及び計画）

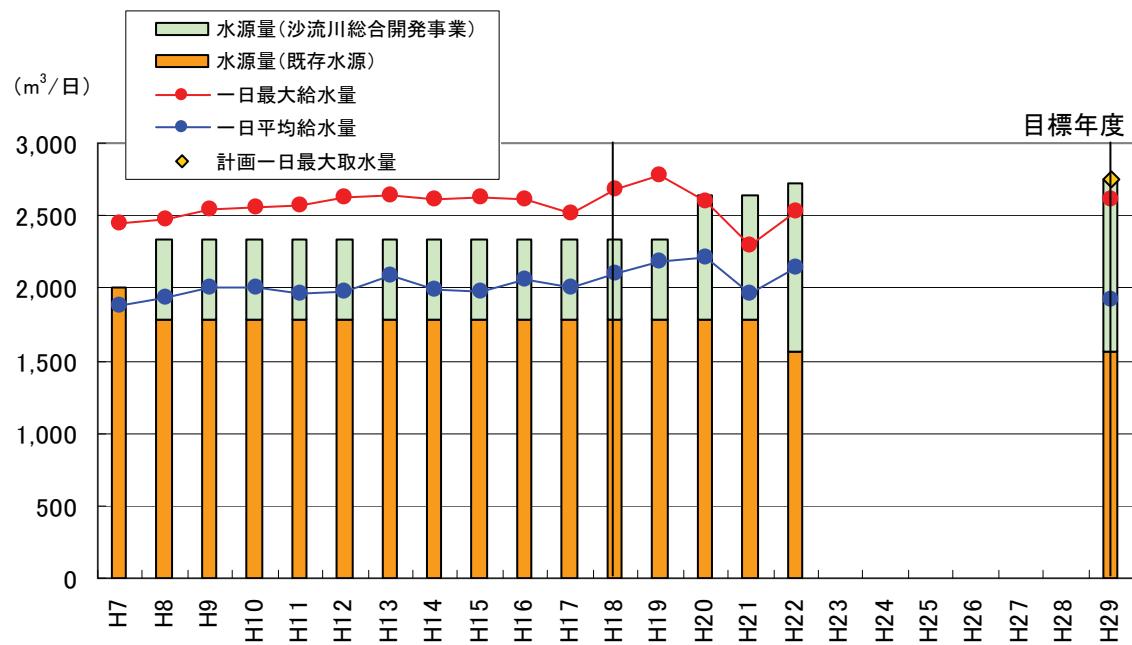


図 4.3-6 平取町の水需給状況(実績及び計画)

(3) 必要な開発量の確認結果

以上のように、各利水参画者の必要な開発量は水道設計指針などに沿って算出されていること、事業認可等の法的な手続きを経ていること、事業再評価においても「継続」との評価を受けていることを確認した。

よって、利水参画者に確認した必要な開発量を確保することを基本として利水対策案を立案することとした。

4.3.3 複数の新規利水対策案の立案等

沙流川流域における適用性が高い新規利水対策案を概略評価により抽出し、概略評価した新規利水対策案について、利水参画者等へ意見聴取を行った。そして、利水参画者等から得た回答を踏まえて抽出する新規利水対策案を再整理した。

4.3.3.1 新規利水対策案立案の基本的な考え方

新規利水（日高町水道、平取町水道）については、「検証要領細目」より 13 方策を参考として、沙流川流域の特性に応じ複数の対策案を立案した。

表 4.3-5 方策の概要

方策		利水上の効果等	
		効果を定量的に見込むことが可能か	取水地点 (導水路の新設を前提としない場合)
(河川区域内の対応) 供給面での対応	河道外貯留施設 (貯水池)	可能	施設の下流
	ダム再開発 (かさ上げ・掘削)	可能	ダム下流
	他用途ダム容量の買い上げ	可能	ダム下流
(河川区域外の対応) 供給面での対応	水系間導水	可能	導水先位置下流
	地下水取水	ある程度可能	井戸の場所 (取水の可否は場所による)
	ため池 (取水後の貯留施設を含む。)	可能	施設の下流
	海水淡水化	可能	海沿い
	水源林の保全	できない	水源林の下流
総合的な対応 需要面・供給面での対応	ダム使用権等の振替	可能	振替元水源の下流
	既得水利の合理化・転用	ある程度可能	転用元水源の下流
	渇水調整の強化	できない	—
	節水対策	困難	—
	雨水・中水利用	困難	—

(1) 河道外貯留施設(貯水池)

河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする。

(検討の考え方)

沙流川に沿った地域において、対策案への適用の可能性について検討する。

河道外貯留施設イメージ



図 4.3-7 河道外貯留施設(貯水池)のイメージ

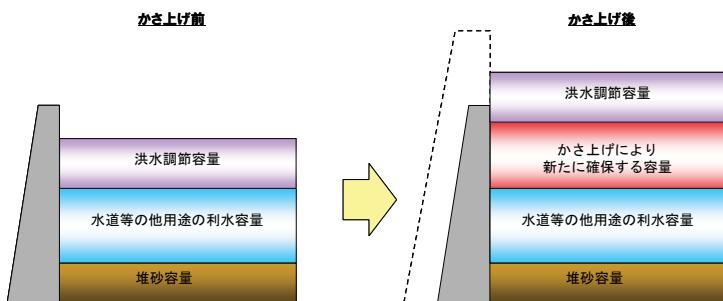
(2) ダム再開発(かさ上げ・掘削)

既設のダムをかさ上げあるいは掘削することで利水容量を確保し、水源とする。

(検討の考え方)

沙流川水系に存在する3の既設ダムの再開発(かさ上げ・掘削)について、対策案への適用の可能性を検討する。

ダム再開発(かさ上げ)イメージ



施設名	奥沙流ダム
所轄・所管	北海道電力(株)
形式	重力式コンクリート
目的	発電
集水面積	52km ²
総貯水容量	530千m ³
有効貯水容量	155千m ³



図 4.3-8 ダム再開発(かさ上げ・掘削)のイメージ

(3) 他用途ダム容量の買い上げ

既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて容量として水源とする。

(検討の考え方)

沙流川水系に存在する3の既設ダムにおける他用途ダム容量の買い上げについて、対策案への適用の可能性を検討する。



図 4.3-9 他用途ダム容量の買い上げイメージ

(4) 水系間導水

水量に余裕のある他水系から導水することで水源とする。

(検討の考え方)

沙流川水系に隣接する水系において流況の季節的な特性等を勘案し、対策案への適用の可能性について検討する。

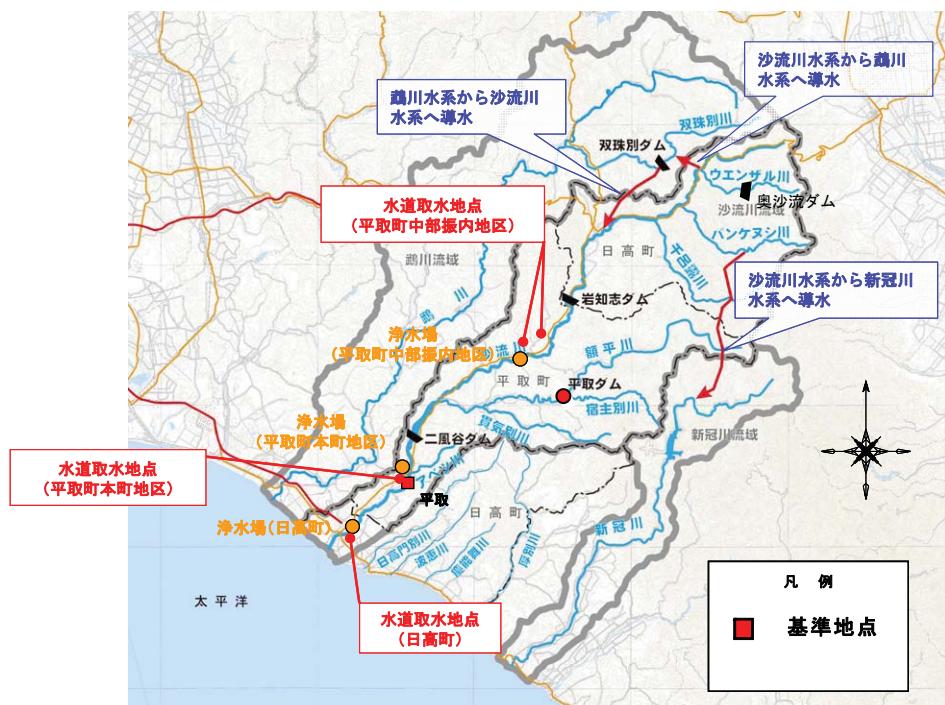
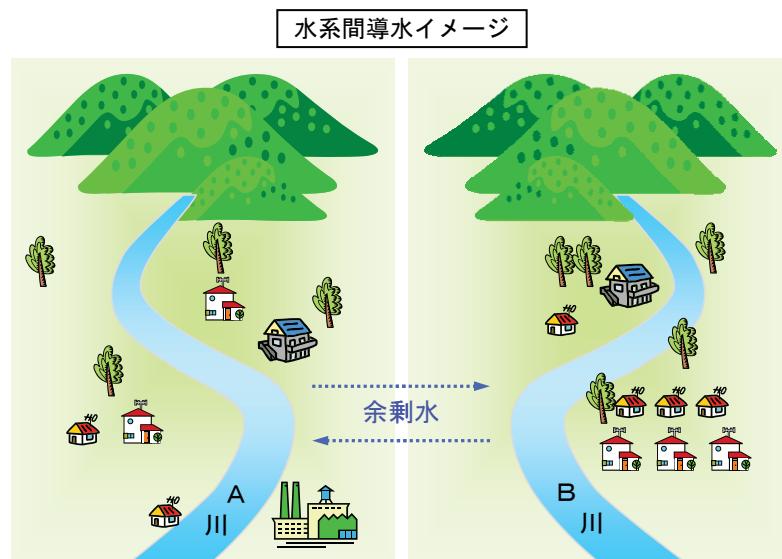


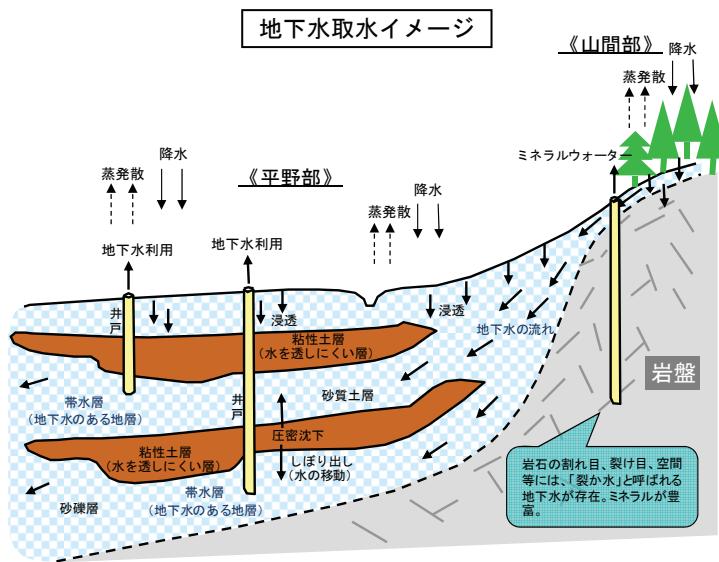
図 4.3-10 水系間導水のイメージ

(5) 地下水取水

伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする。

(検討の考え方)

井戸の新設等による地下水取水について、対策案への適用の可能性を検討する。



資料：平成22年度 日本の水資源



図 4.3-11 地下水取水のイメージ

(6) ため池(取水後の貯留施設を含む)

主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とする。

(検討の考え方)

沙流川に沿った地域における貯留施設の設置について、対策案への適用の可能性を検討する。

ため池イメージ

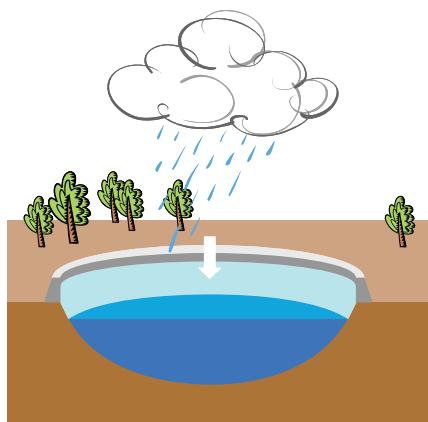


図 4.3-12 ため池のイメージ

(7) 海水淡化化

海水を淡水化する施設を設置し、水源とする。

(検討の考え方)

海沿いや河口付近等における海水淡化化施設の設置について、対策案への適用の可能性を検討する。



図 4.3-13 海水淡化化のイメージ

(8) 水源林の保全

主にその土壤の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。

(検討の考え方)

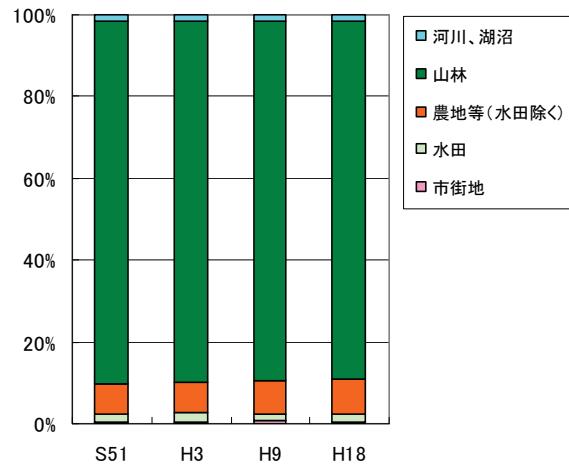
沙流川流域の森林の分布状況等を踏まえ、対策案への適用の可能性について検討する。

水源林の保全イメージ



出典：今後の治水対策のあり方に関する有識者会議
第6回配布資料 資料1 大田猛彦氏資料

沙流川流域地目別土地利用の割合



※国土数値情報 昭和 51 年・平成
3 年・9 年・18 年 土地利用メッシュを使用して作成

図 4.3-14 水源林の保全のイメージ

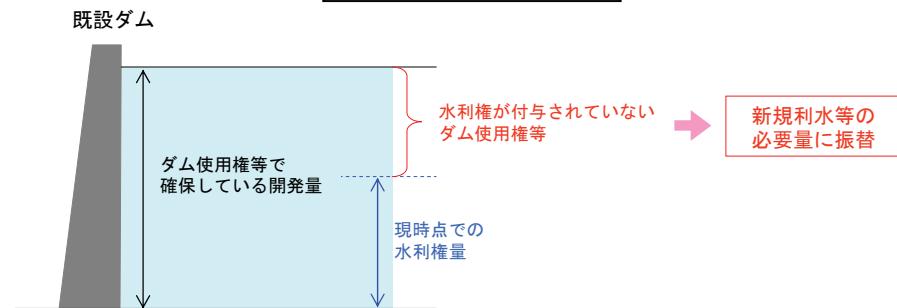
(9) ダム使用権等の振替

需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要な者に振り替える。

(検討の考え方)

沙流川水系に存在する3の既設ダムにおけるダム使用権等の振替について、対策案への適用の可能性を検討する。

ダム使用権振替イメージ



施設名	奥沙流ダム
所轄・所管	北海道電力(株)
形 式	重力式コンクリート
目 的	発電
集水面積	52km ²
総貯水容量	530千m ³
有効貯水容量	155千m ³



岩知志ダム



施設名	岩知志ダム
所轄・所管	北海道電力(株)
形 式	重力式コンクリート
目 的	発電
集水面積	567km ²
総貯水容量	5,040千m ³
有効貯水容量	560千m ³



二風谷ダム

施設名	二風谷ダム
所轄・所管	国土交通省
形 式	重力式コンクリート
目 的	洪水調節・水道・発電・流水の正常な機能の維持
集水面積	1,215km ²
総貯水容量	31,500千m ³
有効貯水容量	17,200千m ³

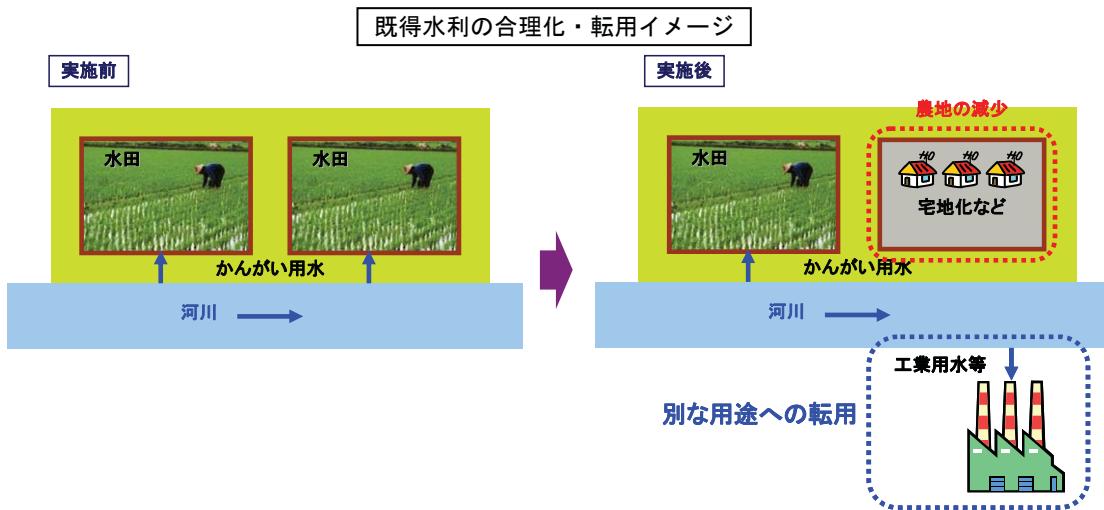
図 4.3-15 ダム使用権等の振替のイメージ

(10) 既得水利の合理化・転用

用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需要減分を、他の必要とする用途に転用する。

(検討の考え方)

沙流川水系の既得水利の合理化、転用について、対策案への適用の可能性を検討する。



(11) 渴水調整の強化

「沙流川水系流域水利用協議会」の機能を強化し、渴水時に被害を最小とするような取水制限を行う。

(検討の考え方)

沙流川水系の渴水調整の状況を勘案しつつ、対策案への適用の可能性を検討する。



図 4.3-16 沙流川水系流域水利用協議会構成員名簿

室蘭開発建設部
胆振総合振興局
日高振興局
日高町
平取町
北海道電力（株）
ほくでんエコエナジー（株）
ほか、かんがい用水 2 機関
工業用水 4 機関
その他 3 機関

(12) 節水対策

節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る。

(検討の考え方)

沙流川水系の節水対策について、対策案への適用の可能性を検討する。

節水対策イメージ



◆水道の流しっぱなしはせず、野菜や食器は“ため洗い”。



◆せっけん水と1回目のすすぎ水は風呂の残り湯を使う。



◆タンク内に水の入ったビンを入れる。



◆散水は米のとぎ汁や残り湯など。

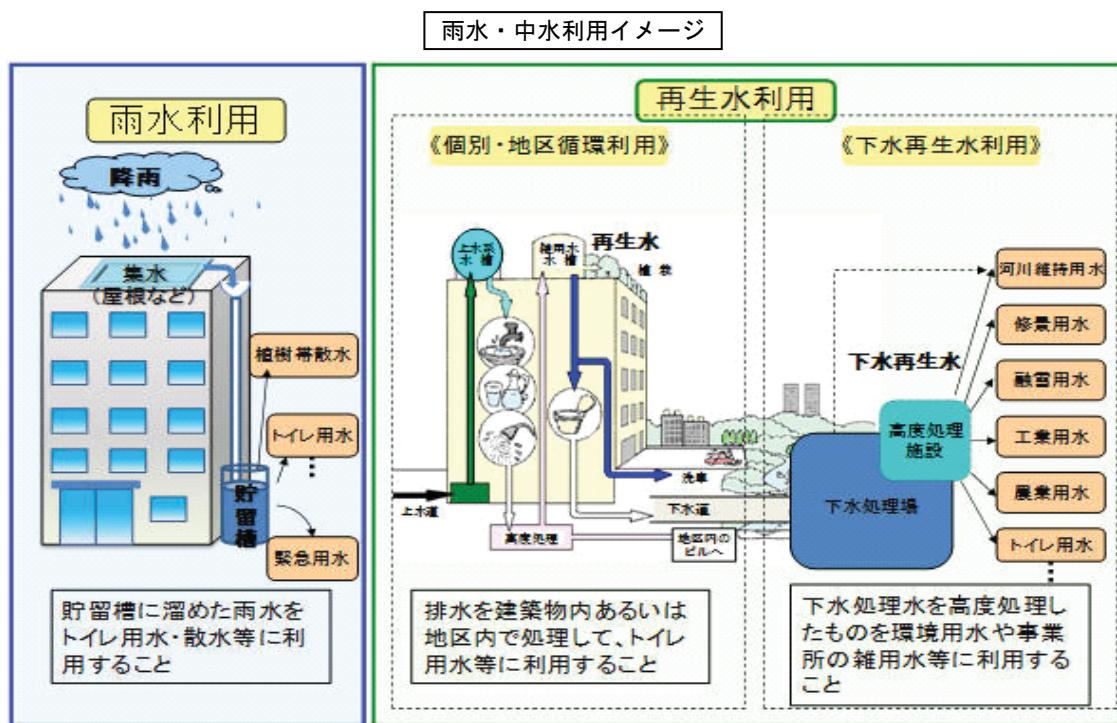
出典：国土交通省・水管理・国土保全局HP「節水小辞典」

(13) 雨水・中水利用

雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水利用の推進により、河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る。

(検討の考え方)

沙流川流域の雨水・中水利用について、対策案への適用の可能性を検討する。



※国土交通省水管理・国土保全局 HP

表 4.3-6 新規利水対策案の適用性(1)

対策案	方策の概要	沙流川流域への適用性
0. ダム【検証対象】	河川を横過して専ら流水を貯留する目的で築造される構造物である。	平取ダムにより、日高町・平取町両町に対して必要な開発量を確保する。
1. 河道外貯留施設 (貯水池)	河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする。	取水地点を考慮し、可能性を検討する。
2. ダム再開発 (かさ上げ・掘削)	既存のダムをかさ上げあるいは掘削することで利水容量を確保し、水源とする。	既設ダム(ニ風谷ダム・岩知志ダム・奥沙流ダム)の再開発について可能性を検討する。
3. 他用途ダム容量の買い上げ 供給面での対応	既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて容量とすることで水源とする。	放流設備の設置等も含めて可能性を検討する。
4. 水系間導水	水量に余裕のある他水系から導水することで水源とする。	導水量の増減について可能性を検討する。(鶴川水系・新冠川水系)
5. 地下水取水	伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする。	地下水場付近に井戸を掘削する可能性を検討する。
6. ため池	主に雨水や地区内流水を貯留するため池を配置することで水源とする。	取水地点を考慮し、可能性を検討する。
7. 海水淡水化	海水を淡水化する施設を配置し、水源とする。	沙流川河口付近から浄水場までの導水の可能性を検討する。
8. 水源林の保全	水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。	現況の森林が水源林としての機能を有していることから、保全の取組を継続する。

■ : 今回の検討において採用した方策
 ■ : 全ての対策案とともに取り組むべき方策
 □ : 今回の検討において採用しなかった方策

表 4.3-7 新規利水対策案の適用性(2)

対策案	方策の概要	沙流川流域への適用性
9. ダム使用权等の振替 需要面・供給面での総合的な対応	需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用权等を必要な者に振り替える。	二風谷ダムには、振替え可能なダム使用权はない。
10. 既得水利の合理化・転用	用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需減分を、他の必要とする用途に転用する。	既存の水利使用の合理化・転用について可能性を検討する。
11. 渇水調整の強化	「沙流川水系流域水利用協議会」の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水制限を行う。	渇水時の調整は重要であり、今後も取組みを継続する。
12. 節水対策	節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る。	水需要抑制の取り組みは重要であり、今後も取組を継続する。
13. 雨水・中水利用	雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水の利用の推進により河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る。	水需要抑制の取り組みは重要であり、今後も取組を継続する。

□ : 今回の検討において採用した方策

□ : 全ての対策案とともに取り組むべき方策

□ : 今回の検討において採用しなかった方策

4.3.3.2 新規利水対策案の立案

<新規利水対策案の立案の方針>

(1) 検証要領細目で示されている 14 方策から 4.3.3.1 で整理した沙流川への適用性を考慮して抽出し、組み合わせる。

(2) 新規利水対策案は、以下に示す参画継続確認された新規利水の必要な開発量を確保できるものとする

●水道用水 $0.03\text{m}^3/\text{s}$ (日高町 : $0.016\text{m}^3/\text{s}$ 平取町 : $0.014\text{m}^3/\text{s}$)

(3) 新規利水対策案は、各々個別に検討する。ただし、利水参画者が共同で対策を行った方が有利と考えられる場合は、必要な開発量を同時に確保できる対策として検討する。

(4) 「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」、「雨水・中水利用」については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、それぞれが大切な方策であり継続していくべきと考えられるため、全ての新規利水対策案に組み合わせる。

(5) 各対策案における留意事項

- ・新規利水対策案の施設規模はダム事業者や水利使用許可権者として有している情報により可能な範囲で検討したものである。

新規利水対策案の概要を表 4.3-8に示す。

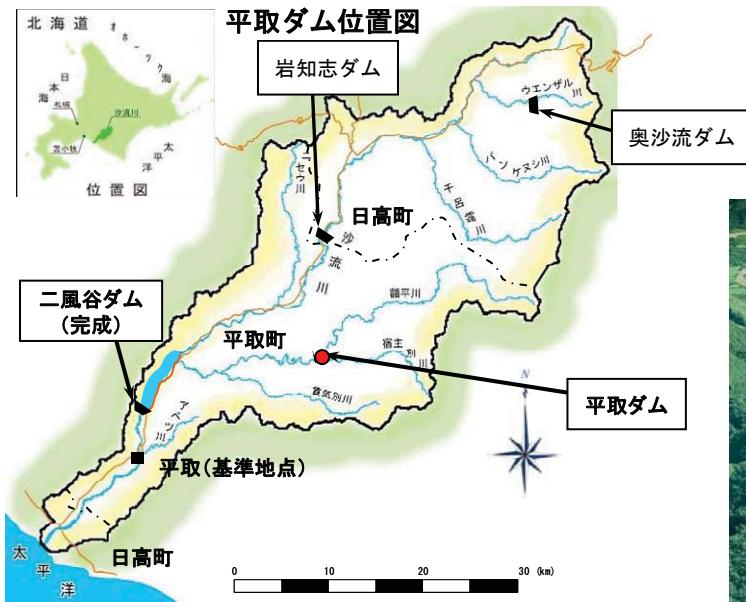
表 4.3-8 新規利水対策案一覧表

*ダム再開発については、相対的に容量の大きな二風谷ダム・岩知志ダムについて検討を行う。

(1) 新規利水対策案-0 平取ダム

【対策案の概要】

- ・沙流川水系額平川に平取ダムを建設する。
- ・平取ダム本体及び付替道路等の工事を行う。

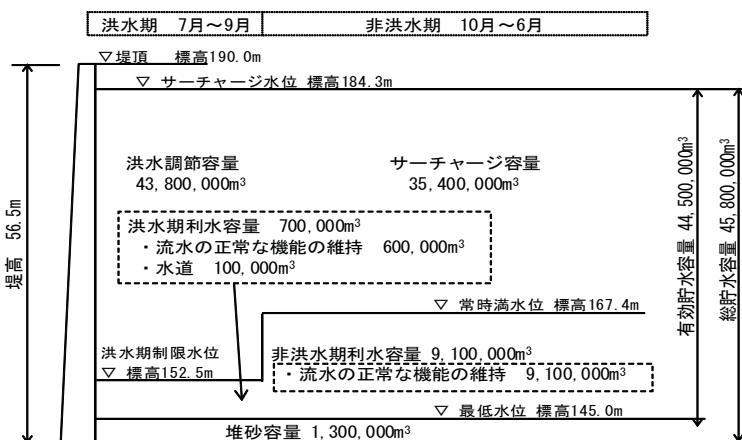


【対策案】

- ダム
- 平取ダム



平取ダム貯水池容量配分図



位置	沙流郡平取町字芽生
ダム形式	重力式コンクリートダム
堤体積	18.29 万 m ³
総貯水容量	4,580 万 m ³

図 4.3-17 検討概要図

(2) 新規利水対策案-1 河道外貯留施設

【対策案の概要】

- ・河道外貯留施設（貯水池）を新設し、日高町及び平取町水道用水を確保する。
- ・河道外貯留施設は、必要量 100 千 m³ を最も経済的に確保できる平取ダム事業区域とする。

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

【対策案】	
■河道外貯留施設（貯水池）	
貯留施設	1箇所
用地買収	無し
地質調査	1式



図 4.3-18 検討概要図

(3) 新規利水対策案-2 ダム再開発(二風谷ダムかさ上げ)

【対策案の概要】

- ・二風谷ダムをかさ上げし、日高町及び平取町水道用水を確保する。
- ・二風谷ダムのかさ上げに伴い、用地買収を行う。
- ・ダム構造等技術的な検討や地質・環境等の調査を行う。

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成21年度末時点のものである。



図 4.3-19 検討概要図

(4) 新規利水対策案-3 ダム再開発(岩知志ダムかさ上げ)

【対策案の概要】

- ・発電専用の容量を有する岩知志ダムをかさ上げし、日高町及び平取町水道用水を確保する。
- ・岩知志ダムのかさ上げに伴い、用地買収を行う。
- ・ダム構造等技術的な検討や地質・環境等の調査を行う。

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成21年度末時点のものである。

※沙流川流域で発電専用容量を持つダムは、岩知志ダムと奥沙流ダムである。



図 4.3-20 検討概要図

(5) 新規利水対策案-4 ダム再開発(二風谷ダム掘削)

【対策案の概要】

- ・二風谷ダムの貯水池掘削を実施し、日高町及び平取町水道用水を確保する。
- ・残土処分場所の確保及び掘削時の下流域への濁水対策を行う。

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成21年度末時点のものである。

【対策案】	
■ダム再開発	
二風谷ダム掘削	
掘削	約 10 万 m^3

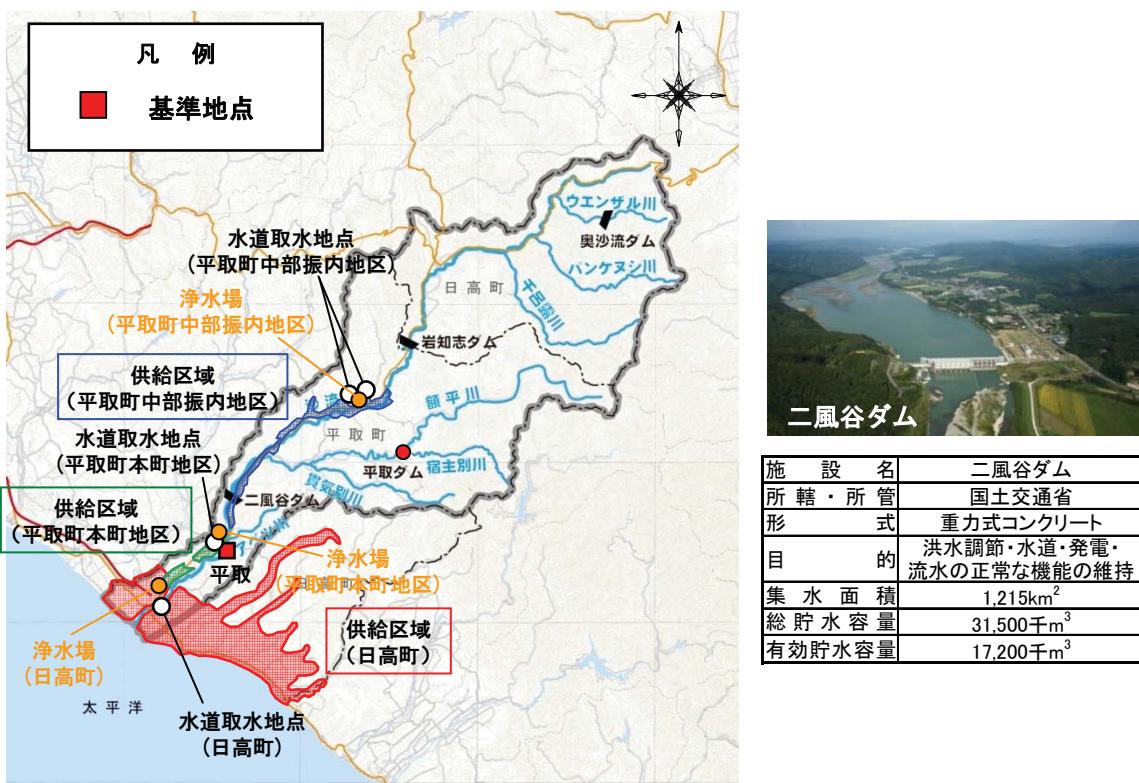
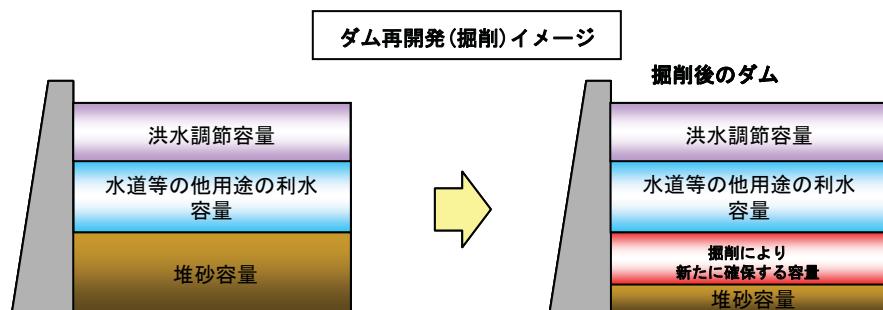


図 4.3-21 検討概要図

(6) 新規利水対策案-5 ダム再開発(岩知志ダム掘削)

【対策案の概要】

- ・発電専用の容量を有する岩知志ダムの貯水池掘削を実施し、日高町及び平取町水道用水を確保する。
- ・残土処分場所の確保及び掘削時の下流域への濁水対策を行う。

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成21年度末時点のものである。

※沙流川流域で発電専用容量を持つダムは、岩知志ダムと奥沙流ダムである。

【対策案】

■ダム再開発

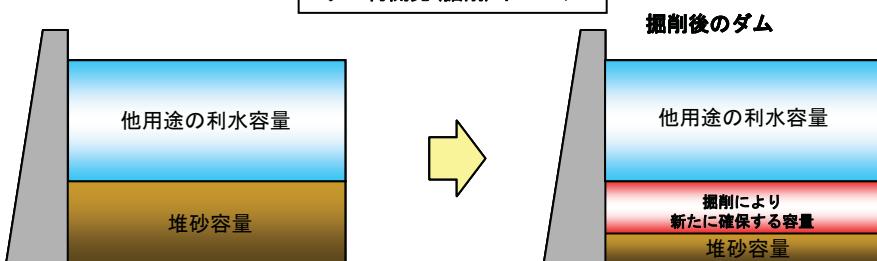
岩知志ダム掘削

掘削

約10万m³

※関係者及び施設管理者等との協議を伴うため不確定

ダム再開発(掘削)イメージ



凡 例

■ 基準地点



施設名	岩知志ダム
所轄・所管	北海道電力(株)
形式	重力式コンクリート
目的	発電
集水面積	567km ²
総貯水容量	5,040千m ³
有効貯水容量	560千m ³

図 4.3-22 検討概要図

(7) 新規利水対策案-6 他用途ダム容量の買い上げ

【対策案の概要】

- ・発電専用の容量を有する岩知志ダムの発電容量を一部買い上げて、日高町及び平取町水道用水を確保する。
- ・岩知志ダムから水道用水の補給を行うための取水設備を設置する。

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成21年度末時点のものである。

※沙流川流域で発電専用容量を持つダムは、岩知志ダムと奥沙流ダムである。

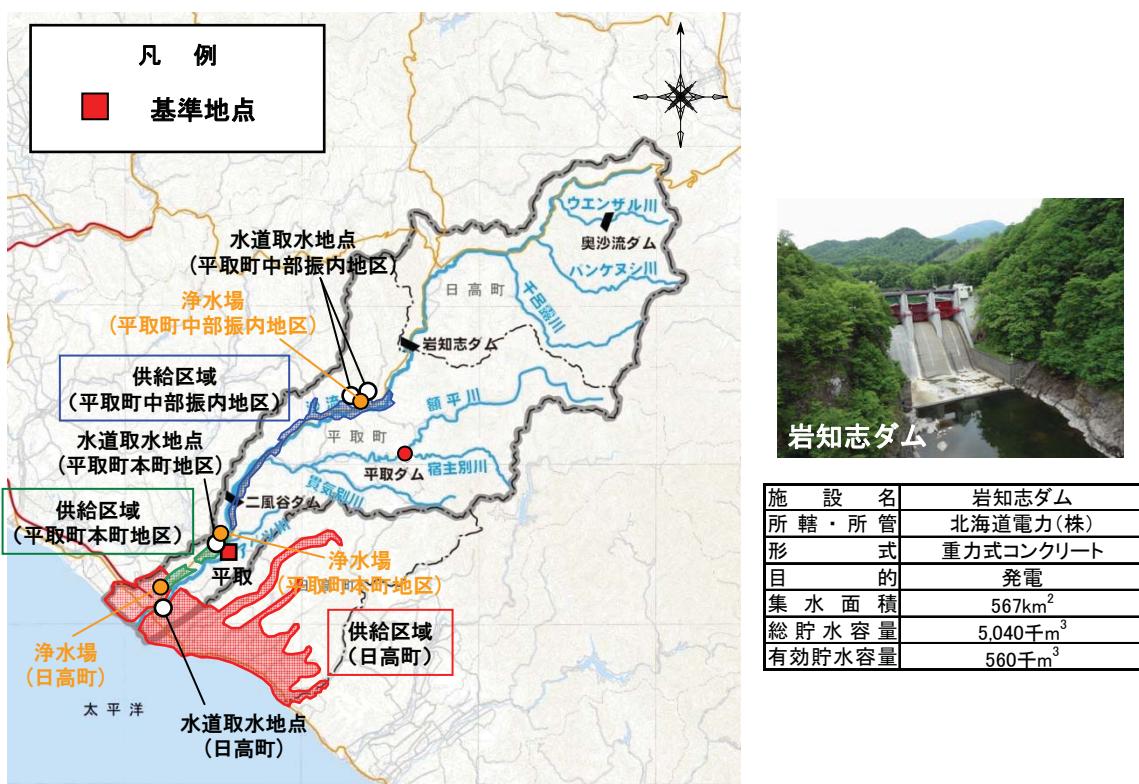
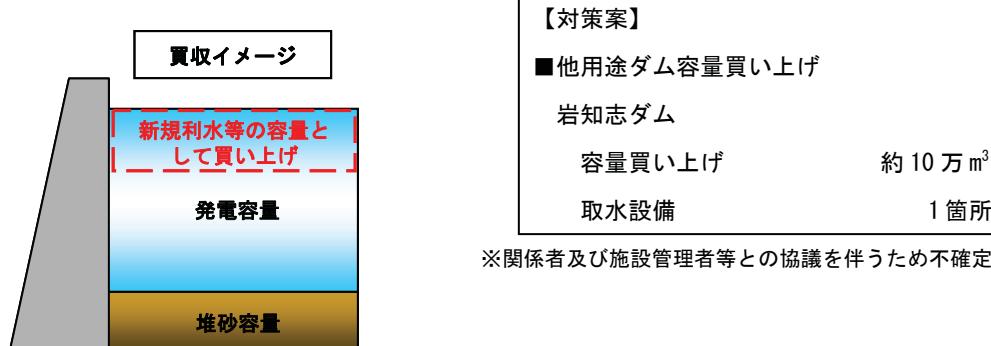


図 4.3-23 検討概要図

(8) 新規利水対策案-7 水系間導水

【対策案の概要】

- 鶴川からの既設（発電）導水を増加、新冠川への既設（発電）導水を減少することにより、日高町及び平取町水道用水を確保する。
- 鶴川からの導水増加や新冠川への導水減少による発電への影響について検討を行う。
- 鶴川水系への影響について検討を行う。

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成21年度末時点のものである。

【対策案】

■水系間導水

現時点では関係者及び施設管理者等との協議を伴うため不確定



図 4.3-24 検討概要図

(9) 新規利水対策案-8 地下水取水

【対策案の概要】

- ・地下水取水施設を設置し、日高町及び平取町水道用水を確保する。
 - ・各浄水場への導水施設を設置する。
 - ・導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成21年度末時点のものである。

【対策案】	
■地下水取水（井戸新設）	
井戸設置	6本
導水管	Φ100mm、L=約3km
送水施設	3箇所

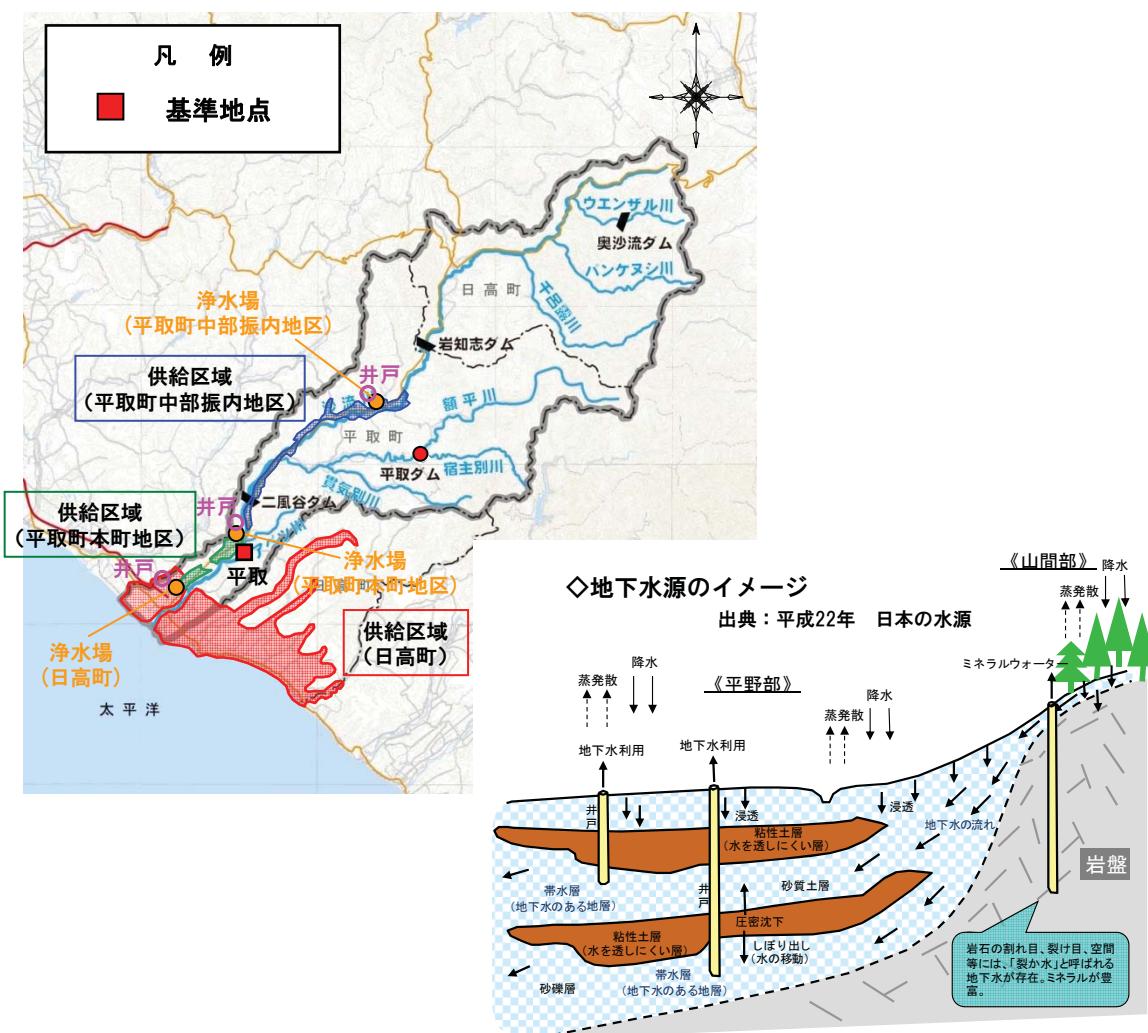


図 4.3-25 検討概要図

(10) 新規利水対策案-9 ため池

【対策案の概要】

- ・ため池を設置し、日高町及び平取町水道用水を確保する。
- ・ため池の設置に伴い、用地買収を行う。

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

【対策案】	
■ため池	
ため池	2 箇所
用地買収	約 4ha
送水施設	2 箇所



図 4.3-26 検討概要図

(11) 新規利水対策案-10 海水淡化化

【対策案の概要】

- ・海水淡化化施設を設置し、日高町及び平取町水道用水を確保する。
- ・施設予定地は、太平洋沿岸沙流川河口付近とする。
- ・海水淡化化施設から浄水場への導水施設を設置する。
- ・海水淡化化施設及び導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

【対策案】	
■海水淡化化	
海水淡化化施設	1式
用地買収	約 0.2ha
導水管	$\phi 250\text{mm}$ 、 $L=\text{約 } 40\text{km}$
送水施設	1式



※資料提供：福岡地区水道企業団

図 4.3-27 検討概要図

(12) 新規利水対策案-11 既得水利の合理化・転用

【対策案の概要】

- ・沙流川の既存の水利使用を合理化・転用することにより、日高町及び平取町水道用水を確保する。

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成21年度末時点のものである。

【対策案】

- 既得水利の合理化・転用

現時点では関係利水者等との協議・調整を行っていないため不確定



名 称	最大取水量 (m ³ /s)	件 数
発電	89.60	4
かんがい	13.05	95
工業	0.08	4
上水道	0.08	3
雑用水	0.15	4
計	102.96	110

平成 23 年 3 月時点

図 4.3-28 検討概要図

4.3.3.3 概略評価（案）

複数の新規利水対策案について、コスト、地域社会への影響、実現性などを概略評価した結果を以下に示す。

表 4.3-9 概略評価による複数の新規利水対策案の抽出（案）

No.	対策案	完成までに要する費用（概算）	地域社会への影響、実現性など	抽出（案）
0	平取ダム	約0.7億円	・民有地の買収及び家屋移転が完了している	○
1	河道外貯留施設	約8億円	・民有地の買収及び家屋移転が完了している ・導水施設建設等のための地質調査が必要となる	○
2	ダム再開発（二風谷ダムかさ上げ）	約10億円	・かさ上げに伴い、用地買収が必要となる ・ダム構造等技術的な検討や地質・環境等の調査が必要となる ・工事期間中における洪水調節、安定的な利水補給に配慮する必要がある ・関係者との調整が必要となる	
3	ダム再開発（岩知志ダムかさ上げ）	約40億円	・かさ上げに伴い、用地買収が必要となる ・ダム構造等技術的な検討や地質・環境等の調査が必要となる ・工事期間中におけるダムの運用に配慮する必要がある ・関係者や施設管理者との調整が必要となる	
4	ダム再開発（二風谷ダム掘削）	約5億円	・必要な開発量を維持していくために、掘削が必要となる ・工事期間中における洪水調節、安定的な利水補給に配慮する必要がある ・関係者との調整が必要となる	○
5	ダム再開発（岩知志ダム掘削）	不確定	・必要な開発量を維持していくために、掘削が必要となる ・工事期間中におけるダムの運用に配慮する必要がある ・関係者や施設管理者との調整が必要となる	○
6	他用途ダム容量の買い上げ	不確定	・発電容量の一部を買い上げるため、発電への影響を検討する必要がある ・工事期間中におけるダムの運用に配慮する必要がある ・関係者や施設管理者との調整が必要となる	○
7	水系間導水	不確定	・鶴川からの導水増加や新冠川への導水減少による発電への影響を検討する必要がある ・鶴川への影響について検討する必要がある ・関係者や施設管理者との調整が必要となる	○
8	地下水取水	約4億円	・井戸や導水施設等の設置に伴い、用地買収が必要となる ・既存井戸や地盤沈下等の影響について検討が必要となる。 ・伏流水や河川水への影響のほか、地質や水質についても調査が必要となる	○
9	ため池	約7億円	・ため池の設置に伴い、用地買収が必要となる ・地質や環境等の調査が必要となる ・雨水あるいは地区内の流水により必要な開発量を確保することが可能か調査が必要となる	○
10	海水淡水化	約100億円	・海水淡水化施設や導水施設の設置に伴い、用地買収が必要となる	
11	既得水利の合理化・転用	不確定	・水利権更新毎に用途別の必要流量については、適切に審査されている ・かんがい用水については、これまで老朽化等への対策が図られている ・関係者との調整が必要となる	○

 : 今回の検討において抽出した新規利水対策案

 : 今回の検討において棄却した新規利水対策案

注 1) 立案した対策案について、極めてコストが高い案については抽出しない。

注 2) 「完成するまでに要する費用(概算)」については、平成 22 年度以降の残事業費である。

4.3.3.4 関係者等の意見

4.3.3.3 で概略評価した新規利水対策案に現計画案を加えた複数の新規利水対策案について、平取ダムの利水参画者、関係河川使用者及び関係する事業者に意見を聴いた。意見聴取先と意見聴取結果を以下に示す。

新規利水対策案の意見聴取先

【1. 利水参画者】

- ・日高町
- ・平取町

【2. 関係河川使用者】

- ・ほくでんエコエナジー株式会社
 - ～ ダム再開発（二風谷ダム掘削）
- ・北海道電力株式会社
 - ～ ダム再開発（岩知志ダム掘削）
 - ～ 他用途ダム容量の買い上げ
 - ～ 水系間導水

図 4.3-29 新規利水対策案の意見聴取先一覧

(1) 利水参画者の意見

1) 日高町

●意見照会事項

- ・「第3回 沙流川総合開発事業平取ダムの地方公共団体からなる検討の場」に提示した複数の新規利水対策案に関する、利水参画者としての見解
(利水対策案全て)

●意見照会事項に関する回答

- ・掲示された複数の新規利水対策案は平取ダムの事業の継続参画に比べ、費用負担が大きいもの、今後調査が必要なもの、関係機関との調整を要するものがあり、効果発現の遅滞も懸念されます。よって、平取ダム案が最適であり早急に完成されたい。
- ・水源に対し、水道用水として一日最大 1,400m³ の取水を可能とするためのダム使用権が現在既設の二風谷ダムに設定されており、平取ダム完成後は、当ダム使用権は二風谷ダムと平取ダムに分割設定される予定であると承知しています。また、利水者の建設費の負担については全額納付済みです。

2) 平取町

●意見照会事項

- ・「第3回 沙流川総合開発事業平取ダムの地方公共団体からなる検討の場」に提示した複数の新規利水対策案に関する、利水参画者としての見解
(利水対策案全て)

●意見照会事項に関する回答

次の事項から、平取ダム案が最適であると考えています。

- ・提示された複数の新規利水対策案は、今後、新たな費用が発生し、その費用も高額である。
- ・ダム再開発（掘削）については残土の処分場所の確保、掘削時の濁水対策等を要し、維持管理費を含めると費用も高価になる。また、維持掘削を恒常的に行うことが予想されることから、将来の持続性に不安がある。
- ・岩知志ダムの掘削、他用途ダム容量の買い上げ、水系間導水は関係機関との調整が必要となり、効果発現が遅れる懸念がある。
- ・地下水取水は今後、水質や水量の調査が必要であり、また、継続的な確保に不安がある。
- ・ため池は、用地の確保、残土の処分場の確保が必要となり、地域の理解を得るのが困難である。かつ、地質や環境等の調査が必要となり、費用及び効果発現の遅延も懸念される。
- ・平取町はすでに水道用水として1日最大 1,200m³ の取水を可能とするダム使用権が、完

成した二風谷ダムに設定され、水利使用の許可を受け取水しております。平取ダム完成後は、既に設定されたダム使用権は二風谷ダムと平取ダムに分割設定される予定であると承知しております。また、沙流川総合開発事業に関する平取町分の負担金については全額納付済みであることも申し添えます。

(2) 関係河川使用者の意見

1) ほくでんエコエナジー株式会社

●意見照会事項

- ・二風谷ダムの再開発（掘削）を行い新規利水対策案とすることに関する見解
(No4 ダム再開発（二風谷ダム掘削）)

●意見照会事項に関する回答

- ・再開発期間中の二風谷発電所停止による減電は、当社の水力発電事業に大きな支障をきたすものであり、容認できない。
- ・再生可能エネルギーの価値が高まる中、水力発電は安定した電力の供給が可能な電源であり、供給先との契約上、認められない。

2) 北海道電力株式会社

●意見照会事項

- ・岩知志ダムの再開発（掘削）を行い新規利水対策案とすることに関する見解
(No5 ダム再開発（岩知志ダム掘削）)
- ・岩知志ダムの利水容量買い上げを行い新規利水対策案とすることに関する見解
(No6 他用途ダム容量買い上げ)
- ・鶴川からの導水、新冠川への導水を活用して新規利水対策案とすることに関する見解
(No7 水系間導水)

●意見照会事項に関する回答

- ・水力発電は、純国産の再生可能エネルギーとして、また、発電時に温室効果ガスであるCO₂を排出しないクリーンエネルギーとして我が国のエネルギー政策上、重要な位置づけである。
- ・ダムを伴った貯水池式や調整池式の発電所においては、その発電容量により電力需給が逼迫する時期の供給力確保、急激な需要変動に対する追従性、電力系統の安定運用に重要な役割を担うものである。
- ・今後、太陽光・風力等の出力変動の大きい再生エネルギーの導入が拡大されることが予想され、このような発電容量を持ち系統調整力を発揮できる水力発電の重要性は更に高まることが予想される。
- ・岩知志ダムの土砂掘削量は膨大であり、必要容量を維持するために継続的に流入土砂

量分を掘削しなければならず、長期間に及ぶ継続的な掘削工事となることが予想される。

- ・岩知志ダムの掘削工事期間中は、岩知志発電所の運用へ大きな制約を与える、岩知志発電所長期停止による発電量の損失により貴重な水力エネルギーを失うものであり、本対策案に対しては同意できない。
- ・岩知志ダムの容量買い上げを行うことは、貴重な水力エネルギーを利用することが出来なくなり、電力の安定供給に大きな影響を与える可能性がある本対策案に対しては同意できない。
- ・水力発電の特性上、より大きい有効落差の得られる地点への導水や系統調整力のある調整池への注水は発電電力量の確保や電力系統の安定運用に必要不可欠であり、当社の水力発電事業に大きな影響を与える可能性がある本対策案に対しては同意できない。

(3) 関係する事業者の意見

関係する事業者に既存の水利使用の合理化・転用にかかる事業予定等の見通しについて聞き取りを行った。

既存の水利使用の合理化・転用の意見聴取先

【関係する事業者】

- ・北海道開発局農業水産部
 - ・北海道農政部
 - ・北海道環境生活部
- ～ 既得水利の合理化・転用

図 4.3-30 既存の水利使用の合理化・転用の意見聴取先一覧

意見聴取結果を以下に示す。

1) 北海道開発局農業水産部

●意見照会事項

日高町、平取町における水需要合理化にかかる土地改良事業予定の有無

●意見照会事項に関する回答

- ・現時点で国営土地改良事業の計画がない。

2) 北海道農政部

●意見照会事項

日高町、平取町における水需要合理化にかかる土地改良事業予定の有無

●意見照会事項に関する回答

- ・道営農業農村整備事業の実施に向けて、平成23年度に事業計画の樹立を行っている地区のうち、照会事項に該当する事業の予定はない。

3) 北海道環境生活部

●意見照会事項

日高町、平取町における、水需要合理化を伴う水道事業の広域化に関する事業計画の予定の有無

●意見照会事項に関する回答

- ・日高町及び平取町において、現時点で、既得水利の合理化を伴う水道事業の市町村の行政区画を越えた広域化に関する事業計画が予定されている、水道法に基づく許可申請・届出はない。

(4) 構成員の意見

第1回から第3回検討の場において、構成員から4.3.3.3の概略評価で示した新規利水対策案以外を支持する意見はなかった。

(5) パブリックコメント

4.3.3.3で示した新規利水対策案について、パブリックコメントを行ったが、示した新規利水対策案以外を支持する意見はなかった。また、新たな新規利水対策案の提案はなかった。

4.3.3.5 関係者等の意見を踏まえた概略評価

4.3.1.1の関係者等の意見を踏まえて、概略評価を行い、新規利水対策案を抽出した結果を表4.3-10に示す。

<ご意見を踏まえた概略評価の内容>

- ・新規利水対策案No.5（ダム再開発（岩知志ダム掘削））、No.6（他用途ダム容量の買い上げ）、No.7（水系間導水）の案を構成する各施設管理者に当該案に対して意見照会したところ、これらの案については、各施設管理者の利水計画に支障を与えることから同意できないとの回答があったため棄却する。
- ・関係する事業者に既存の水利使用の合理化・転用にかかる事業予定等の見通しを聞いたところ、現時点ではこれらの見込みはなかった。
- ・4.3.3.3で棄却した対策案について、検討の場やパブリックコメントにおいて支持する意見がなかったことから、評価軸ごとの評価を行う対象としない。
- ・パブリックコメントにおいて新たな新規利水対策案の提案はなかった。

表 4.3-10 関係者等の意見を踏まえた概略評価による新規利水対策案の抽出の整理

No.	対策案	概略評価結果		
		完成までに要する費用(概算)	抽出	不適当と考えられる評価軸とその理由
0	平取ダム	約0.7億円		
1	河道外貯留施設	約8億円	○	
2	ダム再開発（二風谷ダムかさ上げ）	約10億円		・コストが極めて高い
3	ダム再開発（岩知志ダムかさ上げ）	約40億円		・コストが極めて高い
4	ダム再開発（二風谷ダム掘削）	約5億円	○	
5	ダム再開発（岩知志ダム掘削）	不確定		・岩知志ダムの施設管理者から、「長期間に及ぶ継続的な掘削工事となることが予想される。掘削工事期間中は、岩知志発電所長期間停止による発電量の損失により貴重な水力エネルギーを失うものであり、本対策案に対しては同意できない」との回答があつた。
6	他用途ダム容量の買い上げ	不確定		・実現性を与える可能性がある本対策案に対する影響を答があつた。
7	水系間導水	不確定		・岩知志ダムの施設管理者から、「電力の安定供給に大きな影響を与える可能性がある本対策案に対する影響を答があつた。
8	地下水取水	約4億円	○	
9	ため池	約7億円	○	
10	海水淡水化	約100億円		・コストが極めて高い
11	既得水利の合理化・転用	不確定		・実現性・現在適切に水利使用が行われており、新たな合理化の予定がないことから、必要量を確保する見込みがない。

注)「完成するまでに要する費用(概算)」については、平成22年度以降の残事業費である。

4.3.3.6 概略評価による新規利水対策案の抽出結果

概略評価で抽出する新規利水対策案は下記の5案とする。

表 4.3-11 新規利水対策案抽出 5案

No.	概略評価で抽出する新規利水対策案
0	平取ダム
1	河道外貯留施設
4	ダム再開発（二風谷ダム掘削）
8	地下水取水
9	ため池

概略評価により抽出された新規利水対策案5案については、以下□と表現することとした。

No. 0 平取ダム

→ 現計画案

No. 1 河道外貯留施設

→ 河道外貯留施設案

No. 4 ダム再開発（二風谷ダム掘削）

→ ダム再開発案

No. 8 地下水取水

→ 地下水取水案

No. 9 ため池

→ ため池案

4.3.4 評価軸ごとの評価

概略評価により抽出された新規利水対策案について、「検証要領細目」に示されている6つの評価軸について評価を行った。

以下に評価軸ごとの評価を行った対策案の概要を示す。

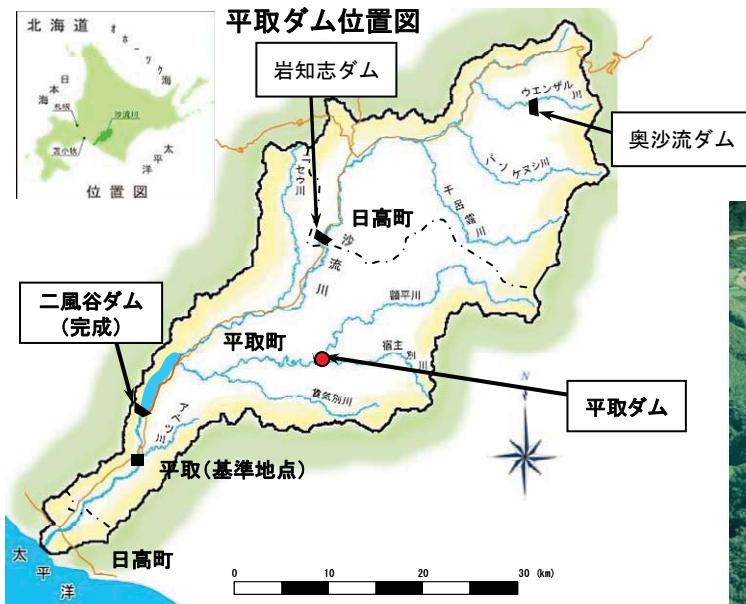
なお、これらの対策案の完成までに要する費用等については、評価軸ごとの評価を行うにあたり、詳細検討を行った結果を示している。

その結果を表4.3-14～表4.3-18に示す。

(1) 現計画案

【対策案の概要】

- ・沙流川水系額平川に平取ダムを建設する。
- ・平取ダム本体及び付替道路等の工事を行う。

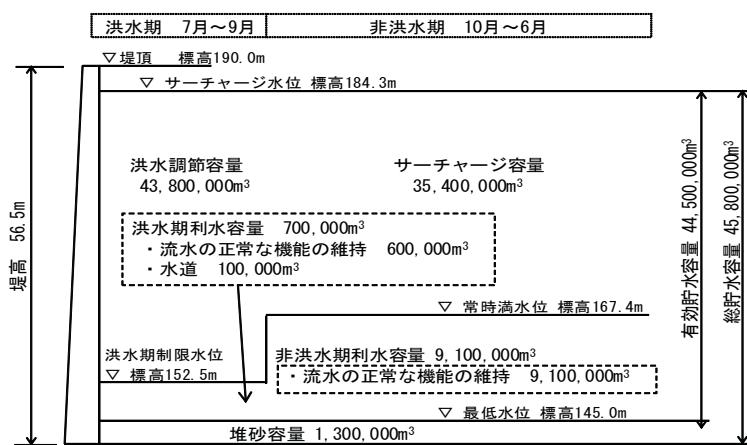


【対策案】

- ダム
- 平取ダム



平取ダム貯水池容量配分図



位置	沙流郡平取町字芽生
ダム形式	重力式コンクリートダム
堤体積	18.29 万 m ³
総貯水容量	4,580 万 m ³

図 4.3-31 検討概要図

(2) 河道外貯留施設案

【対策案の概要】

- ・河道外貯留施設（貯水池）を新設し、日高町及び平取町水道用水を確保する。
- ・河道外貯留施設は、必要量 100 千 m³ を最も経済的に確保できる平取ダム事業区域とする。

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 24 年度末時点のものである。

【対策案】	
■河道外貯留施設（貯水池）	
貯留施設	1箇所
用地買収	無し
地質調査	1式



図 4.3-32 検討概要図

(3) ダム再開発案

【対策案の概要】

- ・二風谷ダムの貯水池掘削を実施し、日高町及び平取町水道用水を確保する。
- ・残土処分場所の確保及び掘削時の下流域への濁水対策を行う。

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成24年度末時点のものである。

【対策案】	
■ダム再開発	
二風谷ダム掘削	
掘削	約10万m ³

ダム再開発(掘削)イメージ

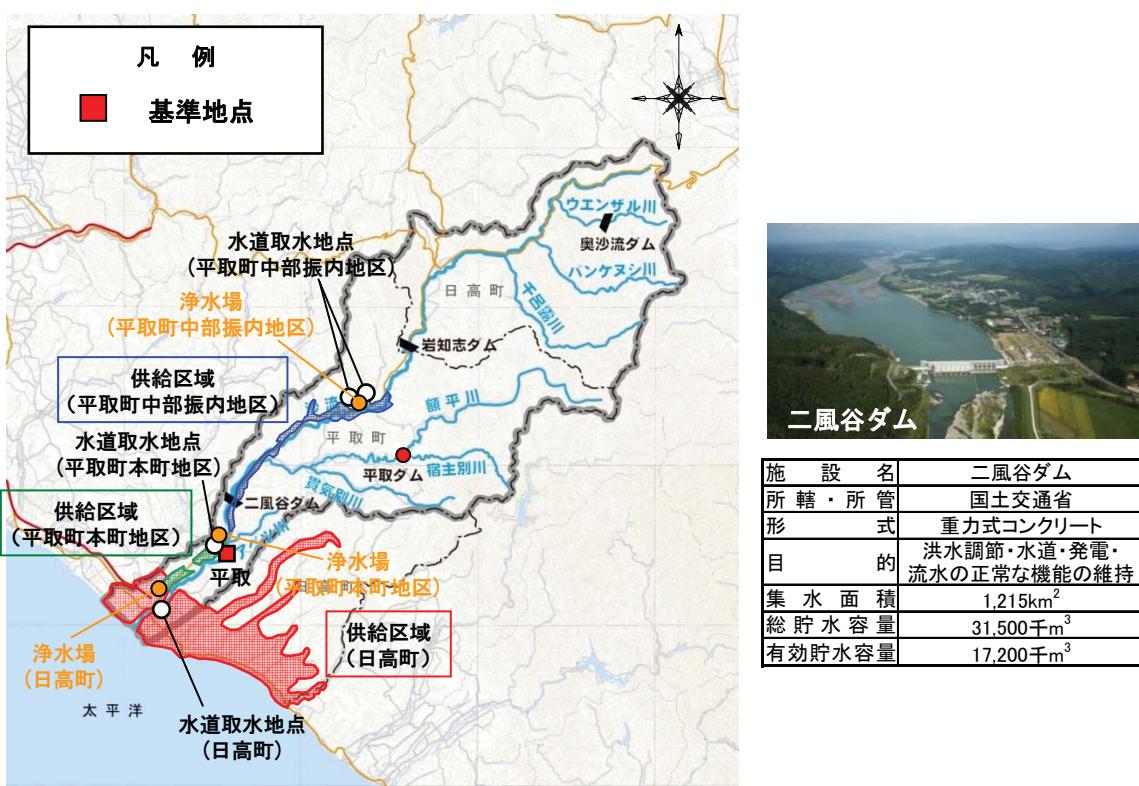
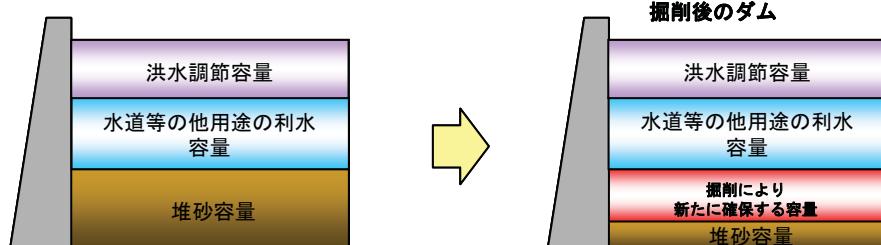


図 4.3-33 検討概要図

(4) 地下水取水案

【対策案の概要】

- ・地下水取水施設を設置し、日高町及び平取町水道用水を確保する。
- ・各浄水場への導水施設を設置する。
- ・導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成24年度末時点のものである。

【対策案】

■地下水取水（井戸新設）

井戸設置	6本
導水管	$\phi 100\text{mm}$ 、L:約3km
送水施設	3箇所

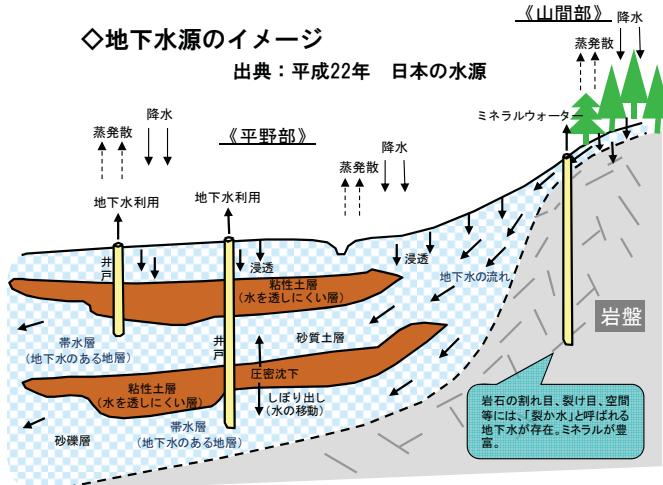


図 4.3-34 検討概要図

(5) ため池案

【対策案の概要】

- ため池を設置し、日高町及び平取町水道用水を確保する。
- ため池の設置に伴い、用地買収を行う。

※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 24 年度末時点のものである。

【対策案】	
■ため池	
ため池	2 箇所
用地買収	約 4ha
送水施設	2 箇所



図 4.3-35 検討概要図

表 4.3-12 平取ダム検証に係る検討 総括整理表（新規利水）

新規利水対策案と実施内容の概要		現計画案	ダム再開発案	地下水取水案	ため池案
評価軸と評価の考え方	平取ダム	河道外貯留施設	二風谷ダム掘削	地下水取水	
目標	●利水参画者に対する開発量として何を確保するかを算出するが、その算出が妥当に行われるといふかを確認する。その後、その量を確保できるか。	・日高町1,400m ³ /日 (0.016m ³ /s)・平取町1,200m ³ /日 (0.014m ³ /s)の新規水道用水を開発可能である。 合計開発量：2,600m ³ /日 (0.030m ³ /s)	・日高町1,400m ³ /日 (0.016m ³ /s)・平取町1,200m ³ /日 (0.014m ³ /s)の新規水道用水を開発可能である。 合計開発量：2,600m ³ /日 (0.030m ³ /s)	・日高町1,400m ³ /日 (0.016m ³ /s)・平取町1,200m ³ /日 (0.014m ³ /s)の新規水道用水を開発可能である。 合計開発量：2,600m ³ /日 (0.030m ³ /s)	・日高町1,400m ³ /日 (0.016m ³ /s)・平取町1,200m ³ /日 (0.014m ³ /s)の新規水道用水を開発可能である。 合計開発量：2,600m ³ /日 (0.030m ³ /s)
●段階的にどのように効果が確保されていくのか	【10年後】 ・平取ダムは完成し、水供給が可能となると想定される。	【10年後】 ・関係機関と調整が整えれば河道外貯留施設は完成し、水供給が可能となると想定される。	【10年後】 ・関係機関と調整が整えればダム再開発施設は完成し、水供給が可能となると想定される。	【10年後】 ・日高町・平取町の各取水地点において、必要な水量を取水することが可能である。	【10年後】 ・日高町・平取町の各取水地点において、必要な水量を取水することが可能である。
●どの範囲でどのような効果が確保されるか（取水可能な範囲がどのようになるか）	・日高町・平取町の各取水地点において、必要な水量を取水することが可能である。	・日高町・平取町の各取水地点において、必要な水量を取水することが可能である。	・現状の河川水質と同等と考えられる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。
●どのような水質の用水が得られるか	・現状の河川水質と同等と考えられる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。
コスト	●完成までに要する費用はどのくらいか ●維持管理に要する費用はどのくらいか	約1億円 (新規利水分) (費用は平成5年度以降の残事業費) ・利水者負担金は全額納付済みである。	約5億円 (費用は平成25年度以降の残事業費) ・利水者負担金は全額納付済みである。	約3億円 (費用は平成25年度以降の残事業費) ・利水者負担金は全額納付済みである。	約6億円 (費用は平成25年度以降の残事業費) ・利水者負担金は全額納付済みである。
	●その他費用（ダム中止に伴つて発生する費用等）はどれくらいか	【中止に伴う費用】 ・発生しない。	【中止に伴う費用】 ・施工済み又は施工中の現場の安全対策等に1億円程度が必要と見込んでいる。	約3百万円/年 ・施工済み又は施工中の現場の安全対策等に1億円程度が必要と見込んでいる。	約8百万円/年 ・施工済み又は施工中の現場の安全対策等に1億円程度が必要と見込んでいる。
		【中止に伴う費用】 ・施工済み又は施工中の現場の安全対策等に1億円程度が必要と見込んでいる。	【中止に伴う費用】 ・施工済み又は施工中の現場の安全対策等に1億円程度が必要と見込んでいる。	約7百万円/年 ・施工済み又は施工中の現場の安全対策等に1億円程度が必要と見込んでいる。	約7百万円/年 ・施工済み又は施工中の現場の安全対策等に1億円程度が必要と見込んでいる。
		【中止に伴う費用】 ・特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。なお、これまでの利水者負担金の合計は1億円である。	【中止に伴う費用】 ・特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が発生する。なお、これまでの利水者負担金の合計は1億円である。	約8百万円/年 ・施工済み又は施工中の現場の安全対策等に1億円程度が必要と見込んでいる。	約8百万円/年 ・施工済み又は施工中の現場の安全対策等に1億円程度が必要と見込んでいる。

表 4.3-13 平取ダム検証に係る検討 総括整理表（新規利水）

評価軸と評価の考え方 コスト	新規利水対策案と 実施内容の概要	現計画案	河道外貯留施設案	ダム再開発案	二風谷ダム掘削	地下水取水案	ため池案
		平取ダム	河道外貯留施設	二風谷ダム掘削	地下水取水	ため池	
【関連して必要となる費用】 ・平取ダム建設により移転を強いられる水源地と、受て利益地である下流域との地域間で利害が異なることを踏まえ、水源地に対する基盤特別措置法に基づき実施する基盤事業による事業が実施される。	【その他留意事項】 ・これらの他に生活再建事業の残額が29億円程度について、今後の実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。	【その他留意事項】 ・これらの他に生活再建事業の残額が約2億円程度であるが、その実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。	【その他留意事項】 ・これらの他に生活再建事業の残額が約2億円程度であるが、その実施の扱いについて、今後、検討する必要がある。	・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の扱いについて、今後、検討する必要がある。 ※費用はいずれも共同費ベース	・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の扱いについて、今後、検討する必要がある。 ※費用はいずれも共同費ベース	・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の扱いについて、今後、検討する必要がある。 ※費用はいずれも共同費ベース	・ダム建設を前提とした水特、基金の残事業の扱いについて、今後、検討する必要がある。 ※費用はいずれも共同費ベース
実現性	●土地所有者等の協力の見通しはどうか	●土地所有者等の協力の見通しはどうか	●平取ダム建設に必要な民有地（約340ha）の取得及び家屋移転（17戸）は完了している。	・河道外貯留施設は平取ダム事業用地を想定しており、必要な用地の取得及び家の移転は、完了している。	・ダム再開発に必要な用地の買収は生じない。	・地下水平取水施設及び導水施設の用地の買収等が必要となるため、土地所有者等の協力が必要である。なお、現時点では、本対策案について土地所有者及び関係機関等に説明等を行っていない。	・ため池及び導水施設の用地の買収等が必要となるため、土地所有者等の協力が必要である。なお、現時点では、本対策案について土地所有者及び関係機関等に説明等を行っていない。
	●関係する河川使用者の同意の見通しはどうか	●利水参画者（日高町・平取町）は、現行の基本計画に同意している。	・一部の公共用地の補償が残っているが、了解を得られている。	・河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では、本対策案について関係する河川使用者に説明等を行っていない。	・直接浄水場へ送水することを想定しております。河川使用者の同意が必要です。	・二風谷ダム下流の関係する河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。	・ため池下流の関係する河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では、本対策案について関係する河川使用者に説明等を行っていない。
	●発電を目的としている事業への影響の程度はどうか	●他の関係者等の調整の見通しはどうか	・平取ダムが日高町・平取町の水源として位置付けられていくことについて、関係する河川使用者の同意が得られている。	・河道外貯留施設建設に伴う漁業関係者との調整を実施していく必要があります。	・河道外貯留施設建設に伴う漁業関係者との調整を実施していく必要があります。	・二風谷ダム掘削に伴う漁業関係者との調整を実施していく必要があります。	・ため池建設に伴う漁業関係者との調整を実施していく必要があります。

表 4.3-14 平取ダム検証に係る検討 総括整理表（新規利水）

新規利水対策案と実施内容の概要		現計画案	ダム再開発案	地下水取水案	ため池案
評価軸と評価の考え方	●事業期間はどの程度必要か	河道外貯留施設案 平取ダム	二風谷ダム掘削	地下水取水	ため池案 ため池
●法制度上の観点から実現性の見通しかどうか	・本省による対応方針等の決定を受け、本体工事の契約手続を開始後から約7年要する。	・調査設計、契約期間を除き、施設の完了までに概ね3年程度必要である。 ・これに加え、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの期間が必要である。	・調査設計、契約期間を除き、施設の完了までに概ね1年程度必要である。	・調査設計、契約期間を除き、施設の完了までに概ね2年程度必要である。 ・これに加え、事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの期間が必要である。	・現行法制度のもとでため池案を実施することは可能である。 ・現行法制度のもとでダム再開発案を実施することは可能である。
●技術上の観点から実現性の見通しかどうか	・現行法制度のもとで現計画案を実施することとは可能である。	・現行法制度のもとで河道外貯留施設案を実施することとは可能である。	・現行法制度のもとでダム再開発案を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで地下水取水案を実施することは可能である。	・現行法制度のもとでため池案を実施することは可能である。
持続性	●将来にわたつて持続可能といえるか	・シミユレーションによると、流水型の期間を有する平取ダムの堆砂による堆砂率と予測され、現実性の観点から実現性の要素はない。 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり持続可能な維持管理により持続可能である。	・技術上の観点から実現性の要素はない。 ・技術上上の観点から実現性の要素はない。	・継続的な掘削、監視や観測が必要となるが、管理実績もあり持続可能な維持管理により持続可能である。	・地盤沈下、地下水位への影響を、継続的に監視や観測する必要があるが、管理実績もあり持続可能な維持管理により持続可能である。
地域社会への影響	●事業地及びその周辺への影響	・平取ダム建設に伴う湛水の影響等による地盤所に対する想定では、地盤を想定しておらず、施設設置や植物の資源確保の場所などアイヌの文化的な資源の所産に配慮し、調査を行っている。 ・平取ダム建設予定地周辺について、信仰の場や植物等の文化的な資源の確保の場などアイヌの文化的所産に配慮し、調査を行っている。	・影響は小さいと想定される。	・影響は小さく想定される。	・地盤沈下による周辺構造物への影響が懸念される。 ・ため池設置に伴う信仰の場や植物等の資源確保の場などアイヌの文化的な資源の所産に配慮する必要がある。
	●地域振興に対する効果があるか	・平取ダム建設に伴う貯水池の創出や道路機能向上による地域振興の可能性がある一方で、フォローアップが必要である。	・新たなる水面がレクリエーションの場となり、地域振興につながる可能性がある。	・効果は想定されない。	・新たな水面がレクリエーションの場となり、地域振興につながる可能性がある。

表 4.3-15 平取ダム検証に係る検討 総括整理表（新規利水）

評価軸と評価の考え方 地域社会への影響	新規利水対策案と実施内容の概要	現計画案	河道外貯留施設案	ダム再開発案	二風谷ダム掘削	地下水取水案	ため池案
		平取ダム	河道外貯留施設		地下水取水		
●地域間の利害の衝突への配慮があるか	一般的にダムを新たに建設する場合、移転を強いる下流域との間に地、地域間の利害の衝突が必要になる。	・受益地は下流域であるため、ダム再開発による地域住民の理解、協力を得る必要がある。	・受益地は下流域であるため、ダム十分な理解、協力を得る必要がある。	・地下水取水は、各受益地内を想定しており、地域間の利害の衝平に係る調整は必要はない。	・ため池は、各受益地内を想定しており、地域間の利害の衝平に係る調整は必要はない。		
●水環境に対する影響	●水環境に対する影響があるか	・平取ダムの場合は、現段階では補償措置等により、基本的には水源地域の理解を得ている状況である。 ・なお、このように地域間で利害が異なることを踏まえ、水源地に対する事業、沙流川ダム地域振興基金の活用が講じられる。	・河道外貯留施設の場合には、現段階で平取ダムの計画として補償措置等により、水源地域の理解を得ている状況である。 ・補償措置等の扱いについて、今後、検討する必要がある。	・現状の二風谷ダムにおいて富栄養化等が生じる可能性がある。	・現状の二風谷ダムにおいて富栄養化や土砂による水の濁りなどの障害、水温上昇等の影響が少なく、掘削後も回転率に大きな変化がないことから、影響は小さいと想定される。	・河川への導水が無いことから、河川への影響はない。 ・ためて富栄養化等が生じる可能性がある。	・ため池建設により、貯水池に地盤沈下を起こすおそれがある。
●地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化などへの影響	●地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化などへの影響があるか	・平取ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測によると、洪水時に流入した濁質による、洪水の直後に予測された濁質による影響が予測されるため、融雪期用時流入を用いた下流措置を講ずる必要がある。・水質予測によると、ダム下流の水温上昇は小さな富栄養化が発生する可能性は低いと予測される。	・河道外貯留施設建設により、貯水池において富栄養化等が生じる可能性がある。	・地下水位等への影響は想定されない。	・地下水位等への影響は想定されない。	・新たな地下水取水は、地盤沈下を起こすおそれがある。	・地下水位等への影響は想定されない。

表 4.3-16 平取ダム検証に係る検討 総括整理表（新規利水）

評価軸と評価の考え方 環境への影響	新規利水対策案と実施内容の概要	現計画案		ダム再開発案		地下水取水案		ため池案	
		平取ダム	河道外貯留施設	二風谷ダム掘削	地下水取水	地下水取水案	ため池案		
●生物の多様性の確保全般に及ぶ流域の影響	・平取ダム建設により、動植物の重要な種について、生息・生育環境への影響が生じると予想されるため、生息環境の整備や移植等の環境保全措置を行う必要がある。 -湛水面積 約3.1km ²	・河道外貯留施設建設により、生物の多様性及び流域の自然環境に影響を与える可能性がある。必要に応じ、生息環境の整備や移植等の環境保全措置を行う必要がある。	・現状の二風谷ダムと比べ、湛水面積は小さいことから、影響は小さいと想定される。 -湛水面積 約4.3km ²	・影響は小さいと想定される。	・生物の多様性及び流域の自然環境に影響を与える可能性がある。必要に応じ、生息環境の整備や移植等の環境保全措置を行う必要がある。	・ため池建設により、生物の多様性及び流域の自然への影響を与える可能性がある。必要に応じ、生息環境の整備や移植等の環境保全措置を行う必要がある。	・ため池建設により、生物の多様性及び流域の自然への影響を与える可能性がある。必要に応じ、生息環境の整備や移植等の環境保全措置を行う必要がある。		
●土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのような影響するか	・河川生態系の移動性について、魚類の遡上、降下への影響が想定されると要がある。	・シミユレーションによると、平取ダム直下の区間では、河床高がや低下するが、下流区間への流出土砂量は少ないと予測される。	・河道外に施設を設置し土砂供給に変化を起こすから、影響は小さいと想定される。	・現状の二風谷ダム下流において、大きな河床低下が生じていないことから、影響は小さいと想定される。	・河川への導水が無いことから、土砂流動への影響は想定されない。	・既存ダム貯水池の掘削であり、景観等への影響は小さいと想定される。	・新たな湖面創出により景観等の変化が想定される。	・新たな湖面創出により景観等への影響は想定される。	・新たな湖面創出により景観等の変化が想定される。
●景観、人と自然との豊かな触れ合いどのような影響があるか	・平取ダム建設により景観等の変化が想定される。	・平取ダム建設により景観等の変化が想定される。	・河道外貯留施設はダム事業用地内を想定しており、施設設置や箇所周辺について、信仰の場や植物等の文化的なアイヌの文化の保護の場などアイヌの文化的所産に配慮し、調査を行っている。	・ため池設置に伴う信仰の場や植物等の資源確保の場などアイヌの文化的な所産に配慮する必要がある。					
●CO ₂ 排出負荷はどう変わるか	・変化は小さいと想定される。	・変化は小さいと想定される。	・変化は小さいと想定される。	・ポンプ使用による電力増に伴いCO ₂ 排出量は増加する。	・ポンプ使用による電力増に伴いCO ₂ 排出量は増加する。				

4.4 流水の正常な機能の維持の観点からの検討

4.4.1 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案等

沙流川流域における適用性が高い流水の正常な機能の維持対策案を概略評価により抽出し、概略評価した流水の正常な機能の維持対策案について、利水参画者等へ意見聴取を行った。そして、利水参画者等から得た回答を踏まえて抽出する流水の正常な機能の維持対策案を再整理した。

4.4.1.1 河川整備計画における流水の正常な機能を維持するために必要な流量について

検証要領細目において、流水の正常な機能の維持の観点からの検討については、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、評価することと規定されているため、河川整備計画で設定している流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保することを基本として対策案を立案することとした。

●河川整備計画の目標

流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、河川の流況、水利使用、動植物の生息・生育地の状況、漁業、景観、流水の清潔の保持等に必要な流量を勘案し、平取地点において、概ね $11\text{m}^3/\text{s}$ を確保する。

4.4.1.2 流水の正常な機能の維持対策案立案の基本的な考え方

流水の正常な機能の維持については、「検証要領細目」より 13 方策を参考として、沙流川流域の特性に応じ複数の対策案を立案した。

表 4.4-1 方策の概要

方策		利水上の効果等	
		効果を定量的に見込むことが可能か	取水地点 (導水路の新設を前提としない場合)
(河川区域での対応)	河道外貯留施設 (貯水池)	可能	施設の下流
	ダム再開発 (かさ上げ・掘削)	可能	ダム下流
	他用途ダム容量の買い上げ	可能	ダム下流
(河川区域外の対応)	水系間導水	可能	導水先位置下流
	地下水取水	ある程度可能	井戸の場所 (取水の可否は場所による)
	ため池 (取水後の貯留施設を含む。)	可能	施設の下流
	海水淡水化	可能	海沿い
	水源林の保全	できない	水源林の下流
総合的な対応 需要面・供給面での	ダム使用権等の振替	可能	振替元水源の下流
	既得水利の合理化・転用	ある程度可能	転用元水源の下流
	渴水調整の強化	できない	—
	節水対策	困難	—
	雨水・中水利用	困難	—

(1) 河道外貯留施設(貯水池)

河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする。

(検討の考え方)

沙流川に沿った地域において、対策案への適用の可能性について検討する。

河道外貯留施設イメージ

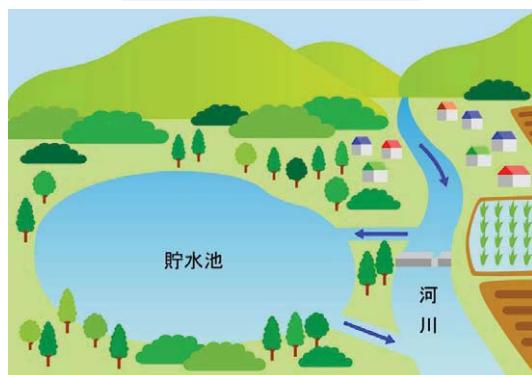


図 4.4-1 河道外貯留施設(貯水池)のイメージ

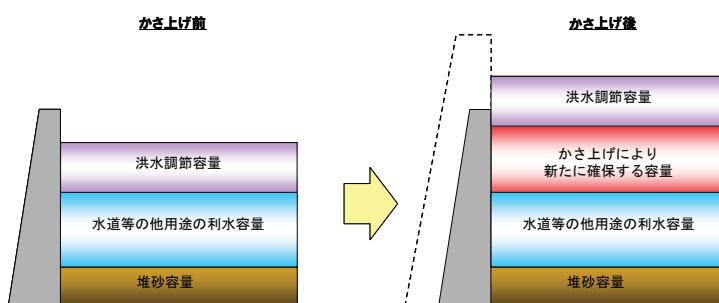
(2) ダム再開発(かさ上げ・掘削)

既設のダムをかさ上げあるいは掘削することで容量を確保し、水源とする。

(検討の考え方)

沙流川水系に存在する3の既設ダムの再開発(かさ上げ・掘削)について、対策案への適用の可能性を検討する。

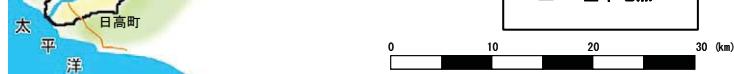
ダム再開発(かさ上げ)イメージ



施設名	奥沙流ダム
所轄・所管	北海道電力(株)
形式	重力式コンクリート
目的	発電
集水面積	52km ²
総貯水容量	530千m ³
有効貯水容量	155千m ³



施設名	岩知志ダム
所轄・所管	北海道電力(株)
形式	重力式コンクリート
目的	発電
集水面積	567km ²
総貯水容量	5,040千m ³
有効貯水容量	560千m ³



施設名	二風谷ダム
所轄・所管	国土交通省
形式	重力式コンクリート
目的	洪水調節・水道・発電・流水の正常な機能の維持
集水面積	1,215km ²
総貯水容量	31,500千m ³
有効貯水容量	17,200千m ³



図 4.4-2 ダム再開発(かさ上げ・掘削のイメージ)

(3) 他用途ダム容量の買い上げ

既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて容量として水源とする。

(検討の考え方)

沙流川水系に存在する3の既設ダムにおける他用途ダム容量の買い上げについて、対策案への適用の可能性を検討する。



図 4.4-3 他用途ダム容量の買い上げイメージ

(4) 水系間導水

水量に余裕のある他水系から導水することで水源とする。

(検討の考え方)

沙流川水系に隣接する水系において流況の季節的な特性等を勘案し、対策案への適用の可能性について検討する。



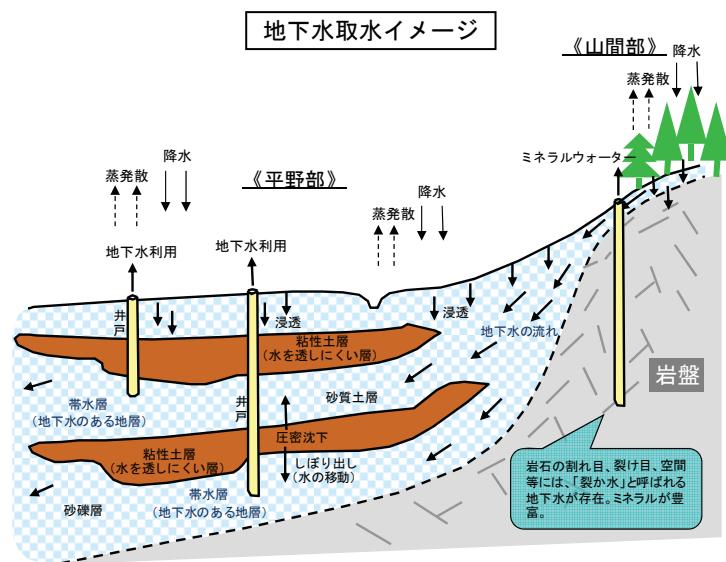
図 4.4-4 水系間導水のイメージ

(5) 地下水取水

伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする。

(検討の考え方)

井戸の新設等による地下水取水について、対策案への適用の可能性を検討する。



資料：平成22年度 日本の水資源



図 4.4-5 地下水取水のイメージ

(6) ため池(取水後の貯留施設を含む)

主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とする。

(検討の考え方)

沙流川に沿った地域における貯留施設の設置について、対策案への適用の可能性を検討する。

ため池イメージ

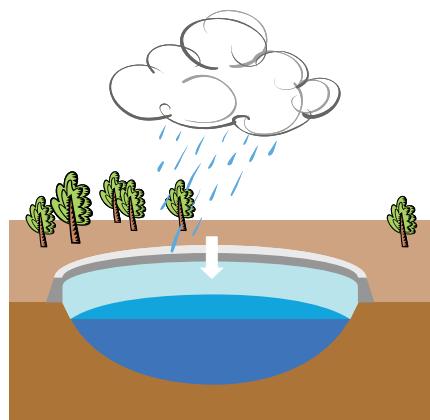


図 4.4-6 ため池のイメージ

(7) 海水淡化

海水を淡水化する施設を設置し、水源とする。

(検討の考え方)

海沿いや河口付近等における海水淡水化施設の設置について、対策案への適用の可能性を検討する。

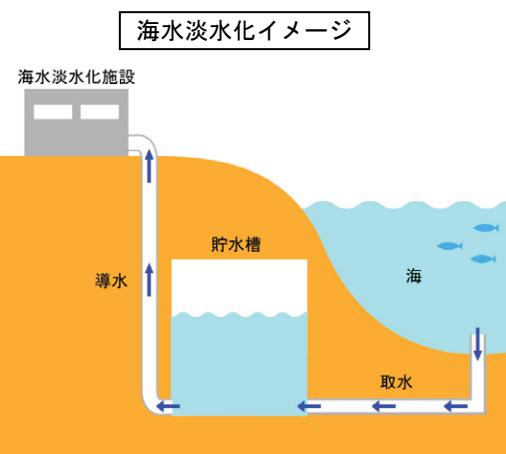


図 4.4-7 海水淡水化のイメージ

(8) 水源林の保全

主にその土壤の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。

(検討の考え方)

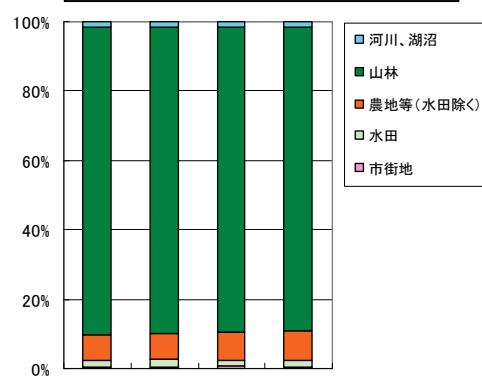
沙流川流域の森林の分布状況等を踏まえ、対策案への適用の可能性について検討する。

水源林の保全イメージ



出典：今後の治水対策のあり方に関する有識者会議
第6回配布資料 資料1 大田猛彦氏資料

沙流川流域地目別土地利用の割合



※国土数値情報 昭和51年・平成3年・9年・18年 土地利用マッシュを使用して作成

図 4.4-8 水源林の保全のイメージ

(9) ダム使用権等の振替

需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要な者に振り替える。

(検討の考え方)

沙流川水系に存在する3の既設ダムにおけるダム使用権等の振替について、対策案への適用の可能性を検討する。

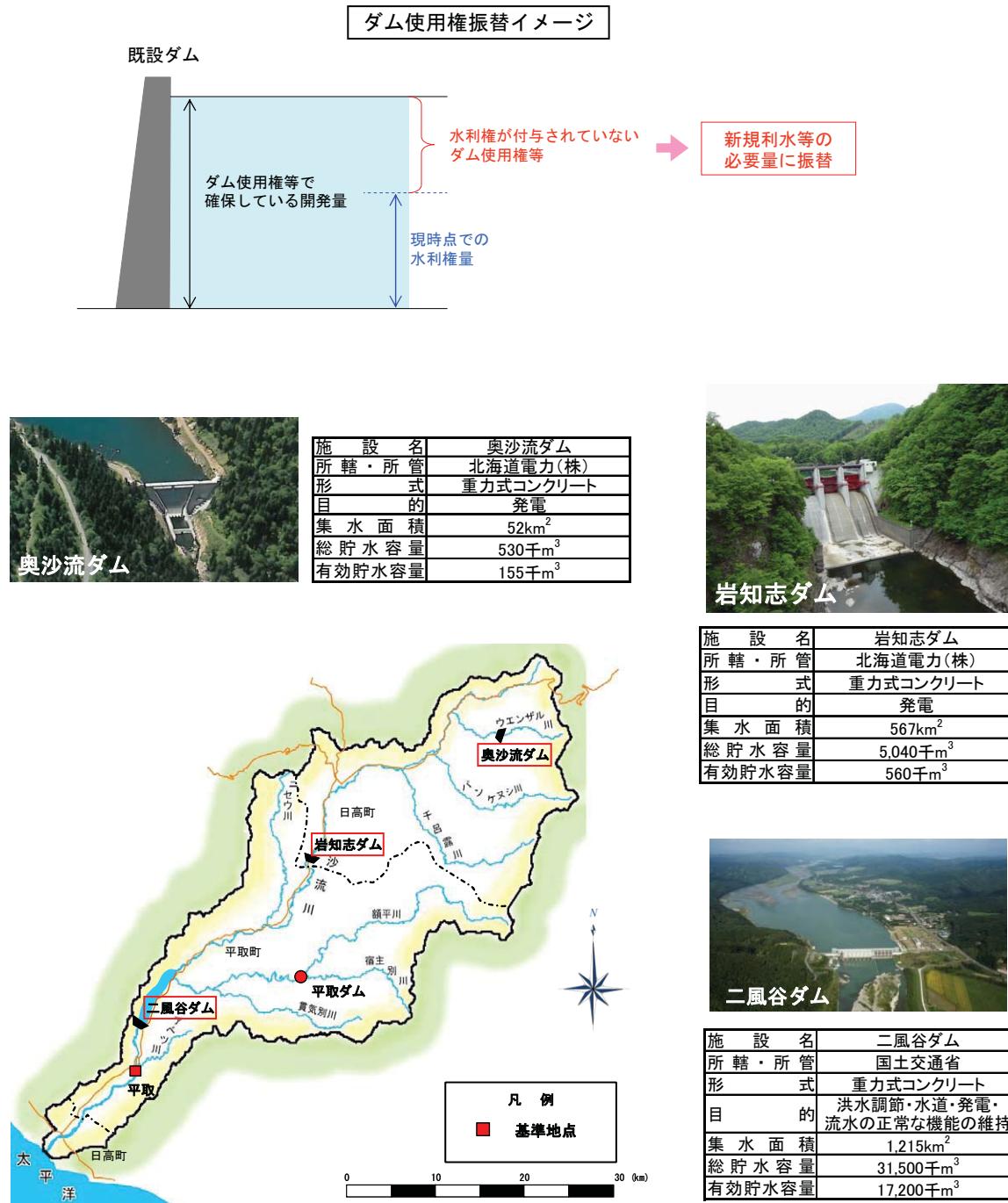


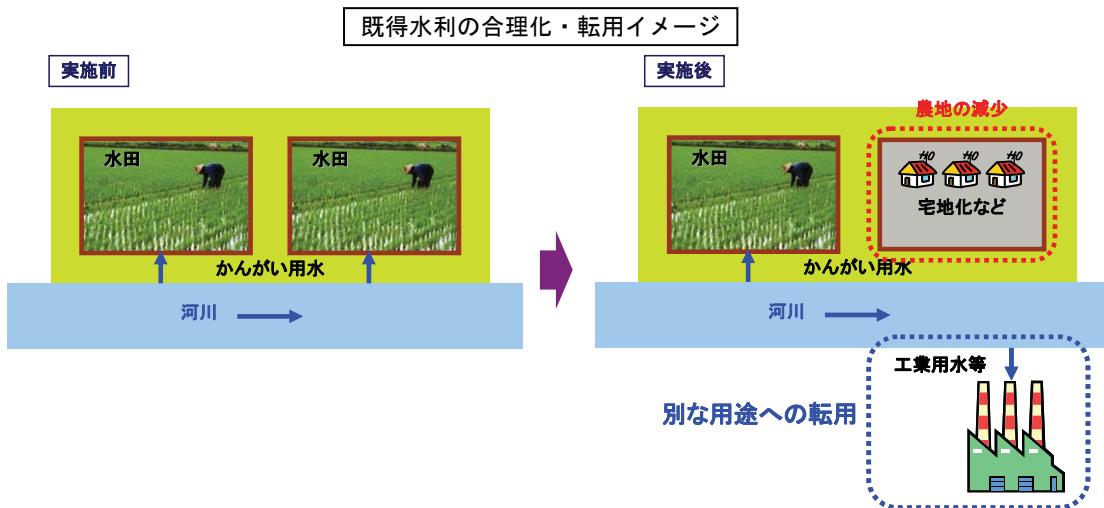
図 4.4-9 ダム使用権等の振替のイメージ

(10) 既得水利の合理化・転用

用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需要減分を、他の必要とする用途に転用する。

(検討の考え方)

沙流川水系の既得水利の合理化、転用について、対策案への適用の可能性を検討する。



(11) 渴水調整の強化

「沙流川水系流域水利用協議会」の機能を強化し、渴水時に被害を最小とするような取水制限を行う。

(検討の考え方)

沙流川水系の渴水調整の状況を勘案しつつ、対策案への適用の可能性を検討する。



図 4.4-10 沙流川水系流域水利用協議会構成員名簿

室蘭開発建設部
胆振総合振興局
日高振興局
日高町
平取町
北海道電力（株）
ほくでんエコエナジー（株）
ほか、かんがい用水 2機関
工業用水 4機関
その他 3機関

(12) 節水対策

節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る。

(検討の考え方)

沙流川水系の節水イメージについて、対策案への適用の可能性を検討する。

節水対策イメージ



◆水道の流しっぱなしはせず、野菜や食器は“ため洗い”。



◆せっけん水と1回目のすすぎ水は風呂の残り湯を使う。



◆タンク内に水の入ったビンを入れる。



◆散水は米のとき汁や残り湯など。

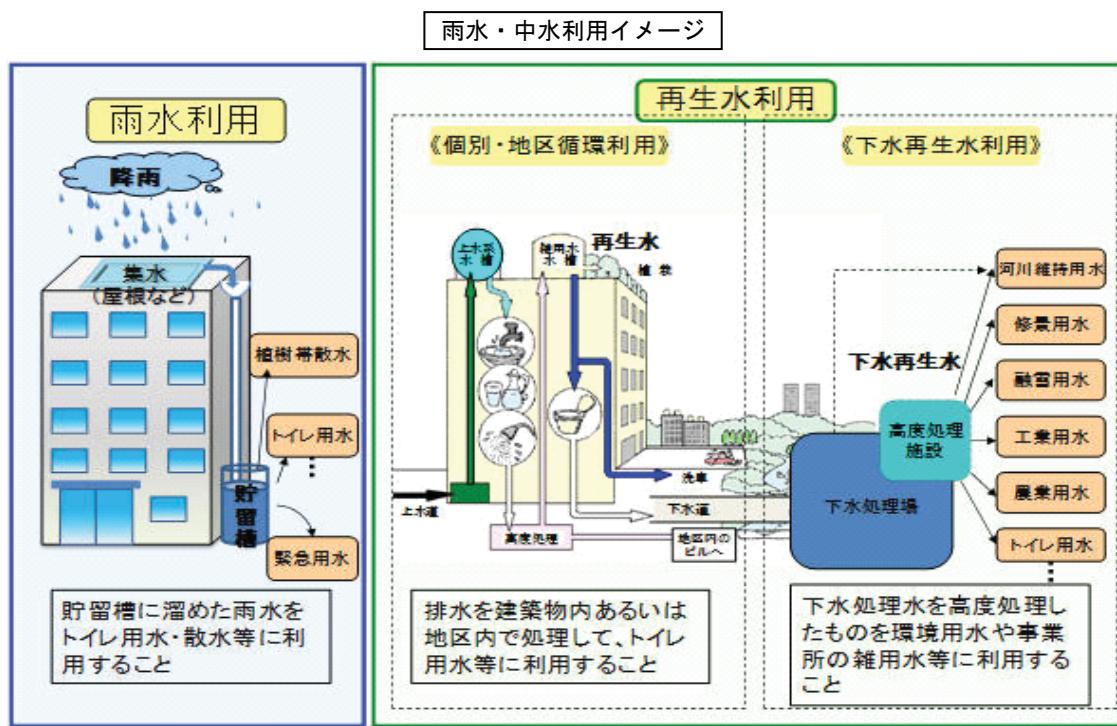
出典：国土交通省・水管理・国土保全局HP「節水小辞典」

(13) 雨水・中水利用

雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水利用の推進により、河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る。

(検討の考え方)

沙流川流域の雨水・中水利用について、対策案への適用の可能性を検討する。



※国土交通省水管理・国土保全局 HP

表 4.4-2 流水の正常な機能の維持対策案の適用性(1)

対策案	対策案の概要	沙流川流域への適用性
0. ダム【検証対象】	河川を横過して専ら流水を貯留する目的で築造される構造物である。	平取ダムにより、流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保する。
1. 河道外貯留施設 (貯水池)	河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする。	二風谷ダム上流における可能性を検討する。
2. ダム再開発 (かさ上げ・掘削)	既存のダムをかさ上げあるいは掘削することで容量を確保し、水源とする。	既設ダム(ニ風谷ダム・岩知志ダム・奥沙流ダム)の再開発について可能性を検討する。
3. 他用途ダム容量の買い上げ 供給面での対応	既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて容量とすることで水源とする。	放流設備の設置等も含めて可能性を検討する。
4. 水系間導水	水量に余裕のある他水系から導水することで水源となる。	導水量の増減について可能性を検討する。(鶴川水系・新冠川水系)
5. 地下水取水	伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする。	二風谷ダム上流において井戸を掘削する可能性を検討する。
6. ため池	主に雨水や地区内流水を貯留するため池を配置することで水源とする。	二風谷ダム上流における可能性を検討する。
7. 海水淡水化	海水を淡水化する施設を配置し、水源とする。	沙流川河口付近から二風谷ダム上流までの導水の可能性を検討する。
8. 水源林の保全	水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。	現況の森林が水源林としての機能を有しており、今後も取組を継続する。

■ : 今回の検討において採用した方策 ■ : 全ての対策案とともに取り組むべき方策

■ : 今回の検討において採用しなかった方策

表 4.4-3 流水の正常な機能の維持対策案の適用性(2)

対策案	方策の概要	沙流川流域への適用性
9. ダム使用权等の振替 需要面・供給面での総合的な対応	需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用权等を必要な者に振り替える。	二風谷ダムには、振替え可能なダム使用权はない。
10. 既得水利の合理化・転用	用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需減分を、他の必要とする用途に転用する。	既存の水利使用の合理化・転用について可能性を検討する。
11. 渇水調整の強化	「沙流川水系流域水利用協議会」の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水制限を行う。	渇水時の調整は重要であり、今後も取組みを継続する。
12. 節水対策	節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る。	水需要抑制の取り組みは重要であり、今後も取組を継続する。
13. 雨水・中水利用	雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水の利用の推進により河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る。	水需要抑制の取り組みは重要であり、今後も取組を継続する。

□：今回の検討において採用した方策

□：全ての対策案とともに取り組むべき方策

□：今回の検討において採用しなかった方策

4.4.1.3 流水の正常な機能の維持対策案の立案

<流水の正常な機能の維持対策案の立案の方針>

(1) 「検証要領細目」で示されている 14 方策から 4.4.1.2 で整理した沙流川への適用性を考慮して抽出して、組み合わせる。

(2) 流水の正常な機能の維持対策案は、以下に示す河川整備計画の目標とする流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保できるものとする

●流水の正常な機能の維持

河川の流況、水利使用、動植物の生息・生育地の状況、漁業、景観、流水の清潔の保持等に必要な流量を勘案し、平取地点において、概ね $11\text{m}^3/\text{s}$ を確保する。

(3) 「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」、「雨水・中水利用」については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、それぞれが大切な方策であり継続していくべきと考えられるため、全ての流水の正常な機能の維持対策案に組み合わせる。

(4) 各対策案における留意事項

- ・流水の正常な機能の維持対策案の施設規模はダム事業者や水利使用許可権者として有している情報により可能な範囲で検討したものである。

流水の正常な機能の維持対策案の概要を 表 4.4-4～表 4.4-5に示す。

表 4.4-4 流水の正常な機能の維持対策案一覧表(1/2)

※ダム再開発については、相対的に容量の大きな二風谷ダム・岩知志ダムについて検討を行う。

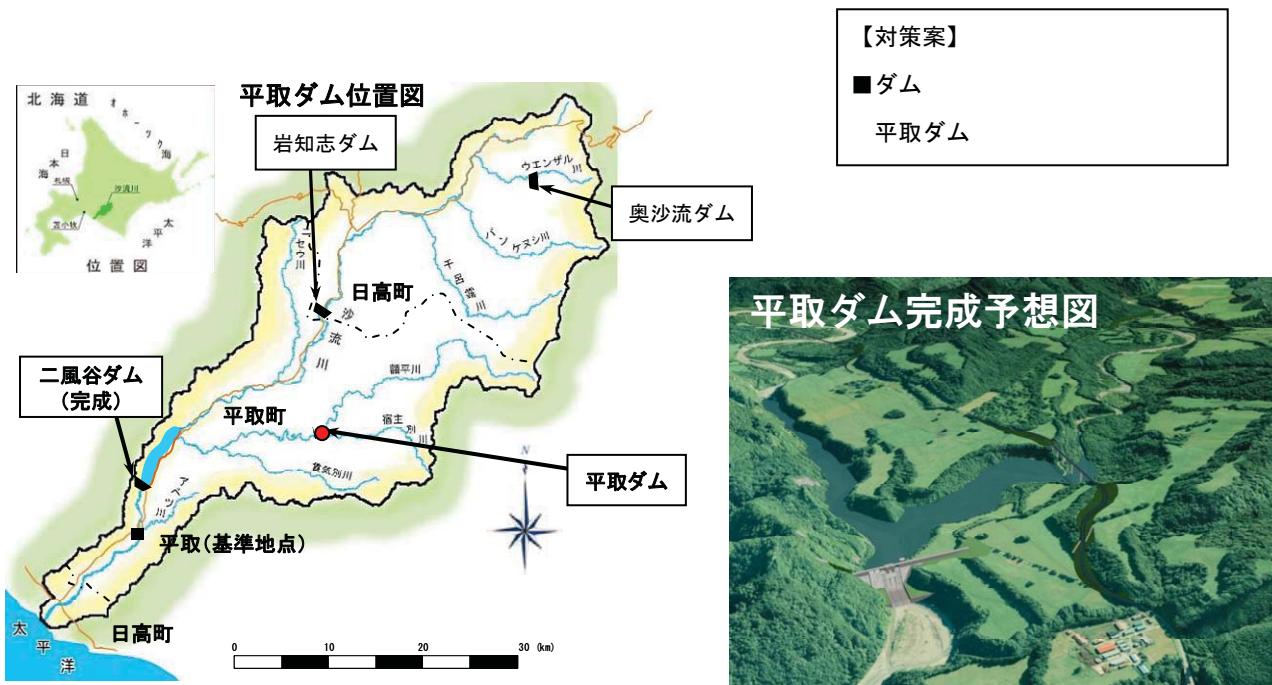
表 4.4-5 流水の正常な機能の維持対策案一覧表(2/2)

流水の正常な機能の維持対策案(2/2)									
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
ダム	ダム再開発 (岩知志ダム 掘削)	河道外貯留施設	水系間導水	水系間導水	他用途ダム容量の買い上げ	地下水取水	ため池	水源林の保全	既得水利の合理化・活用 渇水調整の強化
ダム再開発 (河川面の対応 区域内外)	ダム再開発 (河川面の対応 区域内外)	河道外貯留施設	水系間導水	水系間導水	他用途ダム容量の買い上げ	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	節水対策 雨水・中水利用
～河川面の対応 区域内外～	～河川面の対応 区域内外～	ため池	ため池	ため池	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	雨水・中水利用
～河川面の対応 区域内外～	～河川面の対応 区域内外～	需要面・ 対応が供給 が必要なも の総合的 な	渇水調整の強 化	渇水調整の強 化	渇水調整の強 化	渇水調整の強 化	渇水調整の強 化	節水対策 雨水・中水利用	雨水・中水利用

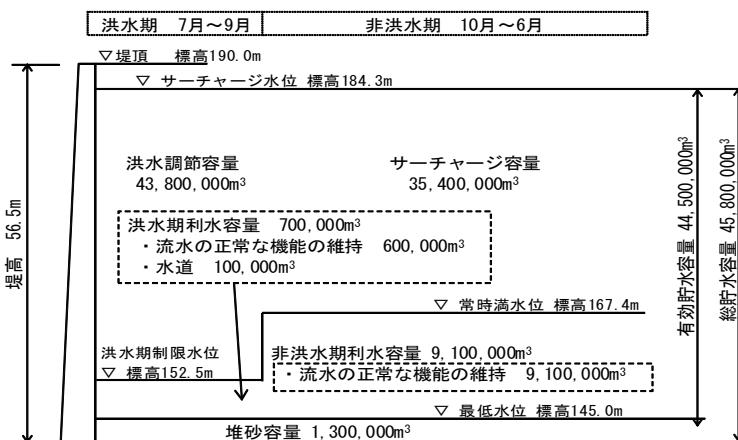
(1) 流水の正常な機能の維持対策案-0 平取ダム

【対策案の概要】

- ・沙流川水系額平川に平取ダムを建設する。
- ・平取ダム本体及び付替道路等の工事を行う。



平取ダム貯水池容量配分図



位置	沙流郡平取町字芽生
ダム形式	重力式コンクリートダム
堤体積	18.29 万 m ³
総貯水容量	4,580 万 m ³

図 4.4-11 検討概要図

(2) 流水の正常な機能の維持対策案-1 河道外貯留施設

【対策案の概要】

- ・河道外貯留施設（貯水池）を新設し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・河道外貯留施設は、必要量 9,100 千 m³ を最も経済的に確保できる平取ダム事業区域とする。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

【対策案】

■河道外貯留施設（貯水池）

貯留施設

3 箇所

用地買収

約 100ha



図 4.4-12 検討概要図

(3) 流水の正常な機能の維持対策案-2 ダム再開発(二風谷ダムかさ上げ)

【対策案の概要】

- ・二風谷ダムをかさ上げし、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・ダム構造等技術的な検討や地質・環境等の調査を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。



図 4.4-13 検討概要図

(4) 流水の正常な機能の維持対策案-3 ダム再開発(岩知志ダムかさ上げ)

【対策案の概要】

- ・発電専用の容量を有する岩知志ダムをかさ上げし、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・岩知志ダムのかさ上げに伴い、用地買収を行う。
- ・ダム構造等技術的な検討や地質・環境等の調査を行う。

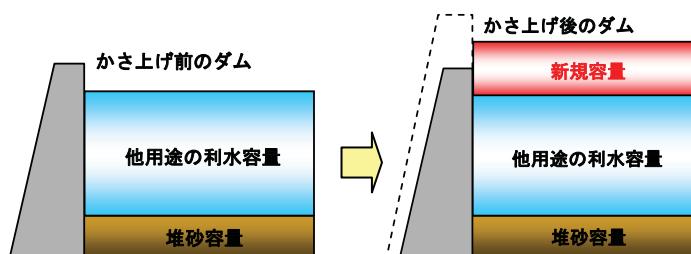
※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

※沙流川流域で発電専用容量を持つダムは、岩知志ダムと奥沙流ダムである。

【対策案】	
■ダム再開発	
岩知志ダムかさ上げ	
ダムかさ上げ	約 9 万 m^3
用地買収	約 80ha

ダム再開発(かさ上げ)イメージ



岩知志ダム

施設名	岩知志ダム
所轄・所管	北海道電力(株)
形式	重力式コンクリート
目的	発電
集水面積	567km ²
総貯水容量	5,040千m ³
有効貯水容量	560千m ³

図 4.4-14 検討概要図

(5) 流水の正常な機能の維持対策案-4 ダム再開発(二風谷ダム掘削)

【対策案の概要】

- ・二風谷ダムの貯水池掘削を実施し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・残土処分場所の確保及び掘削時の下流域への濁水対策を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

【対策案】

■ダム再開発

二風谷ダム掘削

掘削

約 10 万 m³

ダム再開発(掘削)イメージ

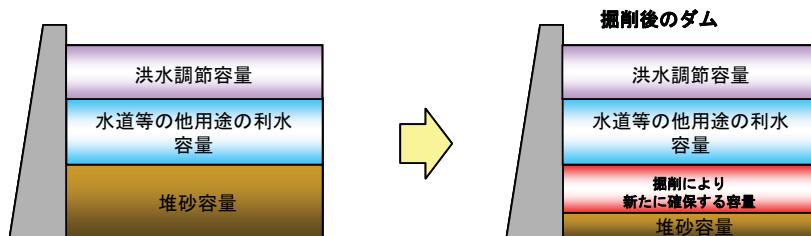


図 4.4-15 検討概要図

(6) 流水の正常な機能の維持対策案-5 地下水取水

【対策案の概要】

- ・地下水取水施設を設置し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・各浄水場への導水施設を設置する。
- ・導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

【対策案】

■地下水取水（井戸新設）

井戸設置	約 730 本
導水管	$\phi 100\text{mm}$ 、L=約 73km



図 4.4-16 検討概要図

(7) 流水の正常な機能の維持対策案-6 ため池

【対策案の概要】

- ・ため池を設置し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・ため池の設置に伴い、用地買収を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

【対策案】	
■ため池	
ため池	150 箇所
用地買収	約 300ha
導水施設	150 箇所



図 4.4-17 検討概要図

(8) 流水の正常な機能の維持対策案-7 海水淡化化

【対策案の概要】

- ・海水淡化化施設を設置し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・施設予定地は、太平洋沿岸沙流川河口付近とする。
- ・海水淡化化施設から浄水場への導水施設を設置する。
- ・海水淡化化施設及び導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

【対策案】	
■海水淡化化	
海水淡化化施設	1 式
用地買収	約 10ha
導水管	$\phi 2,400\text{mm}$ 、L=約 20km
送水施設	1 式



図 4.4-18 検討概要図

(9) 流水の正常な機能の維持対策案-8 ダム再開発(岩知志ダム掘削) + 河道外貯留施設

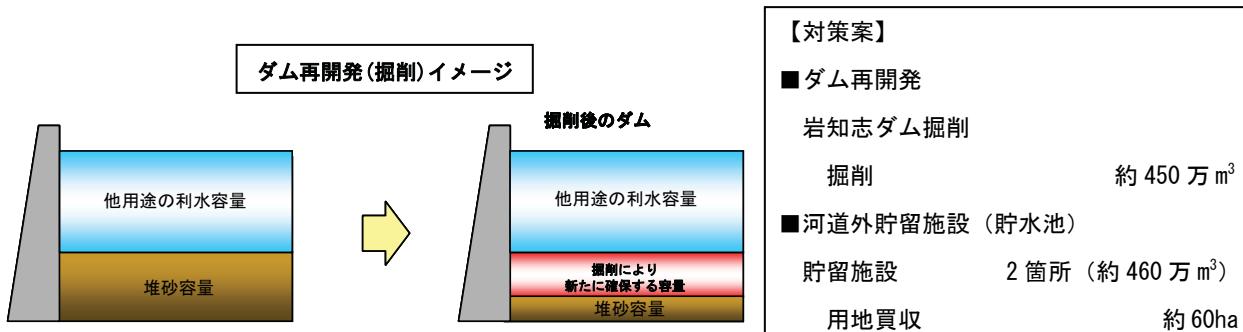
【対策案の概要】

- ・発電専用の容量を有する岩知志ダムの貯水池掘削を実施及び河道外貯留施設（貯水池）を新設し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・河道外貯留施設は、必要量 4,620 千 m^3 を最も経済的に確保できる平取ダム事業区域とする。
- ・残土処分場所の確保及び掘削時の下流域への濁水対策を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

※沙流川流域で発電専用容量を持つダムは、岩知志ダムと奥沙流ダムである。



※関係者及び施設管理者等との協議を伴うため不確定



図 4.4-19 検討概要図

(10) 流水の正常な機能の維持対策案-9 ダム再開発(岩知志ダム掘削) + 地下水取水

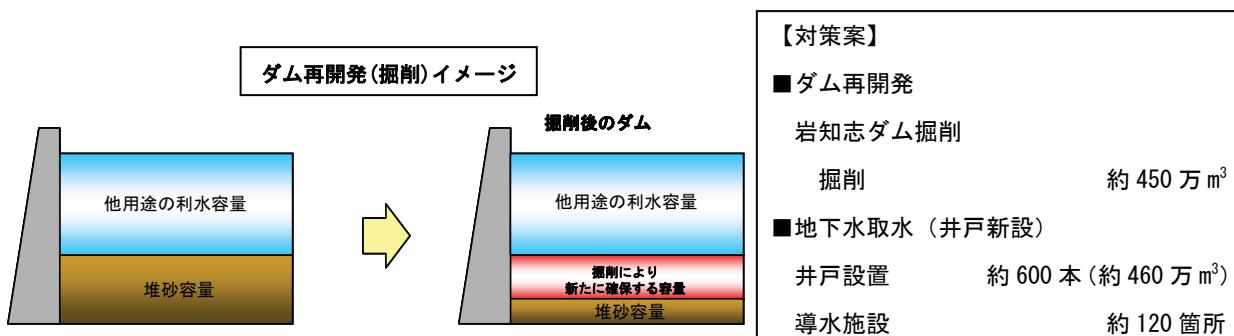
【対策案の概要】

- ・発電専用の容量を有する岩知志ダムの貯水池掘削を実施及び地下水取水施設を設置し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・残土処分場所の確保及び掘削時の下流域への濁水対策を行う。
- ・各浄水場への送水施設を設置する。
- ・導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成21年度末時点のものである。

※沙流川流域で発電専用容量を持つダムは、岩知志ダムと奥沙流ダムである。



※関係者及び施設管理者等との協議を伴うため不確定

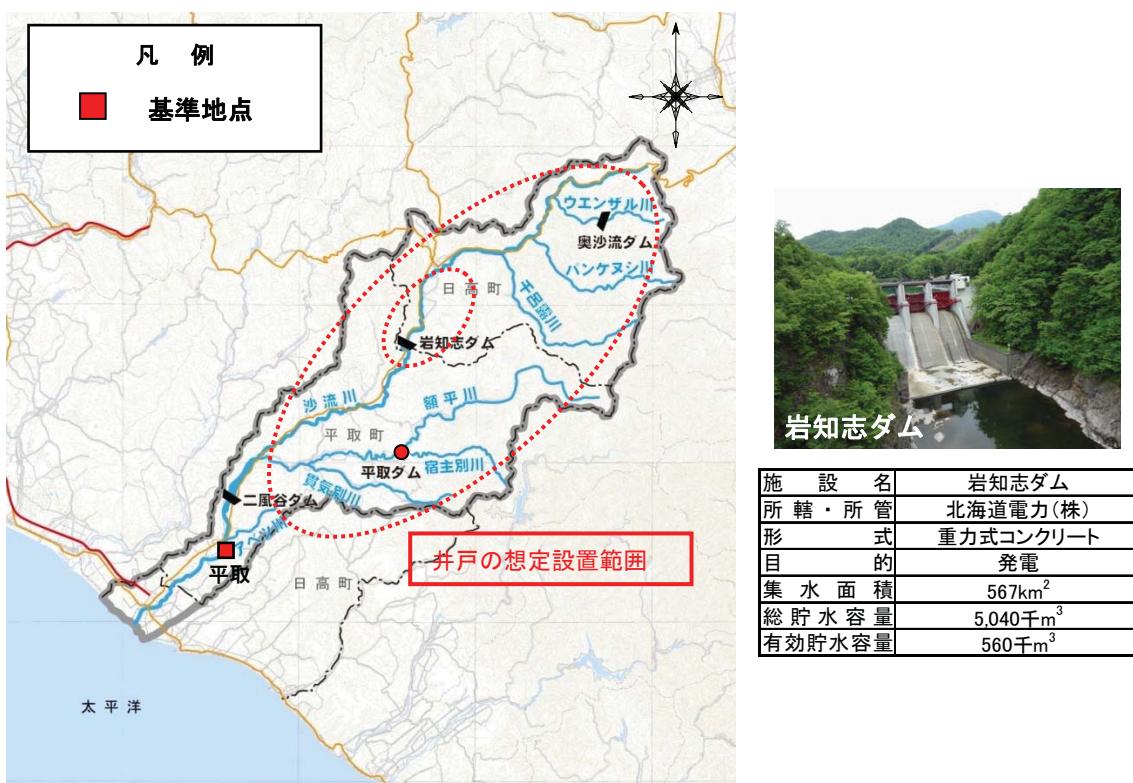


図 4.4-20 検討概要図

(11) 流水の正常な機能の維持対策案-10 ダム再開発(岩知志ダム掘削) +ため池

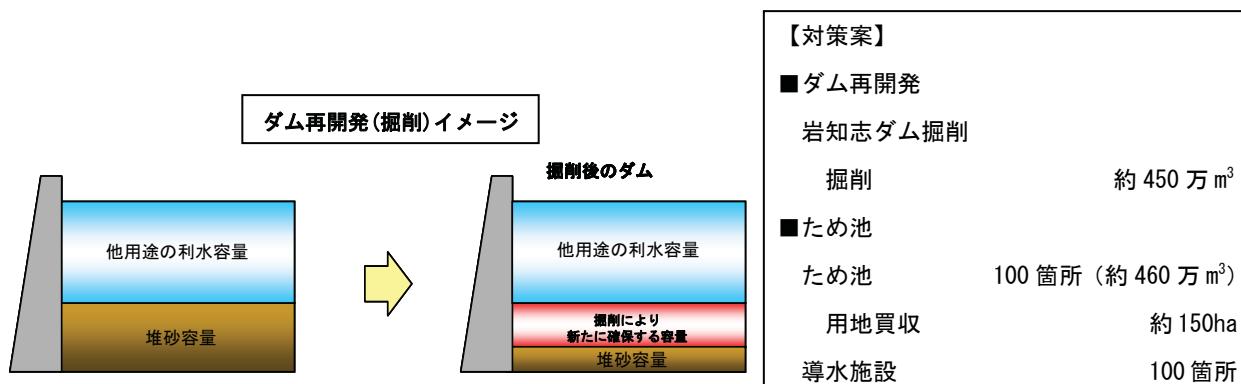
【対策案の概要】

- ・発電専用の容量を有する岩知志ダムの貯水池掘削を実施及びため池を設置し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・残土処分場所の確保及び掘削時の下流域への濁水対策を行う。
- ・ため池の設置に伴い、用地買収を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

※沙流川流域で発電専用容量を持つダムは、岩知志ダムと奥沙流ダムである。



※関係者及び施設管理者等との協議を伴うため不確定



図 4.4-21 検討概要図

(12) 流水の正常な機能の維持対策案-11 ダム再開発(岩知志ダム掘削) + 水系間導水

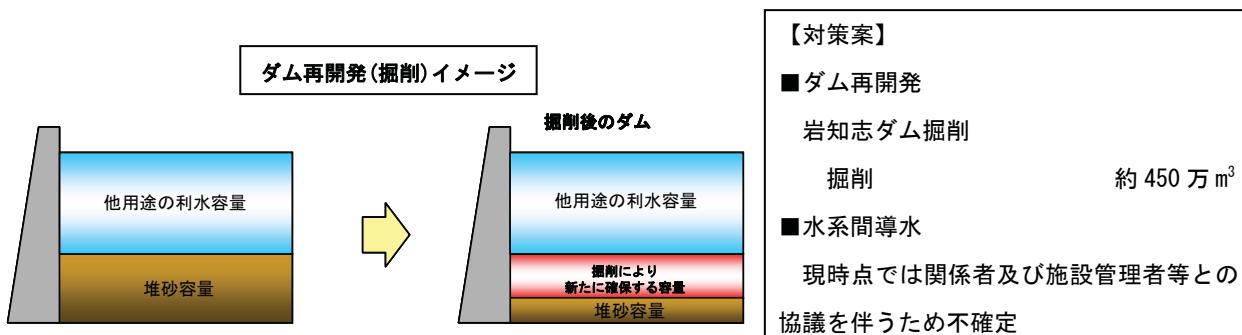
【対策案の概要】

- ・発電専用の容量を有する岩知志ダムの貯水池掘削を実施し、鶴川からの既設（発電）導水を増加及び新冠川への既設（発電）導水を減少することにより、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・残土処分場所の確保及び掘削時の下流域への濁水対策を行う。
- ・鶴川からの導水増加や新冠川への導水減少による発電への影響について検討を行う。
- ・鶴川水系への影響について検討を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成21年度末時点のものである。

※沙流川流域で発電専用容量を持つダムは、岩知志ダムと奥沙流ダムである。



※関係者及び施設管理者等との協議を伴うため不確定



図 4.4-22 検討概要図

(13) 流水の正常な機能の維持対策案-12 水系間導水+河道外貯留施設

【対策案の概要】

- 鶴川からの既設（発電）導水を増加及び新冠川への既設（発電）導水を減少すること、並びに河道外貯留施設（貯水池）を新設し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- 鶴川水系への影響について検討を行う。
- 河道外貯留施設は、必要量 460 千 m³を最も経済的に確保できる平取ダム事業区域とする。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

【対策案】

■水系間導水

現時点では関係者及び施設管理者等との協議を伴うため不確定

■河道外貯留施設（貯水池）

貯留施設	1箇所
------	-----

用地買収	約 35ha
------	--------



図 4.4-23 検討概要図

(14) 流水の正常な機能の維持対策案-13 水系間導水+地下水取水

【対策案の概要】

- 鶴川からの既設（発電）導水を増加及び新冠川への既設（発電）導水を減少すること、並びに地下水取水施設を設置し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- 鶴川からの導水増加や新冠川への導水減少による発電への影響について検討を行う。
- 鶴川水系への影響について検討を行う。
- 各浄水場への導水施設を設置する。
- 導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成21年度末時点のものである。

【対策案】

■水系間導水

現時点では関係者及び施設管理者等との協議を伴うため不確定

■地下水取水（井戸新設）

井戸設置 約50本

導水施設 約10箇所

※関係者及び施設管理者等との協議を伴うため不確定



図 4.4-24 検討概要図

(15) 流水の正常な機能の維持対策案-14 水系間導水+ため池

【対策案の概要】

- 鶴川からの既設（発電）導水を増加及び新冠川への既設（発電）導水を減少すること、並びにため池を設置し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- 鶴川からの導水増加や新冠川への導水減少による発電への影響について検討を行う。
- 鶴川水系への影響について検討を行う。
- ため池の設置に伴い、用地買収を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

【対策案】

■水系間導水

現時点では関係者及び施設管理者等との協議を伴うため不確定

■ため池

ため池	8 箇所
-----	------

用地買収	約 16ha
------	--------

導水施設	8 箇所
------	------

※関係者及び施設管理者等との協議を伴うため不確定



図 4.4-25 検討概要図

(16) 流水の正常な機能の維持対策案-15 水系間導水+他用途ダム容量の買い上げ

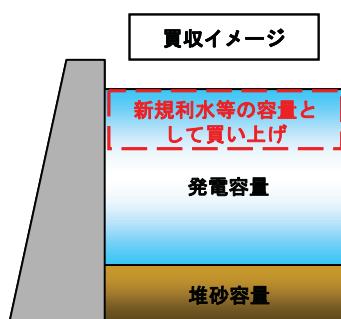
【対策案の概要】

- 鶴川からの既設（発電）導水を増加及び新冠川への既設（発電）導水を減少すること、並びに発電専用の容量を有する岩知志ダムの発電容量を一部買い上げて、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- 鶴川からの導水増加や新冠川への導水減少による発電への影響について検討を行う。
- 鶴川水系への影響について検討を行う。
- 岩知志ダムから発電容量買い上げについての影響の検討を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成21年度末時点のものである。

※沙流川流域で発電専用容量を持つダムは、岩知志ダムと奥沙流ダムである。



【対策案】

■水系間導水

現時点では関係者及び施設管理者等との協議を伴うため不確定

■他用途ダム容量買い上げ

岩知志ダム

容量買い上げ

約46万m³

※関係者及び施設管理者等との協議を伴うため不確定



図 4.4-26 検討概要図

(17) 流水の正常な機能の維持対策案-16 他用途ダム容量の買い上げ+河道外貯留施設

【対策案の概要】

- ・発電専用の容量を有する岩知志ダム及び奥沙流ダムの発電容量を一部買い上げ、並びに河道外貯留施設（貯水池）を新設し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・岩知志ダム及び奥沙流ダムから発電容量買い上げについての影響について検討を行う。
- ・河道外貯留施設は、必要量 8,400 千 m³ を最も経済的に確保できる平取ダム事業区域とする。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

※沙流川流域で発電専用容量を持つダムは、岩知志ダムと奥沙流ダムである。



施設名	奥沙流ダム
所轄・所管	北海道電力(株)
形 式	重力式コンクリート
目的	発電
集水面積	52km ²
総貯水容量	530千m ³
有効貯水容量	155千m ³

【対策案】

■他用途ダム容量買い上げ

岩知志ダム及び奥沙流ダム

容量買い上げ 約 72 万 m³

■河道外貯留施設（貯水池）

貯留施設 6 箇所

用地買収 約 100ha

※関係者及び施設管理者等との協議を伴うため不確定



施設名	岩知志ダム
所轄・所管	北海道電力(株)
形 式	重力式コンクリート
目的	発電
集水面積	567km ²
総貯水容量	5,040千m ³
有効貯水容量	560千m ³



図 4.4-27 検討概要図

(18) 流水の正常な機能の維持対策案-17 他用途ダム容量の買い上げ+地下水取水

【対策案の概要】

- ・発電専用の容量を有する岩知志ダム及び奥沙流ダムの発電容量を一部買い上げ、並びに地下水取水施設を設置し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・岩知志ダム及び奥沙流ダムから発電容量買い上げについての影響について検討を行う。
- ・各浄水場への導水施設を設置する。
- ・導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成21年度末時点のものである。

※沙流川流域で発電専用容量を持つダムは、岩知志ダムと奥沙流ダムである。



施設名	奥沙流ダム
所轄・所管	北海道電力(株)
形 式	重力式コンクリート
目 的	発電
集水面積	52km ²
総貯水容量	530千m ³
有効貯水容量	155千m ³

【対策案】

■他用途ダム容量買い上げ

岩知志ダム及び奥沙流ダム

容量買い上げ 約72万m³

■地下水取水（井戸新設）

井戸設置 約650本

導水施設 約140箇所

※関係者及び施設管理者等との協議を伴うため不確定



施設名	岩知志ダム
所轄・所管	北海道電力(株)
形 式	重力式コンクリート
目 的	発電
集水面積	567km ²
総貯水容量	5,040千m ³
有効貯水容量	560千m ³

図 4.4-28 検討概要図

(19) 流水の正常な機能の維持対策案-18 他用途ダム容量の買い上げ+ため池

【対策案の概要】

- ・発電専用の容量を有する岩知志ダム及び奥沙流ダムの発電容量を一部買い上げ、並びにため池を設置し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・岩知志ダム及び奥沙流ダムから発電容量買い上げについての影響について検討を行う。
- ・ため池の設置に伴い、用地買収を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

※沙流川流域で発電専用容量を持つダムは、岩知志ダムと奥沙流ダムである。



施設名	奥沙流ダム
所轄・所管	北海道電力(株)
形 式	重力式コンクリート
目 的	発電
集水面積	52km ²
総貯水容量	530千m ³
有効貯水容量	155千m ³

【対策案】

■他用途ダム容量買い上げ

岩知志ダム及び奥沙流ダム

容量買い上げ 約 72 万 m³

■ため池

ため池 140 箇所

用地買収 約 280ha

導水施設 140 箇所

※関係者及び施設管理者等との協議を伴うため不確定



施設名	岩知志ダム
所轄・所管	北海道電力(株)
形 式	重力式コンクリート
目 的	発電
集水面積	567km ²
総貯水容量	5,040千m ³
有効貯水容量	560千m ³

図 4.4-29 検討概要図

(20) 流水の正常な機能の維持対策案-19 既得水利の合理化・転用

【対策案の概要】

- ・沙流川の既存の水利使用を合理化・転用することにより、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については平成 21 年度末時点のものである。

【対策案】

■既得水利の合理化・転用

現時点では関係利水者等との協議・調整を行っていないため不確定



沙流川水系の水利用の現状

名 称	最大取水量 (m³/s)	件 数
発電	89.60	4
かんがい	13.05	95
工業	0.08	4
上水道	0.08	3
雑用水	0.15	4
計	102.96	110

平成 23 年 3 月時点

図 4.4-30 検討概要図

4.4.1.4 概略評価（案）

複数の流水の正常な機能の維持対策案について、コスト、地域社会への影響、実現性などを概略評価した結果を以下に示す。

表 4.4-6 概略評価による複数の流水の正常な機能の維持対策案の抽出（案）

No.	対策案	完成までに要する費用（概算）	地域社会への影響、実現性など	抽出（案）
0	平取ダム	約70億円	・民有地の買収及び家屋移転が完了している	○
1	河道外貯留施設	約300億円	・貯水池設置に伴い、用地買収が必要となる ・地質・環境等の調査が必要となる	○
2	ダム再開発（二風谷ダムかさ上げ）	約100億円	・かさ上げに伴い、用地買収が必要となる ・ダム構造等技術的な検討や地質・環境等の調査が必要となる ・工事期間中における洪水調節、安定的な利水補給に配慮する必要がある ・関係者との調整が必要となる	○
3	ダム再開発（岩知志ダムかさ上げ）	約400億円	・かさ上げに伴い、用地買収が必要となる ・ダム構造等技術的な検討や地質・環境等の調査が必要となる ・工事期間中におけるダムの運用に配慮する必要がある ・関係者や施設管理者との調整が必要となる	○
4	ダム再開発（二風谷ダム掘削）	約300億円	・必要な容量を維持していくために、掘削が必要となる ・工事期間中における洪水調節、安定的な利水補給に配慮する必要がある ・関係者との調整が必要となる	○
5	地下水取水	約400億円	・井戸や導水施設等の設置に伴い、用地買収が必要となる ・既存井戸や地盤沈下等の影響について検討が必要となる。 ・伏流水や河川水への影響のほか、地質や水質についても調査が必要となる	○
6	ため池	約700億円	・ため池の設置に伴い、用地買収が必要となる ・地質や環境等の調査が必要となる ・雨水あるいは地区内の流水により必要量を確保することが可能か調査が必要となる	
7	海水淡水化	約2,000億円	・海水淡水化施設や導水施設の設置に伴い、用地買収が必要となる	
8	ダム再開発（岩知志ダム掘削）+河道外貯留施設	不確定	・必要な容量を維持していくために、掘削が必要となる ・工事期間中におけるダムの運用に配慮する必要がある ・貯水池設置に伴い、用地買収が必要となる ・地質や環境等の調査が必要となる ・関係者や施設管理者との調整が必要となる	○
9	ダム再開発（岩知志ダム掘削）+地下水取水	不確定	・必要な容量を維持していくために、掘削が必要となる ・工事期間中におけるダムの運用に配慮する必要がある ・井戸や導水施設等の設置に伴い、用地買収が必要となる ・既存井戸や地盤沈下等の影響について検討が必要となる。 ・伏流水や河川水への影響のほか、地質や水質についても調査が必要となる ・関係者や施設管理者との調整が必要となる	○
10	ダム再開発（岩知志ダム掘削）+ため池	不確定	・必要な容量を維持していくために、掘削が必要となる ・工事期間中におけるダムの運用に配慮する必要がある ・ため池の設置に伴い、用地買収が必要となる ・地質や環境等の調査が必要となる ・雨水あるいは地区内の流水により必要量を確保することが可能か調査が必要となる ・関係者や施設管理者との調整が必要となる	○

注1) 立案した対策案について、極めてコストが高い案については抽出しない。

注2) 「完成するまでに要する費用（概算）」については、平成22年度以降の残事業費である。